

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																																																																																																																																
6	<p>第3章 目指すべき都市の姿</p> <p>1) 都市づくりの基本理念と目標とする将来都市像</p> <p>■ 都市づくりの基本理念</p> <p>第4次三島市総合計画の将来都市像である「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を実現するため、交通結節点としての利便性や本市の貴重な資源である湧水・緑・歴史・文化を活用した魅力あるまちづくりを進めます。また、にぎわいと活力があり、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。</p> <p>■ 目標とする将来都市像</p> <p>第4次三島市総合計画の基本構想や第3次国土利用計画（三島市計画）の基本方針に即し、まちづくりの課題を踏まえ、次の要素を備えた将来都市像を目標とします。</p> <p>●広域拠点都市としての機能が充実したまちづくり</p> <p>市街地の再開発事業や再整備の推進、都市計画道路等の整備促進により、高次な都市機能が立地し易い環境を整え、広域拠点都市としての形成に努めます。</p> <p>●やすらぎと魅力あるまちづくり</p> <p>本市の象徴である湧水と豊かな緑、地域資源を生かしたやすらぎと魅力ある都市環境を形成するため、良質な景観づくりを促進します。</p> <p>●歩いて楽しく、安心して暮らせるまちづくり</p> <p>誰もが快適で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、災害に強い都市基盤整備や水害対策、都市施設のバリアフリー化や歩道の整備などに努めます。</p> <p>●都市的土地利用と自然的土地利用が共生したまちづくり</p> <p>既設の幹線道路や新たに整備された幹線道路の機能を生かした都市的な土地利用と、優良な農地や森林などの自然的土地利用が共生した効率的な土地利用を推進していきます。</p> <p>●環境にやさしいまちづくり</p> <p>本市のかけがえのない財産である豊かな自然やより良い環境を次世代に引き継いでいくため、湧水と豊かな緑の保全、再生可能エネルギーの活用や循環型社会への転換を図り、環境にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>●協働で進めるまちづくり</p> <p>都市計画提案制度の活用などにより市民が参画したまちづくりを進めるとともに、良好な市街地の環境を維持・形成するため、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進していきます。</p> <p>2) 都市計画の目標</p> <p>■ 人口フレーム 総人口・世帯数・年齢別人口フレーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">（）内は%</th> </tr> <tr> <th>平成22年(2010) (基準年・推計値)</th> <th>平成27年(2015) (中間年)</th> <th>平成32年(2020) (目標年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口(人)</td> <td></td> <td>113,200</td> <td>112,200</td> <td>110,100</td> </tr> <tr> <td>世帯数(世帯)</td> <td></td> <td>45,650</td> <td>47,300</td> <td>48,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人口年齢別(人)</td> <td>0～14歳</td> <td>15,250 (13.5)</td> <td>14,100 (12.6)</td> <td>12,700 (11.5)</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td>72,200 (63.8)</td> <td>68,100 (60.7)</td> <td>65,200 (59.2)</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>25,750 (22.7)</td> <td>30,000 (26.7)</td> <td>32,200 (29.3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総数</td> <td>113,200 (100.0)</td> <td>112,200 (100.0)</td> <td>110,100 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 土地利用フレーム (市域面積6,213ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">市街地部(市街化区域相当)</th> </tr> <tr> <th>平成22年(2010) (基準年)</th> <th>平成27年(2015) (中間年)</th> <th>平成32年(2020) (目標年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地部(市街化区域相当)面積(ha)</td> <td></td> <td>1,346</td> <td>1,367</td> <td>1,367</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域面積(ha)</td> <td></td> <td>4,867</td> <td>4,846</td> <td>4,846</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID)人口フレーム(人)</td> <td></td> <td>87,836</td> <td>86,800</td> <td>86,800</td> </tr> <tr> <td>市街地人口密度(人/ha)</td> <td></td> <td>65.2</td> <td>63.4</td> <td>63.4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年次	（）内は%			平成22年(2010) (基準年・推計値)	平成27年(2015) (中間年)	平成32年(2020) (目標年)	総人口(人)		113,200	112,200	110,100	世帯数(世帯)		45,650	47,300	48,500	人口年齢別(人)	0～14歳	15,250 (13.5)	14,100 (12.6)	12,700 (11.5)	15～64歳	72,200 (63.8)	68,100 (60.7)	65,200 (59.2)	65歳以上	25,750 (22.7)	30,000 (26.7)	32,200 (29.3)		総数	113,200 (100.0)	112,200 (100.0)	110,100 (100.0)	項目	年次	市街地部(市街化区域相当)			平成22年(2010) (基準年)	平成27年(2015) (中間年)	平成32年(2020) (目標年)	市街地部(市街化区域相当)面積(ha)		1,346	1,367	1,367	市街化調整区域面積(ha)		4,867	4,846	4,846	市街地(DID)人口フレーム(人)		87,836	86,800	86,800	市街地人口密度(人/ha)		65.2	63.4	63.4	<p>第3章 目指すべき都市の姿</p> <p>1) 都市づくりの基本理念と目標とする将来都市像</p> <p>■ 都市づくりの基本理念</p> <p>第4次三島市総合計画の将来都市像である「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を実現するため、交通結節点としての利便性や本市の貴重な資源である湧水・緑・歴史・文化を活用した魅力あるまちづくりを進めます。また、にぎわいと活力があり、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。</p> <p>■ 目標とする将来都市像</p> <p>第4次三島市総合計画の基本構想や第3次国土利用計画（三島市計画）の基本方針に即し、まちづくりの課題を踏まえ、次の要素を備えた将来都市像を目標とします。</p> <p>●広域拠点都市としての機能が充実したまちづくり</p> <p>市街地の再開発事業や再整備の推進、都市計画道路等の整備促進により、高次な都市機能が立地し易い環境を整え、広域拠点都市としての形成に努めます。</p> <p>●やすらぎと魅力あるまちづくり</p> <p>本市の象徴である湧水と豊かな緑、地域資源を生かしたやすらぎと魅力ある都市環境を形成するため、良質な景観づくりを促進します。</p> <p>●歩いて楽しく、安心して暮らせるまちづくり</p> <p>誰もが快適で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、災害に強い都市基盤整備や水害対策、都市施設のバリアフリー化や歩道の整備などに努めます。</p> <p>●都市的土地利用と自然的土地利用が共生したまちづくり</p> <p>既設の幹線道路や新たに整備された幹線道路の機能を生かした都市的な土地利用と、優良な農地や森林などの自然的土地利用が共生した効率的な土地利用を推進していきます。</p> <p>●環境にやさしいまちづくり</p> <p>本市のかけがえのない財産である豊かな自然やより良い環境を次世代に引き継いでいくため、湧水と豊かな緑の保全、新エネルギーの活用や循環型社会への転換を図り、環境にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>●協働で進めるまちづくり</p> <p>都市計画提案制度の活用などにより市民が参画したまちづくりを進めるとともに、良好な市街地の環境を維持・形成するため、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進していきます。</p> <p>2) 都市計画の目標</p> <p>■ 人口フレーム 総人口・世帯数・年齢別人口フレーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">（）内は%</th> </tr> <tr> <th>平成22年(2010) (基準年・推計値)</th> <th>平成27年(2015) (中間年)</th> <th>平成32年(2020) (目標年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口(人)</td> <td></td> <td>113,200</td> <td>112,200</td> <td>110,100</td> </tr> <tr> <td>世帯数(世帯)</td> <td></td> <td>45,650</td> <td>47,300</td> <td>48,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人口年齢別(人)</td> <td>0～14歳</td> <td>15,250 (13.5)</td> <td>14,100 (12.6)</td> <td>12,700 (11.5)</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td>72,200 (63.8)</td> <td>68,100 (60.7)</td> <td>65,200 (59.2)</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>25,750 (22.7)</td> <td>30,000 (26.7)</td> <td>32,200 (29.3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総数</td> <td>113,200 (100.0)</td> <td>112,200 (100.0)</td> <td>110,100 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 土地利用フレーム (市域面積6,213ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">市街地部(市街化区域相当)</th> </tr> <tr> <th>平成22年(2010) (基準年)</th> <th>平成27年(2015) (中間年)</th> <th>平成32年(2020) (目標年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地部(市街化区域相当)面積(ha)</td> <td></td> <td>1,346</td> <td>1,367</td> <td>1,367</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域面積(ha)</td> <td></td> <td>4,867</td> <td>4,846</td> <td>4,846</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID)人口フレーム(人)</td> <td></td> <td>87,836</td> <td>86,800</td> <td>86,800</td> </tr> <tr> <td>市街地人口密度(人/ha)</td> <td></td> <td>65.2</td> <td>63.4</td> <td>63.4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年次	（）内は%			平成22年(2010) (基準年・推計値)	平成27年(2015) (中間年)	平成32年(2020) (目標年)	総人口(人)		113,200	112,200	110,100	世帯数(世帯)		45,650	47,300	48,500	人口年齢別(人)	0～14歳	15,250 (13.5)	14,100 (12.6)	12,700 (11.5)	15～64歳	72,200 (63.8)	68,100 (60.7)	65,200 (59.2)	65歳以上	25,750 (22.7)	30,000 (26.7)	32,200 (29.3)		総数	113,200 (100.0)	112,200 (100.0)	110,100 (100.0)	項目	年次	市街地部(市街化区域相当)			平成22年(2010) (基準年)	平成27年(2015) (中間年)	平成32年(2020) (目標年)	市街地部(市街化区域相当)面積(ha)		1,346	1,367	1,367	市街化調整区域面積(ha)		4,867	4,846	4,846	市街地(DID)人口フレーム(人)		87,836	86,800	86,800	市街地人口密度(人/ha)		65.2	63.4	63.4	都計	-	
項目				年次	（）内は%																																																																																																																																
		平成22年(2010) (基準年・推計値)	平成27年(2015) (中間年)		平成32年(2020) (目標年)																																																																																																																																
総人口(人)			113,200	112,200	110,100																																																																																																																																
世帯数(世帯)			45,650	47,300	48,500																																																																																																																																
人口年齢別(人)		0～14歳	15,250 (13.5)	14,100 (12.6)	12,700 (11.5)																																																																																																																																
		15～64歳	72,200 (63.8)	68,100 (60.7)	65,200 (59.2)																																																																																																																																
		65歳以上	25,750 (22.7)	30,000 (26.7)	32,200 (29.3)																																																																																																																																
		総数	113,200 (100.0)	112,200 (100.0)	110,100 (100.0)																																																																																																																																
項目		年次	市街地部(市街化区域相当)																																																																																																																																		
			平成22年(2010) (基準年)	平成27年(2015) (中間年)	平成32年(2020) (目標年)																																																																																																																																
市街地部(市街化区域相当)面積(ha)			1,346	1,367	1,367																																																																																																																																
市街化調整区域面積(ha)			4,867	4,846	4,846																																																																																																																																
市街地(DID)人口フレーム(人)			87,836	86,800	86,800																																																																																																																																
市街地人口密度(人/ha)			65.2	63.4	63.4																																																																																																																																
項目		年次	（）内は%																																																																																																																																		
			平成22年(2010) (基準年・推計値)	平成27年(2015) (中間年)	平成32年(2020) (目標年)																																																																																																																																
総人口(人)			113,200	112,200	110,100																																																																																																																																
世帯数(世帯)		45,650	47,300	48,500																																																																																																																																	
人口年齢別(人)	0～14歳	15,250 (13.5)	14,100 (12.6)	12,700 (11.5)																																																																																																																																	
	15～64歳	72,200 (63.8)	68,100 (60.7)	65,200 (59.2)																																																																																																																																	
	65歳以上	25,750 (22.7)	30,000 (26.7)	32,200 (29.3)																																																																																																																																	
	総数	113,200 (100.0)	112,200 (100.0)	110,100 (100.0)																																																																																																																																	
項目	年次	市街地部(市街化区域相当)																																																																																																																																			
		平成22年(2010) (基準年)	平成27年(2015) (中間年)	平成32年(2020) (目標年)																																																																																																																																	
市街地部(市街化区域相当)面積(ha)		1,346	1,367	1,367																																																																																																																																	
市街化調整区域面積(ha)		4,867	4,846	4,846																																																																																																																																	
市街地(DID)人口フレーム(人)		87,836	86,800	86,800																																																																																																																																	
市街地人口密度(人/ha)		65.2	63.4	63.4																																																																																																																																	
6			都計	-																																																																																																																																	
6			都整・三周	-																																																																																																																																	
6			水緑・環政	-																																																																																																																																	
6			都計	-																																																																																																																																	
6			都計・政企	-																																																																																																																																	
6			水緑・環政	有	再生可能エネルギーに表現を統一																																																																																																																																
6			都計・政企	-																																																																																																																																	
6			都計	-																																																																																																																																	
6			都計	-																																																																																																																																	

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
7	<p>3) 将来の都市像</p> <p>■ 拠点</p> <p>中心拠点 </p> <p>中心街は、湧水と水辺の緑を活かした公園や散策路等により、うるおいのあるまちづくりの創出を図ります。また、誰もが利用できる公共施設や商業ゾーンを拠点内に形成し、ふれあいとにぎわいの創出を支援します。</p> <p>三島駅周辺</p> <p>駅周辺の再開発や駅南北地域の交流を活性化させる施設整備のほか、楽寿園を起点に白滝公園や源兵衛川へ続く水と緑の回廊を活かし、富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口として広域的な交通結節点にふさわしい整備を図っていきます。</p> <p>大通り・芝町通り周辺</p> <p>「景観ガイドライン」などによりまち並みの調和を図り、にぎわいのある歩いて楽しい商店街をめざします。</p> <p>三嶋大社周辺</p> <p>門前町にふさわしいまち並みの形成を図るとともに、観光客が立ち寄りやすい店舗を集積し、三嶋大社を訪れた観光客の回遊性の向上を図ります。</p> <p>地域拠点 </p> <p>中心拠点以外の鉄道駅周辺等を地域拠点と位置付け、地域の利便性を高める近隣商業機能の集積を図ります。</p> <p>健康・福祉・医療拠点 </p> <p>東駿河湾環状道路三島玉沢インターチェンジ周辺を、都市の活性化を図るための健康・福祉・医療拠点と位置付け、富士山麓先端健康産業集積プロジェクトの一翼を担うなど健康・福祉・医療機能の集積を図ります。</p> <p>複合交流拠点 </p> <p>東駿河湾環状道路の三島萩、三島塚原、大場・函南の各インターチェンジの周辺は、複合交流拠点と位置付け、地域の利便性を高める機能の集積を図るとともに、交通の利便性を生かした流通業務、観光・レクリエーション等の集積を図ります。</p> <p>産業集積拠点 </p> <p>三ツ谷新田一帯及び徳倉地先並びに都市計画道路西間門新谷線、県道三島静浦港線及び県道清水函南停車場線の沿道は、流通業務施設や研究施設、工場、沿道サービス施設などを集積し、地域経済の振興を図ります。</p> <p>■ ゾーン</p> <p>環境保全ゾーン </p> <p>標高350m以上の公有地及び財産区有地を環境保全ゾーンと位置付け、歴史的環境や自然の保護・保全に努めます。</p> <p>農業ゾーン </p> <p>箱根西麓、佐野地区、中郷地区を農業ゾーンと位置付け、都市的土地利用と優良農地との住み分けを明確にするとともに、農業振興を推進します。</p> <p>工業ゾーン </p> <p>松本・長伏、南二日町、平成台等を工業ゾーンと位置付け、工業の振興と土地利用の純化を図ります。</p> <p>■ 軸</p> <p>交通軸 </p> <p>東駿河湾環状道路及び市街地の骨格を形成する主要幹線道路並びに鉄道を広域的な都市活動を支える交通軸として位置付けます。</p> <p>水と緑の軸 </p> <p>市内の湧水を水源とする小河川や箱根西麓から市街地を流れる大場川などの一級河川を水と緑のクラスター軸と位置付けます。</p> <p>歴史軸 </p> <p>箱根から三嶋大社を経て伊豆国分寺までの旧街道を歴史軸と位置付けます。</p> <p>商業軸 </p> <p>市中心部の大通り・芝町通り沿線や幸原町付近の県道三島裾野線沿線、国道1号や国道136号沿線、大場駅周辺を広域的かつ他市町の商業地に連なる利便性の優れた商業軸と位置付けます。</p>	<p>3) 将来の都市像</p> <p>■ 拠点</p> <p>中心拠点 </p> <p>中心街は、湧水と水辺の緑を活かした公園や散策路等により、うるおいのあるまちづくりの創出を図ります。また、誰もが利用できる公共施設や商業ゾーンを拠点内に形成し、ふれあいとにぎわいの創出を支援します。</p> <p>三島駅周辺</p> <p>駅周辺の再開発や駅南北地域の交流を活性化させる施設整備のほか、楽寿園を起点に白滝公園や源兵衛川へ続く水と緑の回廊を活かし、富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口として広域的な交通結節点にふさわしい整備を図っていきます。</p> <p>大通り・芝町通り周辺</p> <p>「景観ガイドライン」などによりまち並みの調和を図り、にぎわいのある歩いて楽しい商店街をめざします。</p> <p>三嶋大社周辺</p> <p>門前町にふさわしいまち並みの形成を図るとともに、観光客が立ち寄りやすい店舗を集積し、三嶋大社を訪れた観光客の回遊性の向上を図ります。</p> <p>地域拠点 </p> <p>中心拠点以外の鉄道駅周辺等を地域拠点と位置付け、地域の利便性を高める近隣商業機能の集積を図ります。</p> <p>健康・福祉・医療拠点 </p> <p>東駿河湾環状道路三島玉沢インターチェンジ周辺を、都市の活性化を図るための健康・福祉・医療拠点と位置付け、富士山麓先端健康産業集積プロジェクトの一翼を担うなど健康・福祉・医療機能の集積を図ります。</p> <p>複合交流拠点 </p> <p>東駿河湾環状道路の三島萩、三島塚原、大場・函南の各インターチェンジの周辺は、複合交流拠点と位置付け、地域の利便性を高める機能の集積を図るとともに、交通の利便性を生かした流通業務、観光・レクリエーション等の集積を図ります。</p> <p>産業集積拠点 </p> <p>三ツ谷新田地先及び徳倉地先並びに都市計画道路西間門新谷線、県道三島静浦港線及び県道清水函南停車場線の沿道は、流通業務施設や研究施設、工場、沿道サービス施設などを集積し、地域経済の振興を図ります。</p> <p>■ ゾーン</p> <p>環境保全ゾーン </p> <p>標高350m以上の公有地及び財産区有地を環境保全ゾーンと位置付け、歴史的環境や自然の保護・保全に努めます。</p> <p>農業ゾーン </p> <p>箱根西麓、佐野地区、中郷地区を農業ゾーンと位置付け、都市的土地利用と優良農地との住み分けを明確にするとともに、農業振興を推進します。</p> <p>工業ゾーン </p> <p>松本・長伏、南二日町、平成台等を工業ゾーンと位置付け、工業の振興と土地利用の純化を図ります。</p> <p>■ 軸</p> <p>交通軸 </p> <p>東駿河湾環状道路及び市街地の骨格を形成する主要幹線道路並びに鉄道を広域的な都市活動を支える交通軸として位置付けます。</p> <p>水と緑の軸 </p> <p>市内の湧水を水源とする小河川や箱根西麓から市街地を流れる大場川などの一級河川を水と緑のクラスター軸と位置付けます。</p> <p>歴史軸 </p> <p>箱根から三嶋大社を経て伊豆国分寺までの旧街道を歴史軸と位置付けます。</p> <p>商業軸 </p> <p>市中心部の大通り・芝町通り沿線や幸原町付近の県道三島裾野線沿線、国道1号や国道136号沿線、大場駅周辺を広域的かつ他市町の商業地に連なる利便性の優れた商業軸と位置付けます。</p>			
7		商観	-		
7		三周・商観	-		
7		都計・商観	-		
7		商観	-		
7		都計	-		
7		都計・政企	-		
7		都計・政企	-		
7		都計・企立	有	表現の統一	
7		都計・政企	-		
7		都計・政企	-		
7		都計・政企	-		
7		都計	-		
7		都計	-		
7		都計	-		
7		都計	-		

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																								
10	<p>1) 土地利用基本計画 主要課題や将来都市構成を踏まえ、都市づくりの理念や目標とする将来都市像を実現するために、基本的な土地利用計画や整備誘導方を、以下のとおり定めます。</p> <p>土地利用計画及び整備誘導方策</p> <p>■ 都市的土地利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類(土地利用計画)</th> <th>整備誘導方策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">住居系土地利用</td> <td> 低層住宅地（郊外部） 戸建て住宅を主体とする低層住宅地 大規模開発住宅地 ●芙蓉台、初音台、加茂及び東大場では既に地区計画制度の導入により、建築物の壁面の位置や高さの最高限度、敷地面積の最低限度などを定めていますが、それ以外の地区で現在建築協定が締結されている地区は、協定の失効や更新時期にあわせて地区計画制度の導入を図ります。 ●新規に面的整備などにより開発する地域についても、必要に応じ地区計画制度を導入し、ゆとりある住環境の保全に努めます。 大規模開発周辺住宅地 ●上記住宅地の周辺に分布する低層住宅地で、生活道路などの整備が不十分な地区は、防災上の観点から狭あい道路の改善とともに、地区計画制度の導入を図り、良好な住環境を創出します。 </td> </tr> <tr> <td> 市街地住宅地 （既成市街地やその周辺 中層住宅が点在している戸建て住宅地や中高層の集合住宅が主体の住宅地） ●中心市街地で、戸建て住宅が密集している地域では、区画道路などの生活道路が不足している箇所も多いため、利便性の向上と防災上の観点から、地区計画の導入などを検討することにより、生活道路の整備と建物の不燃化を促進します。 </td> </tr> <tr> <td> 幹線道路周辺住宅地 幹線道路周辺の住商混在地 ●新たに幹線道路を整備する区域は、整備に合わせて緩衝用途として住商併用の用途を指定し、後背地の住環境の保全に努めます。 </td> </tr> <tr> <td> 既存集落地 既存の集落を中心とする住宅地 ●市街化調整区域内にある既存集落地は、必要に応じて農業基盤の整備に合わせて、道路や排水施設などの生活基盤の整備を進めます。 </td> </tr> <tr> <td> 自然環境共生型低層住宅地 自然環境と共生する低層住宅地 ●東駿河湾環状道路周辺から農免農道周辺までの既存集落地周辺は、農業的な土地利用を優先しながら自然環境と共生する低密度な住宅の開発を適切に誘導します。 ●優良田園住宅の導入を進め、自然環境と調和した職住近接の新しいライフスタイルの場の創出を図ります。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">商業系土地利用</td> <td> 三島駅周辺 ●市街地再開発事業などによる土地の高度利用を図り、広域的な拠点にふさわしい中心商業・業務地としての高次都市機能や商業・業務機能の集積を図ります。 南口は、駅前から直接楽寿園の森が見えるよう、景観面にも配慮した施設計画を推進します。また、駅前から市民文化会館までのアクセスは歩行者の優先化を図ります。 北口は、広域的結節点にふさわしい都市基盤整備を推進します。また、駅の南北を直接結ぶ自由通路の整備を推進します。 三島駅北口線、下土狩文教線の沿線及び県道三島裾野線西側一帯は、官公庁施設を核に民間建築物との一体的な整備を図ります。 </td> </tr> <tr> <td> 大通り商店街 ●電線類が地中化された大通りは、景観ガイドラインなどに基づいて、まち並みの調和を図るとともに、緑と花による美しく潤いのある景観を創出し、にぎわいのある、歩いて楽しい商店街の形成をめざします。 </td> </tr> <tr> <td> 三嶋大社周辺 ●景観ガイドラインなどに基づいて、三嶋大社の門前町としてのまち並みの形成を促進するとともに、店舗の集積と観光客の回遊を図ります。 芝町通り商店街 ●電線類地中化事業を進め、景観ガイドラインなどに基づくまち並みの調和を図るとともに、水と緑と花による美しく潤いのある景観を創出し、まち歩きを楽しめる快適な商店街の形成を目指します。 </td> </tr> </tbody> </table>	分類(土地利用計画)	整備誘導方策	住居系土地利用	低層住宅地（郊外部） 戸建て住宅を主体とする低層住宅地 大規模開発住宅地 ●芙蓉台、初音台、加茂及び東大場では既に地区計画制度の導入により、建築物の壁面の位置や高さの最高限度、敷地面積の最低限度などを定めていますが、それ以外の地区で現在建築協定が締結されている地区は、協定の失効や更新時期にあわせて地区計画制度の導入を図ります。 ●新規に面的整備などにより開発する地域についても、必要に応じ地区計画制度を導入し、ゆとりある住環境の保全に努めます。 大規模開発周辺住宅地 ●上記住宅地の周辺に分布する低層住宅地で、生活道路などの整備が不十分な地区は、防災上の観点から狭あい道路の改善とともに、地区計画制度の導入を図り、良好な住環境を創出します。	市街地住宅地 （既成市街地やその周辺 中層住宅が点在している戸建て住宅地や中高層の集合住宅が主体の住宅地） ●中心市街地で、戸建て住宅が密集している地域では、区画道路などの生活道路が不足している箇所も多いため、利便性の向上と防災上の観点から、地区計画の導入などを検討することにより、生活道路の整備と建物の不燃化を促進します。	幹線道路周辺住宅地 幹線道路周辺の住商混在地 ●新たに幹線道路を整備する区域は、整備に合わせて緩衝用途として住商併用の用途を指定し、後背地の住環境の保全に努めます。	既存集落地 既存の集落を中心とする住宅地 ●市街化調整区域内にある既存集落地は、必要に応じて農業基盤の整備に合わせて、道路や排水施設などの生活基盤の整備を進めます。	自然環境共生型低層住宅地 自然環境と共生する低層住宅地 ●東駿河湾環状道路周辺から農免農道周辺までの既存集落地周辺は、農業的な土地利用を優先しながら自然環境と共生する低密度な住宅の開発を適切に誘導します。 ● 優良田園住宅の導入を進め、自然環境と調和した職住近接の新しいライフスタイルの場の創出を図ります。	商業系土地利用	三島駅周辺 ●市街地再開発事業などによる土地の高度利用を図り、広域的な拠点にふさわしい中心商業・業務地としての高次都市機能や商業・業務機能の集積を図ります。 南口は、駅前から直接楽寿園の森が見えるよう、景観面にも配慮した施設計画を推進します。また、駅前から市民文化会館までのアクセスは歩行者の優先化を図ります。 北口は、広域的結節点にふさわしい都市基盤整備を推進します。また、駅の南北を直接結ぶ自由通路の整備を推進します。 三島駅北口線、下土狩文教線の沿線及び県道三島裾野線西側一帯は、官公庁施設を核に民間建築物との一体的な整備を図ります。	大通り商店街 ●電線類が地中化された大通りは、景観ガイドラインなどに基づいて、まち並みの調和を図るとともに、 緑と花による美しく潤いのある景観を創出し 、にぎわいのある、歩いて楽しい商店街の形成をめざします。	三嶋大社周辺 ●景観ガイドラインなどに基づいて、三嶋大社の門前町としてのまち並みの形成を促進するとともに、店舗の集積と観光客の回遊を図ります。 芝町通り商店街 ●電線類地中化事業を進め、景観ガイドラインなどに基づくまち並みの調和を図るとともに、 水と緑と花による美しく潤いのある景観を創出し 、まち歩きを楽しめる快適な商店街の形成を目指します。	<p>1) 土地利用基本計画 主要課題や将来都市構成を踏まえ、都市づくりの理念や目標とする将来都市像を実現するために、基本的な土地利用計画や整備誘導方を、以下のとおり定めます。</p> <p>土地利用計画及び整備誘導方策</p> <p>■ 都市的土地利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類(土地利用計画)</th> <th>整備誘導方策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">住居系土地利用</td> <td> 低層住宅地（郊外部） 戸建て住宅を主体とする低層住宅地 大規模開発住宅地 ●芙蓉台、初音台、加茂及び東大場では既に地区計画制度の導入により、建築物の壁面の位置や高さの最高限度、敷地面積の最低限度などを定めていますが、それ以外の地区で現在建築協定が締結されている地区は、協定の失効や更新時期にあわせて地区計画制度の導入を図ります。 ●新規に面的整備などにより開発する地域についても、必要に応じ地区計画制度を導入し、ゆとりある住環境の保全に努めます。 大規模開発周辺住宅地 ●上記住宅地の周辺に分布する低層住宅地で、生活道路などの整備が不十分な地区は、防災上の観点から狭あい道路の改善とともに、地区計画制度の導入を図り、良好な住環境を創出します。 </td> </tr> <tr> <td> 市街地住宅地 （既成市街地やその周辺 中層住宅が点在している戸建て住宅地や中高層の集合住宅が主体の住宅地） ●中心市街地で、戸建て住宅が密集している地域では、区画道路などの生活道路が不足している箇所も多いため、利便性の向上と防災上の観点から、地区計画の導入などを検討することにより、生活道路の整備と建物の不燃化を促進します。 </td> </tr> <tr> <td> 幹線道路周辺住宅地 幹線道路周辺の住商混在地 ●新たに幹線道路を整備する区域は、整備に合わせて緩衝用途として住商併用の用途を指定し、後背地の住環境の保全に努めます。 </td> </tr> <tr> <td> 既存集落地 既存の集落を中心とする住宅地 ●市街化調整区域内にある既存集落地は、必要に応じて農業基盤の整備に合わせて、道路や排水施設などの生活基盤の整備を進めます。 </td> </tr> <tr> <td> 自然環境共生型低層住宅地 自然環境と共生する低層住宅地 ●東駿河湾環状道路周辺から農免農道周辺までの既存集落地周辺は、農業的な土地利用を優先しながら自然環境と共生する低密度な住宅の開発を適切に誘導します。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">商業系土地利用</td> <td> 三島駅周辺 ●市街地再開発事業などによる土地の高度利用を図り、広域的な拠点にふさわしい中心商業・業務地としての高次都市機能や商業・業務機能の集積を図ります。 南口は、駅前から直接楽寿園の森が見えるよう、景観面にも配慮した施設計画を推進します。また、駅前から市民文化会館までのアクセスは歩行者の優先化を図ります。 北口は、広域的結節点にふさわしい都市基盤整備を推進します。また、駅の南北を直接結ぶ自由通路の整備を推進します。 三島駅北口線、下土狩文教線の沿線及び県道三島裾野線西側一帯は、官公庁施設を核に民間建築物との一体的な整備を図ります。 </td> </tr> <tr> <td> 大通り商店街 ●電線類が地中化された大通りは、景観ガイドラインなどに基づいて、まち並みの調和を図り、にぎわいのある、歩いて楽しい商店街の形成をめざします。 </td> </tr> <tr> <td> 三嶋大社周辺 ●景観ガイドラインなどに基づいて、三嶋大社の門前町としてのまち並みの形成を促進するとともに、店舗の集積と観光客の回遊を図ります。 芝町通り商店街 ●電線類地中化事業を進め、景観ガイドラインなどに基づくまち並みの調和を図り、まち歩きを楽しめる快適な商店街の形成を目指します。 </td> </tr> </tbody> </table>	分類(土地利用計画)	整備誘導方策	住居系土地利用	低層住宅地（郊外部） 戸建て住宅を主体とする低層住宅地 大規模開発住宅地 ●芙蓉台、初音台、加茂及び東大場では既に地区計画制度の導入により、建築物の壁面の位置や高さの最高限度、敷地面積の最低限度などを定めていますが、それ以外の地区で現在建築協定が締結されている地区は、協定の失効や更新時期にあわせて地区計画制度の導入を図ります。 ●新規に面的整備などにより開発する地域についても、必要に応じ地区計画制度を導入し、ゆとりある住環境の保全に努めます。 大規模開発周辺住宅地 ●上記住宅地の周辺に分布する低層住宅地で、生活道路などの整備が不十分な地区は、防災上の観点から狭あい道路の改善とともに、地区計画制度の導入を図り、良好な住環境を創出します。	市街地住宅地 （既成市街地やその周辺 中層住宅が点在している戸建て住宅地や中高層の集合住宅が主体の住宅地） ●中心市街地で、戸建て住宅が密集している地域では、区画道路などの生活道路が不足している箇所も多いため、利便性の向上と防災上の観点から、地区計画の導入などを検討することにより、生活道路の整備と建物の不燃化を促進します。	幹線道路周辺住宅地 幹線道路周辺の住商混在地 ●新たに幹線道路を整備する区域は、整備に合わせて緩衝用途として住商併用の用途を指定し、後背地の住環境の保全に努めます。	既存集落地 既存の集落を中心とする住宅地 ●市街化調整区域内にある既存集落地は、必要に応じて農業基盤の整備に合わせて、道路や排水施設などの生活基盤の整備を進めます。	自然環境共生型低層住宅地 自然環境と共生する低層住宅地 ●東駿河湾環状道路周辺から農免農道周辺までの既存集落地周辺は、農業的な土地利用を優先しながら自然環境と共生する低密度な住宅の開発を適切に誘導します。	商業系土地利用	三島駅周辺 ●市街地再開発事業などによる土地の高度利用を図り、広域的な拠点にふさわしい中心商業・業務地としての高次都市機能や商業・業務機能の集積を図ります。 南口は、駅前から直接楽寿園の森が見えるよう、景観面にも配慮した施設計画を推進します。また、駅前から市民文化会館までのアクセスは歩行者の優先化を図ります。 北口は、広域的結節点にふさわしい都市基盤整備を推進します。また、駅の南北を直接結ぶ自由通路の整備を推進します。 三島駅北口線、下土狩文教線の沿線及び県道三島裾野線西側一帯は、官公庁施設を核に民間建築物との一体的な整備を図ります。	大通り商店街 ●電線類が地中化された大通りは、景観ガイドラインなどに基づいて、まち並みの調和を図り、 にぎわいのある、歩いて楽しい商店街の形成をめざします。	三嶋大社周辺 ●景観ガイドラインなどに基づいて、三嶋大社の門前町としてのまち並みの形成を促進するとともに、店舗の集積と観光客の回遊を図ります。 芝町通り商店街 ●電線類地中化事業を進め、景観ガイドラインなどに基づくまち並みの調和を図り、 まち歩きを楽しめる快適な商店街の形成を目指します。	都計	-	
分類(土地利用計画)		整備誘導方策																											
住居系土地利用		低層住宅地（郊外部） 戸建て住宅を主体とする低層住宅地 大規模開発住宅地 ●芙蓉台、初音台、加茂及び東大場では既に地区計画制度の導入により、建築物の壁面の位置や高さの最高限度、敷地面積の最低限度などを定めていますが、それ以外の地区で現在建築協定が締結されている地区は、協定の失効や更新時期にあわせて地区計画制度の導入を図ります。 ●新規に面的整備などにより開発する地域についても、必要に応じ地区計画制度を導入し、ゆとりある住環境の保全に努めます。 大規模開発周辺住宅地 ●上記住宅地の周辺に分布する低層住宅地で、生活道路などの整備が不十分な地区は、防災上の観点から狭あい道路の改善とともに、地区計画制度の導入を図り、良好な住環境を創出します。																											
		市街地住宅地 （既成市街地やその周辺 中層住宅が点在している戸建て住宅地や中高層の集合住宅が主体の住宅地） ●中心市街地で、戸建て住宅が密集している地域では、区画道路などの生活道路が不足している箇所も多いため、利便性の向上と防災上の観点から、地区計画の導入などを検討することにより、生活道路の整備と建物の不燃化を促進します。																											
		幹線道路周辺住宅地 幹線道路周辺の住商混在地 ●新たに幹線道路を整備する区域は、整備に合わせて緩衝用途として住商併用の用途を指定し、後背地の住環境の保全に努めます。																											
		既存集落地 既存の集落を中心とする住宅地 ●市街化調整区域内にある既存集落地は、必要に応じて農業基盤の整備に合わせて、道路や排水施設などの生活基盤の整備を進めます。																											
		自然環境共生型低層住宅地 自然環境と共生する低層住宅地 ●東駿河湾環状道路周辺から農免農道周辺までの既存集落地周辺は、農業的な土地利用を優先しながら自然環境と共生する低密度な住宅の開発を適切に誘導します。 ● 優良田園住宅の導入を進め、自然環境と調和した職住近接の新しいライフスタイルの場の創出を図ります。																											
		商業系土地利用	三島駅周辺 ●市街地再開発事業などによる土地の高度利用を図り、広域的な拠点にふさわしい中心商業・業務地としての高次都市機能や商業・業務機能の集積を図ります。 南口は、駅前から直接楽寿園の森が見えるよう、景観面にも配慮した施設計画を推進します。また、駅前から市民文化会館までのアクセスは歩行者の優先化を図ります。 北口は、広域的結節点にふさわしい都市基盤整備を推進します。また、駅の南北を直接結ぶ自由通路の整備を推進します。 三島駅北口線、下土狩文教線の沿線及び県道三島裾野線西側一帯は、官公庁施設を核に民間建築物との一体的な整備を図ります。																										
大通り商店街 ●電線類が地中化された大通りは、景観ガイドラインなどに基づいて、まち並みの調和を図るとともに、 緑と花による美しく潤いのある景観を創出し 、にぎわいのある、歩いて楽しい商店街の形成をめざします。																													
三嶋大社周辺 ●景観ガイドラインなどに基づいて、三嶋大社の門前町としてのまち並みの形成を促進するとともに、店舗の集積と観光客の回遊を図ります。 芝町通り商店街 ●電線類地中化事業を進め、景観ガイドラインなどに基づくまち並みの調和を図るとともに、 水と緑と花による美しく潤いのある景観を創出し 、まち歩きを楽しめる快適な商店街の形成を目指します。																													
分類(土地利用計画)		整備誘導方策																											
住居系土地利用		低層住宅地（郊外部） 戸建て住宅を主体とする低層住宅地 大規模開発住宅地 ●芙蓉台、初音台、加茂及び東大場では既に地区計画制度の導入により、建築物の壁面の位置や高さの最高限度、敷地面積の最低限度などを定めていますが、それ以外の地区で現在建築協定が締結されている地区は、協定の失効や更新時期にあわせて地区計画制度の導入を図ります。 ●新規に面的整備などにより開発する地域についても、必要に応じ地区計画制度を導入し、ゆとりある住環境の保全に努めます。 大規模開発周辺住宅地 ●上記住宅地の周辺に分布する低層住宅地で、生活道路などの整備が不十分な地区は、防災上の観点から狭あい道路の改善とともに、地区計画制度の導入を図り、良好な住環境を創出します。																											
		市街地住宅地 （既成市街地やその周辺 中層住宅が点在している戸建て住宅地や中高層の集合住宅が主体の住宅地） ●中心市街地で、戸建て住宅が密集している地域では、区画道路などの生活道路が不足している箇所も多いため、利便性の向上と防災上の観点から、地区計画の導入などを検討することにより、生活道路の整備と建物の不燃化を促進します。																											
		幹線道路周辺住宅地 幹線道路周辺の住商混在地 ●新たに幹線道路を整備する区域は、整備に合わせて緩衝用途として住商併用の用途を指定し、後背地の住環境の保全に努めます。																											
		既存集落地 既存の集落を中心とする住宅地 ●市街化調整区域内にある既存集落地は、必要に応じて農業基盤の整備に合わせて、道路や排水施設などの生活基盤の整備を進めます。																											
		自然環境共生型低層住宅地 自然環境と共生する低層住宅地 ●東駿河湾環状道路周辺から農免農道周辺までの既存集落地周辺は、農業的な土地利用を優先しながら自然環境と共生する低密度な住宅の開発を適切に誘導します。																											
		商業系土地利用	三島駅周辺 ●市街地再開発事業などによる土地の高度利用を図り、広域的な拠点にふさわしい中心商業・業務地としての高次都市機能や商業・業務機能の集積を図ります。 南口は、駅前から直接楽寿園の森が見えるよう、景観面にも配慮した施設計画を推進します。また、駅前から市民文化会館までのアクセスは歩行者の優先化を図ります。 北口は、広域的結節点にふさわしい都市基盤整備を推進します。また、駅の南北を直接結ぶ自由通路の整備を推進します。 三島駅北口線、下土狩文教線の沿線及び県道三島裾野線西側一帯は、官公庁施設を核に民間建築物との一体的な整備を図ります。																										
大通り商店街 ●電線類が地中化された大通りは、景観ガイドラインなどに基づいて、まち並みの調和を図り、 にぎわいのある、歩いて楽しい商店街の形成をめざします。																													
三嶋大社周辺 ●景観ガイドラインなどに基づいて、三嶋大社の門前町としてのまち並みの形成を促進するとともに、店舗の集積と観光客の回遊を図ります。 芝町通り商店街 ●電線類地中化事業を進め、景観ガイドラインなどに基づくまち並みの調和を図り、 まち歩きを楽しめる快適な商店街の形成を目指します。																													
都計	-																												
都計	-																												
都計	-																												
都計	-																												
都計	-																												
都計	有	県が進める「家・庭一体のまちづくり」と、内陸Fの「田園居住区整備促進事業」を位置付け																											
都計・三周	-																												
都計・三周	-																												
都計・三周	-																												
都計	-																												
都計・商観	有	ガーデンシティの観点を追加																											
都計・商観	-																												
都計・商観	有	ガーデンシティの観点を追加																											

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																																																																																																		
13	<p>整備プログラム</p> <p>■都市的土地利用</p> <p>既成市街地の中で、三島駅周辺のように土地利用の増進を図るべき地域や、区画道路が不十分で、都市計画道路の整備とともに生活環境の向上を図る必要のある地域、また、住宅地の拡大や新拠点形成のために新たに市街地の形成を図る必要のある地域は、市街地再開発事業、民間開発などにより整備を進めます。</p> <p>中心市街地の住居系地区で、区画道路などの不足や住宅の密集により住環境が劣っている地区は、防災面からも、良好な住宅地の形成を図ります。</p> <p>また、人口の流出や高齢化が進んでいる中心市街地の商業系地区は、建物の共同化を促進し、空地や広場などの確保を進めることにより、住環境の向上と都心居住の推進を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">夏 期</th> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～ H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">萩土地区画整理事業</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">萩末広山線の整備を進めるとともに、良好な住宅地の供給を図る</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三島駅南口（東街区）市街地再開発事業</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口にふさわしい施設の導入と拠点施設の整備を促進する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">三島駅南口（西街区）市街地再開発事業</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">本街区市街地再開発事業を補完し、三島駅西側地区の活性化につながる施設の導入と拠点施設の整備を促進する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■自然的・農業的土地利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">夏 期</th> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～ H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">県営担い手育成基盤整備事業（中郷地区）</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">幹線農道、幹線排水路の整備を図る</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">県営一般農道整備事業（箱根西麓地区）</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">農道整備により、農産物・生産流通機構と農村環境の整備を図る</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	夏 期	プログラム	期 間		方 針	～ H22	H23～H32	1	萩土地区画整理事業			萩末広山線の整備を進めるとともに、良好な住宅地の供給を図る			1	三島駅南口（東街区）市街地再開発事業			富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口にふさわしい施設の導入と拠点施設の整備を促進する			2	三島駅南口（西街区）市街地再開発事業			本街区市街地再開発事業を補完し、三島駅西側地区の活性化につながる施設の導入と拠点施設の整備を促進する			夏 期	プログラム	期 間		方 針	～ H22	H23～H32	1	県営担い手育成基盤整備事業（中郷地区）			幹線農道、幹線排水路の整備を図る			2	県営一般農道整備事業（箱根西麓地区）			農道整備により、農産物・生産流通機構と農村環境の整備を図る			<p>整備プログラム</p> <p>■都市的土地利用</p> <p>既成市街地の中で、三島駅周辺のように土地利用の増進を図るべき地域や、区画道路が不十分で、都市計画道路の整備とともに生活環境の向上を図る必要のある地域、また、住宅地の拡大や新拠点形成のために新たに市街地の形成を図る必要のある地域は、市街地再開発事業、民間開発などにより整備を進めます。</p> <p>中心市街地の住居系地区で、区画道路などの不足や住宅の密集により住環境が劣っている地区は、防災面からも、良好な住宅地の形成を図ります。</p> <p>また、人口の流出や高齢化が進んでいる中心市街地の商業系地区は、建物の共同化を促進し、空地や広場などの確保を進めることにより、住環境の向上と都心居住の推進を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">夏 期</th> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～ H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">萩土地区画整理事業</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">萩末広山線の整備を進めるとともに、良好な住宅地の供給を図る</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三島駅南口（東街区）市街地再開発事業</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口にふさわしい施設の導入と拠点施設の整備を促進する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">三島駅南口（西街区）市街地再開発事業</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">本街区市街地再開発事業を補完し、三島駅西側地区の活性化につながる施設の導入と拠点施設の整備を促進する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■自然的・農業的土地利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">夏 期</th> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～ H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">県営担い手育成基盤整備事業（中郷地区）</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">幹線農道、幹線排水路の整備を図る</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">県営一般農道整備事業（箱根西麓地区）</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">農道整備により、農産物・生産流通機構と農村環境の整備を図る</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	夏 期	プログラム	期 間		方 針	～ H22	H23～H32	1	萩土地区画整理事業			萩末広山線の整備を進めるとともに、良好な住宅地の供給を図る			1	三島駅南口（東街区）市街地再開発事業			富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口にふさわしい施設の導入と拠点施設の整備を促進する			2	三島駅南口（西街区）市街地再開発事業			本街区市街地再開発事業を補完し、三島駅西側地区の活性化につながる施設の導入と拠点施設の整備を促進する			夏 期	プログラム	期 間		方 針	～ H22	H23～H32	1	県営担い手育成基盤整備事業（中郷地区）			幹線農道、幹線排水路の整備を図る			2	県営一般農道整備事業（箱根西麓地区）			農道整備により、農産物・生産流通機構と農村環境の整備を図る			都計・三周	-	
夏 期				プログラム	期 間		方 針																																																																																																
		～ H22	H23～H32																																																																																																				
1		萩土地区画整理事業			萩末広山線の整備を進めるとともに、良好な住宅地の供給を図る																																																																																																		
1		三島駅南口（東街区）市街地再開発事業			富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口にふさわしい施設の導入と拠点施設の整備を促進する																																																																																																		
2		三島駅南口（西街区）市街地再開発事業			本街区市街地再開発事業を補完し、三島駅西側地区の活性化につながる施設の導入と拠点施設の整備を促進する																																																																																																		
夏 期		プログラム	期 間		方 針																																																																																																		
	～ H22		H23～H32																																																																																																				
1	県営担い手育成基盤整備事業（中郷地区）			幹線農道、幹線排水路の整備を図る																																																																																																			
2	県営一般農道整備事業（箱根西麓地区）			農道整備により、農産物・生産流通機構と農村環境の整備を図る																																																																																																			
夏 期	プログラム	期 間		方 針																																																																																																			
		～ H22	H23～H32																																																																																																				
1	萩土地区画整理事業			萩末広山線の整備を進めるとともに、良好な住宅地の供給を図る																																																																																																			
1	三島駅南口（東街区）市街地再開発事業			富士・箱根・伊豆や北駿への玄関口にふさわしい施設の導入と拠点施設の整備を促進する																																																																																																			
2	三島駅南口（西街区）市街地再開発事業			本街区市街地再開発事業を補完し、三島駅西側地区の活性化につながる施設の導入と拠点施設の整備を促進する																																																																																																			
夏 期	プログラム	期 間		方 針																																																																																																			
		～ H22	H23～H32																																																																																																				
1	県営担い手育成基盤整備事業（中郷地区）			幹線農道、幹線排水路の整備を図る																																																																																																			
2	県営一般農道整備事業（箱根西麓地区）			農道整備により、農産物・生産流通機構と農村環境の整備を図る																																																																																																			
13	都計	-																																																																																																					
13	都計	-																																																																																																					
13	都整	-																																																																																																					
13	三周	-																																																																																																					
13	三周	-																																																																																																					
13	農政	-																																																																																																					
13	農政	-																																																																																																					

頁	改正後				改正前				担当課	修正 有無	修正理由等		
	参	プログラム	期 間 H23~H32	方 針	参	プログラム	期 間 H23~H32	方 針					
15	誘導プログラム				誘導プログラム								
15	■地区計画導入想定地区				■地区計画導入想定地区								
15	大規模開発住宅地	1	仮) 萩北地区計画	良好な住環境を創出していく。	大規模開発住宅地	1	仮) 萩北地区計画	良好な住環境を創出していく。	都計	-			
15	小規模開発住宅地	2	仮) 北沢地区計画	幅広い処理終了後に導入していく。	小規模開発住宅地	2	仮) 北沢地区計画	幅広い処理終了後に導入していく。	都計	-			
15	既存住宅地保全地区	3	仮) 谷田小山台地区計画	現在の住環境を保全していく。	既存住宅地保全地区	3	仮) 谷田小山台地区計画	現在の住環境を保全していく。	都計	-			
15		4	仮) 富士見台地区計画	現在の住環境を保全していく。		4	仮) 富士見台地区計画	現在の住環境を保全していく。	都計	-			
15		5	仮) 東巻町地区計画	現在の住環境を保全していく。		5	仮) 東巻町地区計画	現在の住環境を保全していく。	都計	-			
15		6	仮) 佐野見晴台地区計画	現在の住環境を保全していく。		6	仮) 佐野見晴台地区計画	現在の住環境を保全していく。	都計	-			
15		7	仮) 三恵台地区計画	現在の住環境を保全していく。		7	仮) 三恵台地区計画	現在の住環境を保全していく。	都計	-			
15		8	仮) 錦が丘地区計画	現在の住環境を保全していく。		8	仮) 錦が丘地区計画	現在の住環境を保全していく。	都計	-			
15		9	仮) パサディナタウン地区計画	現在の住環境を保全していく。		9	仮) パサディナタウン地区計画	現在の住環境を保全していく。	都計	-			
15		自然環境共生型低層住宅地	10	仮) 大場赤土優良田園住宅地区計画		三島市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に基づき、良好な住環境を創出していく。	(追加)				都計	有	内陸F1ゆとりある田園居住区整備促進事業」について地区計画制度導入により実現しようとするもの
15			11	仮) 市山優良田園住宅地区計画		三島市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に基づき、良好な住環境を創出していく。		(追加)				都計	
15	12		仮) 三ツ谷優良田園住宅地区計画	三島市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に基づき、良好な住環境を創出していく。	(追加)					都計	有		
15	既存住宅地等改善地区	13	仮) 坂地区計画	既存集落の活力維持と定住対策を行っていく。	既存住宅地等改善地区	10	仮) 坂地区計画	既存集落の活力維持と定住対策を行っていく。	都計	-			
15	中心商業・業務地形成地区	14	三島駅南口周辺地区計 (整備方針は都市計画決)	南口周辺の整備に合わせて地区整備計画を導入していく。	中心商業・業務地形成地区	11	三島駅南口周辺地区計 (整備方針は都市計画決)	南口周辺の整備に合わせて地区整備計画を導入していく。	都計	-			
15		15	三島駅北口周辺地区計画	高次な都市機能への転換や良好な都市環境の形成を図っていく。		12	三島駅北口周辺地区計画	高次な都市機能への転換や良好な都市環境の形成を図っていく。	都計	-			
15		16	仮) 三嶋大社周辺地区計画	門前町にふさわしい景観を形成していく。		13	仮) 三嶋大社周辺地区計画	門前町にふさわしい景観を形成していく。	都計	-			
15	沿道型商業・業務地形成地区	17	仮) 国道1号沿線地区計画	沿道サービス施設等の立地を整理し、良好な市街地の形成を図っていく。	沿道型商業・業務地形成地区	14	仮) 国道1号沿線地区計画	沿道サービス施設等の立地を整理し、良好な市街地の形成を図っていく。	都計	-			
15		18	仮) 国道136号沿線地区計画	沿道サービス施設等の立地を整理し、良好な市街地の形成を図っていく。		15	仮) 国道136号沿線地区計画	沿道サービス施設等の立地を整理し、良好な市街地の形成を図っていく。	都計	-			
15	健康・福祉・医療拠点形成地区	19	仮) 玉沢インターチェンジ周辺地区計画	健康・福祉・医療施設やファミマ/レニプロジェクト等の推進を図る研究施設などを適正に配置していく。	健康・福祉・医療拠点形成地区	16	仮) 玉沢インターチェンジ周辺地区計画	健康・福祉・医療施設や富士山麓在圏推進事業プロジェクト等の推進を図る研究施設などを適正に配置していく。	都計	有			
15	複合交流拠点形成地区	20	仮) 萩インターチェンジ周辺地区計画	地域の核となるような商業施設や文化・情報などのコミュニティ施設、医療施設などの立地を誘導していく。	複合交流拠点形成地区	17	仮) 萩インターチェンジ周辺地区計画	地域の核となるような商業施設や文化・情報などのコミュニティ施設、医療施設などの立地を誘導していく。	都計	-			
15		21	仮) 塚原インターチェンジ周辺地区計画	流通業務、観光・レクリエーションなどを主体とする開発を適正に誘導していく。		18	仮) 塚原インターチェンジ周辺地区計画	流通業務、観光・レクリエーションなどを主体とする開発を適正に誘導していく。	都計	-			
15		22	仮) 大場・函南インターチェンジ周辺地区計画	流通業務施設や沿道サービス施設、観光・レクリエーションなどを適正に誘導していく。		19	仮) 大場・函南インターチェンジ周辺地区計画	流通業務施設や沿道サービス施設、交通・研究施設などを適正に誘導していく。	都計	有	P11複合交流拠点の表現と整合を図った		
15	産業集積拠点形成地区	23	仮) 三ツ谷産業集積地区計画	流通業務施設や研究施設、工場などの立地を適正に誘導していく。	産業集積拠点形成地区	20	仮) 三ツ谷産業集積地区計画	流通業務施設や研究施設、工場などの立地を適正に誘導していく。	都計	-			
15		24	仮) 東駿河湾環状道路周辺・徳倉地先地区計画	自然環境を保全しつつ工場や研究施設などの開発を適正に誘導していく。		21	仮) 東駿河湾環状道路周辺・徳倉地先地区計画	自然環境を保全しつつ工場や研究施設などの開発を適正に誘導していく。	都計	-			
15		25	仮) 西間門新谷線沿線地区計画	流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。		22	仮) 西間門新谷線沿線地区計画	流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。	都計	-			
15		26	仮) 三島静浦港沿線地区計画	流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。		23	仮) 三島静浦港沿線地区計画	流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。	都計	-			
15		27	仮) 清水函南停車場線沿線地区計画	流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。		24	仮) 清水函南停車場線沿線地区計画	流通業務施設や沿道サービス施設などの立地を適正に誘導していく。	都計	-			

頁	改正後																									
17	2) 都市施設基本計画																									
17	都市計画道路等																									
17	道路は人や物の通り道として交通混雑や渋滞の解消ばかりでなく、街路樹などの環境面や幅員の広い歩道の設置によるにぎわいの創出、高度情報化社会に対応した電話線やケーブルの埋設、災害時の避難路や緊急物資の輸送路としての役割など様々な機能を持っています。																									
17	本市は戦災に遭わなかったことなどから、昔からの道路が市街地の骨格を成し、このような道路に張り付くように市街地が形成されています。また、東海道本線、東海道新幹線、伊豆箱根鉄道駿豆線が接続する交通結節点でもあります。																									
17	円滑な都市活動を図るため、本市を含む東駿河湾都市圏（6市4町）では、平成16年度から18年度にかけて「パーソントリップ調査」の見直しを行い、東駿河湾都市圏総合都市交通計画を策定しました。																									
17	この調査結果と、平成23年度以降に実施する都市計画道路の必要性再検証の結果を踏まえ、交通ネットワーク及び将来都市構造における都市軸の機能強化に努めていくとともに、本市の特色である湧水と水辺の緑、歴史と文化の香るまち並みを維持した交通環境の育成を図っていきます。																									
17	また、人にやさしい交通環境や歩行者空間を確保するため、すべての人々が安全で快適に活動できるバリアフリー空間の形成を目指します。																									
17	さらに、限られた道路幅員の中で歩行者等の安全を確保するため、自動車の速度や通過交通を抑制する「歩車共存道」の整備を推進するとともに、地域や県公安委員会と協議しながら「ゾーン30※」の導入を進めます。																									
17	■ 基本方針																									
17	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">交通軸</td> <td rowspan="2">広域連携軸</td> <td>高規格幹線道路</td> <td>全国的な自動車交通網を構成する、自動車交通の高速性・安全性を確保した自動車専用道路であって、旧建設大臣が指定したものの</td> <td>東駿河湾環状線、伊豆縦貫自動車道</td> </tr> <tr> <td>主要幹線道路</td> <td>都市圏の内外を連絡し、広域的な連携を図る道路網を形成する道路</td> <td>中央幹線（国道1号）、東駿河湾環状線、三島西南線（国道136号）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通軸</td> <td rowspan="2">都市内連携軸</td> <td>主要幹線道路</td> <td>都市圏内の広域拠点や市町間を連絡し都市圏域の骨格を形成する道路</td> <td>谷田幸原線、西間門新谷線、三島裾野線、東本町幸原線、三島駅北口線、下土狩文教線、沼津三島線、仮）谷田新谷線</td> </tr> <tr> <td>幹線道路</td> <td>都市内において、市街地構成の骨格を形成する道路</td> <td>小山三軒家線、祇園原線、南町文教線、川原ヶ谷八幡線、谷田玉沢線、仮）錦田大場線、仮）梅名大場線、仮）梅名徳倉線、主要地方道三島富士線、一般県道伊豆仁田停車場線、一般県道三島静浦港線、一般県道清水函南停車場線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td></td> <td>補助幹線道路</td> <td>都市内において、地区の外郭を形成する道路</td> <td>上記以外の都市計画道路</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生活道路</td> <td>市民の日常生活における安全性の向上を図るため、市道の拡幅、細街路・通学路等の改善や充実を図ります。また、人にやさしい交通環境を形成するため、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に通行できる道路及び歩行者空間の確保に努めます。さらに、限られた道路幅員の中で歩行者等の安全を確保するため、自動車の速度や通過交通を抑制する「歩車共存道」の整備を推進します。</td> <td></td> </tr> </table>	交通軸	広域連携軸	高規格幹線道路	全国的な自動車交通網を構成する、自動車交通の高速性・安全性を確保した自動車専用道路であって、旧建設大臣が指定したものの	東駿河湾環状線、伊豆縦貫自動車道	主要幹線道路	都市圏の内外を連絡し、広域的な連携を図る道路網を形成する道路	中央幹線（国道1号）、東駿河湾環状線、三島西南線（国道136号）	交通軸	都市内連携軸	主要幹線道路	都市圏内の広域拠点や市町間を連絡し都市圏域の骨格を形成する道路	谷田幸原線、西間門新谷線、三島裾野線、東本町幸原線、三島駅北口線、下土狩文教線、沼津三島線、仮）谷田新谷線	幹線道路	都市内において、市街地構成の骨格を形成する道路	小山三軒家線、祇園原線、南町文教線、川原ヶ谷八幡線、谷田玉沢線、仮）錦田大場線、仮）梅名大場線、仮）梅名徳倉線、主要地方道三島富士線、一般県道伊豆仁田停車場線、一般県道三島静浦港線、一般県道清水函南停車場線	その他		補助幹線道路	都市内において、地区の外郭を形成する道路	上記以外の都市計画道路		生活道路	市民の日常生活における安全性の向上を図るため、市道の拡幅、細街路・通学路等の改善や充実を図ります。また、人にやさしい交通環境を形成するため、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に通行できる道路及び歩行者空間の確保に努めます。さらに、限られた道路幅員の中で歩行者等の安全を確保するため、自動車の速度や通過交通を抑制する「歩車共存道」の整備を推進します。	
交通軸	広域連携軸			高規格幹線道路	全国的な自動車交通網を構成する、自動車交通の高速性・安全性を確保した自動車専用道路であって、旧建設大臣が指定したものの	東駿河湾環状線、伊豆縦貫自動車道																				
		主要幹線道路	都市圏の内外を連絡し、広域的な連携を図る道路網を形成する道路	中央幹線（国道1号）、東駿河湾環状線、三島西南線（国道136号）																						
交通軸	都市内連携軸	主要幹線道路	都市圏内の広域拠点や市町間を連絡し都市圏域の骨格を形成する道路	谷田幸原線、西間門新谷線、三島裾野線、東本町幸原線、三島駅北口線、下土狩文教線、沼津三島線、仮）谷田新谷線																						
		幹線道路	都市内において、市街地構成の骨格を形成する道路	小山三軒家線、祇園原線、南町文教線、川原ヶ谷八幡線、谷田玉沢線、仮）錦田大場線、仮）梅名大場線、仮）梅名徳倉線、主要地方道三島富士線、一般県道伊豆仁田停車場線、一般県道三島静浦港線、一般県道清水函南停車場線																						
その他		補助幹線道路	都市内において、地区の外郭を形成する道路	上記以外の都市計画道路																						
		生活道路	市民の日常生活における安全性の向上を図るため、市道の拡幅、細街路・通学路等の改善や充実を図ります。また、人にやさしい交通環境を形成するため、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に通行できる道路及び歩行者空間の確保に努めます。さらに、限られた道路幅員の中で歩行者等の安全を確保するため、自動車の速度や通過交通を抑制する「歩車共存道」の整備を推進します。																							
17	■ 維持管理の方針																									
17	これまで整備してきた既存の道路等については、予防保全の考え方に基づき適切に維持管理を行い、計画的な修繕や更新によるトータルコストの縮減・平準化を図ります。																									
17	既存の橋梁については、三島市橋梁長寿命化計画に基づき、適切に維持・管理・更新をしていきます。																									
17	【巻末用語解説】																									
17	※ゾーン30 ：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと。																									

改正前																									
2) 都市施設基本計画																									
都市計画道路等																									
道路は人や物の通り道として交通混雑や渋滞の解消ばかりでなく、街路樹などの環境面や幅員の広い歩道の設置によるにぎわいの創出、高度情報化社会に対応した電話線やケーブルの埋設、災害時の避難路や緊急物資の輸送路としての役割など様々な機能を持っています。																									
本市は戦災に遭わなかったことなどから、昔からの道路が市街地の骨格を成し、このような道路に張り付くように市街地が形成されています。また、東海道本線、東海道新幹線、伊豆箱根鉄道駿豆線が接続する交通結節点でもあります。																									
円滑な都市活動を図るため、本市を含む東駿河湾都市圏（6市4町）では、平成16年度から18年度にかけて「パーソントリップ調査」の見直しを行い、東駿河湾都市圏総合都市交通計画を策定しました。																									
この調査結果と、平成23年度以降に実施する都市計画道路の必要性再検証の結果を踏まえ、交通ネットワーク及び将来都市構造における都市軸の機能強化に努めていくとともに、本市の特色である湧水と水辺の緑、歴史と文化の香るまち並みを維持した交通環境の育成を図っていきます。																									
また、人にやさしい交通環境や歩行者空間を確保するため、すべての人々が安全で快適に活動できるバリアフリー空間の形成を目指します。																									
(追加)																									
■ 基本方針																									
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">交通軸</td> <td rowspan="2">広域連携軸</td> <td>高規格幹線道路</td> <td>全国的な自動車交通網を構成する、自動車交通の高速性・安全性を確保した自動車専用道路であって、旧建設大臣が指定したものの</td> <td>東駿河湾環状線、伊豆縦貫自動車道</td> </tr> <tr> <td>主要幹線道路</td> <td>都市圏の内外を連絡し、広域的な連携を図る道路網を形成する道路</td> <td>中央幹線（国道1号）、東駿河湾環状線、三島西南線（国道136号）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通軸</td> <td rowspan="2">都市内連携軸</td> <td>主要幹線道路</td> <td>都市圏内の広域拠点や市町間を連絡し都市圏域の骨格を形成する道路</td> <td>谷田幸原線、西間門新谷線、三島裾野線、東本町幸原線、三島駅北口線、下土狩文教線、沼津三島線、仮）谷田新谷線</td> </tr> <tr> <td>幹線道路</td> <td>都市内において、市街地構成の骨格を形成する道路</td> <td>小山三軒家線、祇園原線、南町文教線、川原ヶ谷八幡線、谷田玉沢線、仮）錦田大場線、仮）梅名大場線、仮）梅名徳倉線、主要地方道三島富士線、一般県道伊豆仁田停車場線、一般県道三島静浦港線、一般県道清水函南停車場線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td></td> <td>補助幹線道路</td> <td>都市内において、地区の外郭を形成する道路</td> <td>上記以外の都市計画道路</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生活道路</td> <td>市民の日常生活における安全性の向上を図るため、市道の拡幅、細街路・通学路等の改善や充実を図ります。また、人にやさしい交通環境を形成するため、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に通行できる道路及び歩行者空間の確保に努めます。</td> <td></td> </tr> </table>	交通軸	広域連携軸	高規格幹線道路	全国的な自動車交通網を構成する、自動車交通の高速性・安全性を確保した自動車専用道路であって、旧建設大臣が指定したものの	東駿河湾環状線、伊豆縦貫自動車道	主要幹線道路	都市圏の内外を連絡し、広域的な連携を図る道路網を形成する道路	中央幹線（国道1号）、東駿河湾環状線、三島西南線（国道136号）	交通軸	都市内連携軸	主要幹線道路	都市圏内の広域拠点や市町間を連絡し都市圏域の骨格を形成する道路	谷田幸原線、西間門新谷線、三島裾野線、東本町幸原線、三島駅北口線、下土狩文教線、沼津三島線、仮）谷田新谷線	幹線道路	都市内において、市街地構成の骨格を形成する道路	小山三軒家線、祇園原線、南町文教線、川原ヶ谷八幡線、谷田玉沢線、仮）錦田大場線、仮）梅名大場線、仮）梅名徳倉線、主要地方道三島富士線、一般県道伊豆仁田停車場線、一般県道三島静浦港線、一般県道清水函南停車場線	その他		補助幹線道路	都市内において、地区の外郭を形成する道路	上記以外の都市計画道路		生活道路	市民の日常生活における安全性の向上を図るため、市道の拡幅、細街路・通学路等の改善や充実を図ります。また、人にやさしい交通環境を形成するため、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に通行できる道路及び歩行者空間の確保に努めます。	
交通軸			広域連携軸	高規格幹線道路	全国的な自動車交通網を構成する、自動車交通の高速性・安全性を確保した自動車専用道路であって、旧建設大臣が指定したものの	東駿河湾環状線、伊豆縦貫自動車道																			
	主要幹線道路	都市圏の内外を連絡し、広域的な連携を図る道路網を形成する道路		中央幹線（国道1号）、東駿河湾環状線、三島西南線（国道136号）																					
交通軸	都市内連携軸	主要幹線道路	都市圏内の広域拠点や市町間を連絡し都市圏域の骨格を形成する道路	谷田幸原線、西間門新谷線、三島裾野線、東本町幸原線、三島駅北口線、下土狩文教線、沼津三島線、仮）谷田新谷線																					
		幹線道路	都市内において、市街地構成の骨格を形成する道路	小山三軒家線、祇園原線、南町文教線、川原ヶ谷八幡線、谷田玉沢線、仮）錦田大場線、仮）梅名大場線、仮）梅名徳倉線、主要地方道三島富士線、一般県道伊豆仁田停車場線、一般県道三島静浦港線、一般県道清水函南停車場線																					
その他		補助幹線道路	都市内において、地区の外郭を形成する道路	上記以外の都市計画道路																					
		生活道路	市民の日常生活における安全性の向上を図るため、市道の拡幅、細街路・通学路等の改善や充実を図ります。また、人にやさしい交通環境を形成するため、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に通行できる道路及び歩行者空間の確保に努めます。																						
(追加)																									

担当課	修正有無	修正理由等
都計	-	
都計	有	スマートウエルネスの観点から、歩きやすく安全な歩行空間の確保について取り組みを追加
都計	-	
都計	-	
都計	-	
都計	有	正式名称に修正
都計	-	
都計	有	スマートウエルネスシティ構想の概念を取り込んだ基本理念である「歩車共存道」を追加
都計	有	ファシリティマネジメントの考え方を反映

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

頁	改正後				改正前				担当課	修正 有無	修正理由等
	要 項	プログラム	期 間 ～ H23～H32	方 針	要 項	プログラム	期 間 ～ H23～H32	方 針			
21	①	1・4・1 3・1・55 3・2・54 東駿河湾環状線（事業中）		東名高速道路、第二東名高速道路や伊豆方面などの、広域から集中・発生する交通を都市圏の外側で受け持つ	①	1・4・1 3・1・55 3・2・54 東駿河湾環状線（事業中）		東名高速道路、第二東名高速道路や伊豆方面などの、広域から集中・発生する交通を都市圏の外側で受け持つ	都計	-	
21	②	1・4・3 伊豆縦貫自動車道		伊豆半島の南北軸として整備を図る	②	1・4・3 伊豆縦貫自動車道		伊豆半島の南北軸として整備を図る	都計	-	
21	③	3・2・1 中央幹線（事業中）		市街地に集中・発生する交通を処理するとともに、周辺市町に伸びる連絡道路として整備を図る	③	3・2・1 中央幹線（事業中）		市街地に集中・発生する交通を処理するとともに、周辺市町に伸びる連絡道路として整備を図る	都計	-	
21	④	3・3・7 谷田幸原線（事業中）		市街地に集中・発生する交通を処理し、交通環境の改善を図る	④	3・3・7 谷田幸原線（事業中）		市街地に集中・発生する交通を処理し、交通環境の改善を図る	都計	-	
21	⑤	3・3・60 三島函南線（事業中）		田方地域への骨格道路として、交通環境の改善と沿道景観の誘導を図る	⑤	3・3・60 三島函南線（事業中）		田方地域への骨格道路として、交通環境の改善と沿道景観の誘導を図る	都計	-	
21	⑥	3・4・11 西間門新谷線（事業中）		市街地の骨格を形成する道路として、清水町と体系的に整備を図る	⑥	3・4・11 西間門新谷線（事業中）		市街地の骨格を形成する道路として、清水町と体系的に整備を図る	都計	-	
21	⑦	3・4・67 下土狩文教線（事業中）		市街地の骨格を形成する道路として、長泉町と体系的に整備を図る	⑦	3・4・67 下土狩文教線（事業中）		市街地の骨格を形成する道路として、長泉町と体系的に整備を図る	都計	-	
21	⑧	3・4・27 小山三軒家線		三島駅南口にアクセスする幹線道路として整備を図る	⑧	3・4・27 小山三軒家線		三島駅南口にアクセスする幹線道路として整備を図る	都計	-	
21	⑨	3・5・38 南町文教線		市街地の南北幹線道路として整備する	⑨	3・5・38 南町文教線		市街地の南北幹線道路として整備する	都計	-	
21	⑩	3・5・39 三島駅前通り線		三島駅南口へのアクセスする幹線道路として整備を図る	⑩	3・5・39 三島駅前通り線		三島駅南口へのアクセスする幹線道路として整備を図る	都計	-	
21	⑪	3・4・30 東本町幸原線		市街地南北の主軸として、また、市街地に集中・発生する交通を処理する道路として整備を図る	⑪	3・4・30 東本町幸原線		市街地南北の主軸として、また、市街地に集中・発生する交通を処理する道路として整備を図る	都計	-	
21	⑫	3・4・45 3・4・69 三島駅北口線（事業中）		三島駅北口にアクセスし、公共交通などの利便性を高めるため整備を図る	⑫	3・4・45 3・4・69 三島駅北口線（事業中）		三島駅北口にアクセスし、公共交通などの利便性を高めるため整備を図る	都計	-	
21	⑬	3・3・10 沼津三島線		三島駅北口にアクセスする広域圏の東西軸として整備を図る	⑬	3・3・10 沼津三島線		三島駅北口にアクセスする広域圏の東西軸として整備を図る	都計	-	
21	⑭	3・4・64 三島裾野線（事業中）		本市の北部地域と裾野市とを結ぶ都市間連絡道路として整備を図る	⑭	3・4・64 三島裾野線（事業中）		本市の北部地域と裾野市とを結ぶ都市間連絡道路として整備を図る	都計	-	
21	⑮	3・5・53 谷田玉沢線（事業中）		市街地の骨格道路から東駿河湾環状線にアクセスする連絡道路として整備を図る	⑮	3・5・53 谷田玉沢線（事業中）		市街地の骨格道路から東駿河湾環状線にアクセスする連絡道路として整備を図る	都計	-	
21	⑯	3・4・65 萩末広山線		三島裾野線と萩土地区画整理事業区域内を結ぶ補助幹線道路として整備を図る	⑯	3・4・65 萩末広山線		三島裾野線と萩土地区画整理事業区域内を結ぶ補助幹線道路として整備を図る	都計	-	
21	⑰	仮）梅名徳倉線		本市と清水町とを結ぶ主要東西軸として整備を図る	⑰	仮）梅名徳倉線		本市と清水町とを結ぶ主要東西軸として整備を図る	都計	-	
21	⑱	仮）梅名大場線		東駿河湾環状線にアクセスする道路として、また、本市と函南町とを結ぶ主要東西軸として整備を図る	⑱	仮）梅名大場線		東駿河湾環状線にアクセスする道路として、また、本市と函南町とを結ぶ主要東西軸として整備を図る	都計	-	
21	⑲	3・4・31 砥園原線（事業中）		東駿河湾環状線にアクセスする道路として整備 小山三軒家線との接続部の整備を図る	⑲	3・4・31 砥園原線（事業中）		東駿河湾環状線にアクセスする道路として整備 小山三軒家線との接続部の整備を図る	都計	-	

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
22	<p>公共交通</p> <p>人口減少や高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持・向上させるため、日常生活上不可欠な移動の確保、コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通ネットワークの構築、さらには、国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活性化など、地域公共交通が果たす役割は増大しています。</p> <p>これらの要請に応えるため、関係する事業者等との合意の下で、既存路線・ダイヤの見直し、新たなサービスの導入などを検討し、コンパクトなまちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成していきます。</p> <p>また、健幸都市※づくりの観点から、自家用車に過度に頼らずとも歩いて暮らせるまちづくりを推進し、公共交通の利用を促進することで、高齢者等の外出機会の拡大による健康づくりへの貢献や、低炭素なまちづくりへも繋げていきます。</p> <p>鉄道</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本市には、JR東海道新幹線、JR東海道本線、伊豆箱根鉄道駿豆線の3路線があります。</p> <p>JR三島駅は、静岡県東部地域の交通の要衝、富士・箱根・伊豆の観光の玄関口、北駿地域に広がる企業・研究所、富士山麓先端健康産業の集積構想における広域交流拠点として、ますます重要性が増しています。</p> <p>このため、三島駅の南と北の都市機能を有機的に結び、駅利用者の利便性の向上、南北地域の交流による駅周辺のにぎわいの創出とさらなる地域活性化を図るため、JR三島駅の南北自由通路の整備を推進していきます。</p> <p>また、三島市移動等円滑化基本構想に基づき、駅舎等の一層のバリアフリー化を進めるなど、市民が利用しやすい公共交通機関としての整備を促進していきます。</p> <p>バス</p> <p>■ 基本方針</p> <p>現在、静岡県内の乗合バス輸送人員は、ピーク時の昭和43年度と比較して、約4分の1の水準にまで減少しており、乗合バス事業者による不採算バス路線からの撤退が更に進むことが懸念されています。</p> <p>今後は、高齢化の進展により交通弱者が増加し、とりわけ日常生活の「足」としてのバス利用に対するニーズが高まることが予想されます。</p> <p>このため、誰もが快適に移動できるようバス機能の充実と生活交通バス路線を維持するための広域的な検討体制づくりを進め、効果的な施策の推進を図るとともに、公共交通の空白地域の解消を図るため、引き続きコミュニティバスの導入を推進します。</p> <p>また、関係事業者等と連携し、乗り換えの円滑化、路線ルートの見直しなどを含む路線バスの充実策や鉄道とバスの接続・連携を検討します。さらに、高齢者などの交通弱者解消に向け、デマンド型交通※などの導入を検討します。</p>	<p>公共交通</p> <p>(追加)</p> <p>鉄道</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本市には、JR東海道新幹線、JR東海道本線、伊豆箱根鉄道駿豆線の3路線があります。</p> <p>JR三島駅は、静岡県東部地域の交通の要衝、富士・箱根・伊豆の観光の玄関口、北駿地域に広がる企業・研究所、富士山麓先端健康産業の集積構想における広域交流拠点として、ますます重要性が増しています。</p> <p>このため、三島駅の南と北の都市機能を有機的に結び、駅利用者の利便性の向上、南北地域の交流による駅周辺のにぎわいの創出とさらなる地域活性化を図るため、JR三島駅の南北自由通路の整備を推進していきます。</p> <p>また、三島市移動等円滑化基本構想に基づき、駅舎等の一層のバリアフリー化を進めるなど、市民が利用しやすい公共交通機関としての整備を促進していきます。</p> <p>バス</p> <p>■ 基本方針</p> <p>現在、静岡県内の乗合バス輸送人員は、ピーク時の昭和43年度と比較して、約4分の1の水準にまで減少しており、乗合バス事業者による不採算バス路線からの撤退が更に進むことが懸念されています。</p> <p>今後は、高齢化の進展により交通弱者が増加し、とりわけ日常生活の「足」としてのバス利用に対するニーズが高まることが予想されます。</p> <p>このため、誰もが快適に移動できるようバス機能の充実と生活交通バス路線を維持するための広域的な検討体制づくりを進め、効果的な施策の推進を図るとともに、公共交通の空白地域の解消を図るため、引き続きコミュニティバスの導入を推進します。</p>			
22			都計	有	・地域公共交通活性化・再生法の改正(地域公共交通網形成計画の策定) ・都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画との連携)
22			都計	有	スマートウエルネスの観点(歩いて暮らせるまちづくり)
22			都計	-	
22			都計	-	
22			政企・三周	-	
22			都計・地安	-	
22			都計・地安	-	
22			都計・地安	-	
22			都計・地安	有	スマートウエルネスの観点から、公共交通の充実や利便性の向上策について追加
22	バス会社実施するもの	自治体実施するもの			
22	●契約バスの運行強化	●道路改良ーバスベいの整備	●契約バスの運行強化	●道路改良ーバスベいの整備	
22	●バス路線網の再検討	駅前広場の整備	●バス路線網の再検討	駅前広場の整備	地安・都整・土木
22	●相互乗り入れ制度の導入	道路右折帯の改良	●相互乗り入れ制度の導入	道路右折帯の改良	
22	●鉄道とバス路線の有機的な連携方策の検討(レール&バスライド)		●鉄道とバス路線の有機的な連携方策の検討(レール&バスライド)		都計・地安
22	■ 整備・誘導プログラム		■ 整備・誘導プログラム		
22	プログラム	期 間	プログラム	期 間	方 針
22		H23~H32		H23~H32	
22	バスベいの整備		バスベいの整備		道路改良と合わせて整備を進める
22					都整・土木
22	【巻末用語解説】				
22	※ 健幸都市：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営む都市。三島市では、健康をまちづくりの中核に位置づけ、保健・医療分野だけでなく、生活環境や地域社会、学校や企業など、あらゆる分野を視野に入れた取り組みにより、都市そのものを健康にすることで、市民が自然に健康で豊かになれる都市を構築する取組み「スマートウエルネス構想」を推進し健幸都市の実現を目指している。				
22	※ デマンド型交通：予約型の運行形態の輸送サービス。福祉輸送（要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービス）や特定施設の送迎サービス等は含まない。				
22		(追加)		(追加)	

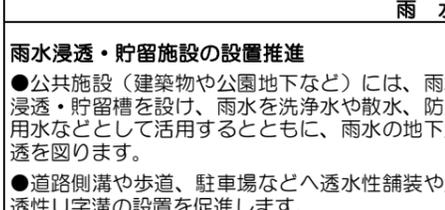
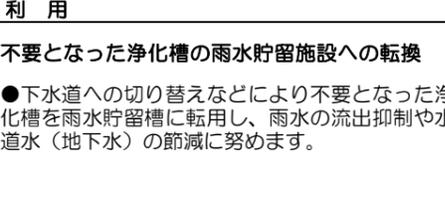
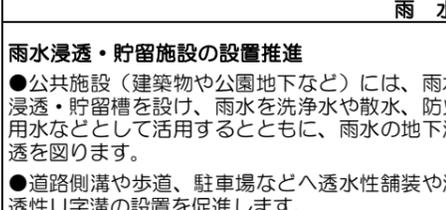
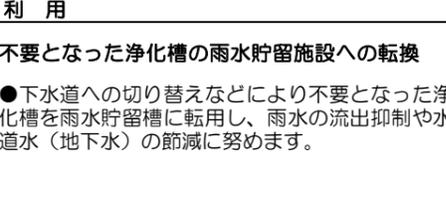
頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																																																																
23	<p>駐車場</p> <p>■ 基本方針</p> <p>駐車場需要の多い三島駅周辺、大通り商店街沿道、三嶋大社周辺は、路上駐車やうろつき交通が多く、また道路の幅員も狭いことから車の走行性や歩行者等の安全性を著しく低下させています。</p> <p>このため、駐車場整備地区の指定附置義務駐車場条例の制定などにより、駐車場の整備拡充に努めるとともに、観光客の集客にあたり大きな課題となっている観光バス等の駐車スペース確保策として、<u>三島駅・三嶋大社周辺の既存駐車場の利便性を高め</u>、中心市街地への移動拠点として活用する方法も検討していきます。</p> <p>なお、中心市街地の既存駐車場は、来訪者が利用しやすいシステムへ変更するなど、利用促進を図ります。</p> <p>■ 整備・誘導プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～ H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場整備地区の指定</td> <td></td> <td></td> <td>第1期として三島駅周辺を指定する</td> </tr> <tr> <td>附置義務駐車場条例の制定</td> <td></td> <td></td> <td>第1期として三島駅周辺を対象とする</td> </tr> <tr> <td>仮) 三島駅南口駐車場</td> <td></td> <td></td> <td>仮) 三島駅南口市街地再開発事業で整備する</td> </tr> </tbody> </table> <p>自転車駐車場</p> <p>■ 基本方針</p> <p>三島駅や三島広小路駅などの主要駅周辺の自転車放置禁止区域の拡大を図ります。</p> <p>また、通勤・通学者や市内の観光施設、せせらぎ回遊ルートなどを訪れる人々の利便性を高めるため導入しているレンタサイクルシステムを今後も継続していくとともに、自転車専用レーンの設置に努めます。</p> <p>■ 整備・誘導プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～ H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐輪場の拡充</td> <td></td> <td></td> <td>三島駅南口の市街地再開発と連携して駐輪場の整備を図る</td> </tr> <tr> <td>放置禁止区域の拡大</td> <td></td> <td></td> <td>条例で位置付ける</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム	期 間		方 針	～ H22	H23～H32	駐車場整備地区の指定			第1期として三島駅周辺を指定する	附置義務駐車場条例の制定			第1期として三島駅周辺を対象とする	仮) 三島駅南口駐車場			仮) 三島駅南口市街地再開発事業で整備する	プログラム	期 間		方 針	～ H22	H23～H32	駐輪場の拡充			三島駅南口の市街地再開発と連携して駐輪場の整備を図る	放置禁止区域の拡大			条例で位置付ける	<p>駐車場</p> <p>■ 基本方針</p> <p>駐車場需要の多い三島駅周辺、大通り商店街沿道、三嶋大社周辺は、路上駐車やうろつき交通が多く、また道路の幅員も狭いことから車の走行性や歩行者等の安全性を著しく低下させています。</p> <p>このため、駐車場整備地区の指定附置義務駐車場条例の制定などにより、駐車場の整備拡充に努めるとともに、観光客の集客にあたり大きな課題となっている観光バス等の駐車スペース確保策として、<u>郊外に駐車場等施設を設置し</u>、中心市街地への移動拠点として活用する方法も検討していきます。</p> <p>なお、中心市街地の既存駐車場は、来訪者が利用しやすいシステムへ変更するなど、利用促進を図ります。</p> <p>■ 整備・誘導プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～ H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場整備地区の指定</td> <td></td> <td></td> <td>第1期として三島駅周辺を指定する</td> </tr> <tr> <td>附置義務駐車場条例の制定</td> <td></td> <td></td> <td>第1期として三島駅周辺を対象とする</td> </tr> <tr> <td>仮) 三島駅南口駐車場</td> <td></td> <td></td> <td>仮) 三島駅南口市街地再開発事業で整備する</td> </tr> </tbody> </table> <p>自転車駐車場</p> <p>■ 基本方針</p> <p>三島駅や三島広小路駅などの主要駅周辺の自転車放置禁止区域の拡大を図ります。</p> <p>また、通勤・通学者や市内の観光施設、せせらぎ回遊ルートなどを訪れる人々の利便性を高めるため導入しているレンタサイクルシステムを今後も継続していくとともに、自転車専用レーンの設置に努めます。</p> <p>■ 整備・誘導プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～ H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐輪場の拡充</td> <td></td> <td></td> <td>三島駅南口の市街地再開発と連携して駐輪場の整備を図る</td> </tr> <tr> <td>放置禁止区域の拡大</td> <td></td> <td></td> <td>条例で位置付ける</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム	期 間		方 針	～ H22	H23～H32	駐車場整備地区の指定			第1期として三島駅周辺を指定する	附置義務駐車場条例の制定			第1期として三島駅周辺を対象とする	仮) 三島駅南口駐車場			仮) 三島駅南口市街地再開発事業で整備する	プログラム	期 間		方 針	～ H22	H23～H32	駐輪場の拡充			三島駅南口の市街地再開発と連携して駐輪場の整備を図る	放置禁止区域の拡大			条例で位置付ける	都計	-	
プログラム			期 間			方 針																																																															
		～ H22	H23～H32																																																																		
駐車場整備地区の指定				第1期として三島駅周辺を指定する																																																																	
附置義務駐車場条例の制定				第1期として三島駅周辺を対象とする																																																																	
仮) 三島駅南口駐車場				仮) 三島駅南口市街地再開発事業で整備する																																																																	
プログラム		期 間		方 針																																																																	
		～ H22	H23～H32																																																																		
駐輪場の拡充				三島駅南口の市街地再開発と連携して駐輪場の整備を図る																																																																	
放置禁止区域の拡大				条例で位置付ける																																																																	
プログラム	期 間		方 針																																																																		
	～ H22	H23～H32																																																																			
駐車場整備地区の指定			第1期として三島駅周辺を指定する																																																																		
附置義務駐車場条例の制定			第1期として三島駅周辺を対象とする																																																																		
仮) 三島駅南口駐車場			仮) 三島駅南口市街地再開発事業で整備する																																																																		
プログラム	期 間		方 針																																																																		
	～ H22	H23～H32																																																																			
駐輪場の拡充			三島駅南口の市街地再開発と連携して駐輪場の整備を図る																																																																		
放置禁止区域の拡大			条例で位置付ける																																																																		
	都計・商観	有	郊外への駐車場施設等整備では中心市街地への誘客効果は薄いため。																																																																		
	都計	-																																																																			
	都計	-																																																																			
	都計	-																																																																			
	三周	-																																																																			
	地安	-																																																																			
	商観・土木・都整	-																																																																			
	地安・三周	-																																																																			
	地安	-																																																																			

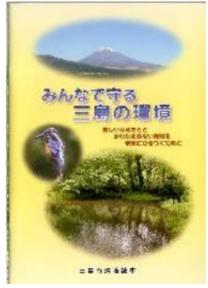
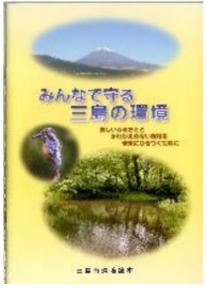
頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																																																																																				
26	<p>■ 計画目標</p> <p>基本方針を実現するため、以下の計画目標を設定して公園や緑の確保を図ります。</p> <p>●都市計画区域に対して約53%の緑地を確保する。</p> <p>市民が健康で快適な生活を営むために、都市計画区域に対し約53%の緑地を確保します。</p> <p>●拠点となる公園や歩いて概ね5分以内に行ける身近な公園を整備する。</p> <p>市民の憩いの場や災害時の避難場所となる身近な公園を整備していきます。</p> <p>また、錦田地区、中郷地区などの、公園未整備地区への公園整備を検討していきます。</p> <p>●概ね2.1㎡/人の都市公園の面積を確保する。</p> <p>身近な公園の適正な配置を進めるため、都市公園については一人当たり約2.1㎡の面積を確保します。</p>	<p>■ 計画目標</p> <p>基本方針を実現するため、以下の計画目標を設定して公園や緑の確保を図ります。</p> <p>●都市計画区域に対して約53%の緑地を確保する。</p> <p>市民が健康で快適な生活を営むために、都市計画区域に対し約53%の緑地を確保します。</p> <p>●拠点となる公園や歩いて概ね5分以内に行ける身近な公園を整備する。</p> <p>市民の憩いの場や災害時の避難場所となる身近な公園を整備していきます。</p> <p>また、錦田地区、中郷地区などの、公園未整備地区への公園整備を検討していきます。</p> <p>●概ね2.1㎡/人の都市公園の面積を確保する。</p> <p>身近な公園の適正な配置を進めるため、都市公園については一人当たり約2.1㎡の面積を確保します。</p>	水緑	-																																																																																					
26	<p>■ 都市公園の整備方針</p> <p>整備目標</p> <p>既に公園として機能があるものの都市公園として位置付けのないものは、都市公園として位置付け、都市計画決定していくほか、新たに宅地開発などに伴う公園・緑地の確保や、既存公園の再整備に努めます。また、需要に合わせて墓園の機能の拡充を図ります。</p>	<p>■ 都市公園の整備方針</p> <p>整備目標</p> <p>既に公園として機能があるものの都市公園として位置付けのないものは、都市公園として位置付け、都市計画決定していくほか、新たに宅地開発などに伴う公園・緑地の確保や、既存公園の再整備に努めます。また、需要に合わせて墓園の機能の拡充を図ります。</p>	水緑	-																																																																																					
26	<p>整備方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園等の種別</th> <th rowspan="2">設置目的</th> <th>現況</th> <th>整備目標</th> </tr> <tr> <th>(平成21年)</th> <th>(平成32年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>街区内の居住者が利用する公園</td> <td>55箇所</td> <td>55箇所</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>近隣の居住者が利用する公園</td> <td>3箇所</td> <td>7箇所</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>市内の居住者が休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的に利用する公園</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特殊公園</td> <td>(1)風致公園</td> <td>樹林地、湖沼等の良好な自然的環境を保全する公園</td> <td>1箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>(2)歴史公園</td> <td>文化的若しくは歴史的な意義を有する公園</td> <td>—</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>墓園</td> <td>墓地及び風致美観の機能を合わせ持つ施設</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	公園等の種別	設置目的	現況	整備目標	(平成21年)	(平成32年)	街区公園	街区内の居住者が利用する公園	55箇所	55箇所	近隣公園	近隣の居住者が利用する公園	3箇所	7箇所	総合公園	市内の居住者が休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的に利用する公園	1箇所	1箇所	特殊公園	(1)風致公園	樹林地、湖沼等の良好な自然的環境を保全する公園	1箇所	3箇所	(2)歴史公園	文化的若しくは歴史的な意義を有する公園	—	2箇所	墓園	墓地及び風致美観の機能を合わせ持つ施設	1箇所	1箇所	<p>整備方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園等の種別</th> <th rowspan="2">設置目的</th> <th>現況</th> <th>整備目標</th> </tr> <tr> <th>(平成21年)</th> <th>(平成32年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>街区内の居住者が利用する公園</td> <td>55箇所</td> <td>55箇所</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>近隣の居住者が利用する公園</td> <td>3箇所</td> <td>7箇所</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>市内の居住者が休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的に利用する公園</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特殊公園</td> <td>(1)風致公園</td> <td>樹林地、湖沼等の良好な自然的環境を保全する公園</td> <td>1箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>(2)歴史公園</td> <td>文化的若しくは歴史的な意義を有する公園</td> <td>—</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>墓園</td> <td>墓地及び風致美観の機能を合わせ持つ施設</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	公園等の種別	設置目的	現況	整備目標	(平成21年)	(平成32年)	街区公園	街区内の居住者が利用する公園	55箇所	55箇所	近隣公園	近隣の居住者が利用する公園	3箇所	7箇所	総合公園	市内の居住者が休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的に利用する公園	1箇所	1箇所	特殊公園	(1)風致公園	樹林地、湖沼等の良好な自然的環境を保全する公園	1箇所	3箇所	(2)歴史公園	文化的若しくは歴史的な意義を有する公園	—	2箇所	墓園	墓地及び風致美観の機能を合わせ持つ施設	1箇所	1箇所	水緑	-																							
公園等の種別	設置目的			現況	整備目標																																																																																				
		(平成21年)	(平成32年)																																																																																						
街区公園	街区内の居住者が利用する公園	55箇所	55箇所																																																																																						
近隣公園	近隣の居住者が利用する公園	3箇所	7箇所																																																																																						
総合公園	市内の居住者が休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的に利用する公園	1箇所	1箇所																																																																																						
特殊公園	(1)風致公園	樹林地、湖沼等の良好な自然的環境を保全する公園	1箇所	3箇所																																																																																					
	(2)歴史公園	文化的若しくは歴史的な意義を有する公園	—	2箇所																																																																																					
墓園	墓地及び風致美観の機能を合わせ持つ施設	1箇所	1箇所																																																																																						
公園等の種別	設置目的	現況	整備目標																																																																																						
		(平成21年)	(平成32年)																																																																																						
街区公園	街区内の居住者が利用する公園	55箇所	55箇所																																																																																						
近隣公園	近隣の居住者が利用する公園	3箇所	7箇所																																																																																						
総合公園	市内の居住者が休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的に利用する公園	1箇所	1箇所																																																																																						
特殊公園	(1)風致公園	樹林地、湖沼等の良好な自然的環境を保全する公園	1箇所	3箇所																																																																																					
	(2)歴史公園	文化的若しくは歴史的な意義を有する公園	—	2箇所																																																																																					
墓園	墓地及び風致美観の機能を合わせ持つ施設	1箇所	1箇所																																																																																						
26	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期間</th> <th rowspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>～H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向山古墳群公園</td> <td>■</td> <td></td> <td>向山古墳群とその周辺を公園として整備する</td> </tr> <tr> <td>嫁ヶ久保公園</td> <td></td> <td>■</td> <td>萩土地区画整理事業で整備する</td> </tr> <tr> <td>子供の森公園</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>自然環境を活用した公園としての機能充実を図る</td> </tr> <tr> <td>楽寿園</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>楽寿園再編対策事業で市民に親しまれる「ガーデンシティのセントラルパーク」として再整備する</td> </tr> <tr> <td>白滝公園</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>修景整備により楽寿園の緑との一体化を図る</td> </tr> <tr> <td>仮) 温水池公園</td> <td></td> <td>■</td> <td>都市公園として位置付ける</td> </tr> <tr> <td>仮) 史跡山中城跡公園</td> <td></td> <td>■</td> <td>都市公園として位置付ける</td> </tr> <tr> <td>長伏公園</td> <td></td> <td>■</td> <td>スポーツ施設の拡充を図る</td> </tr> <tr> <td>三島墓園</td> <td></td> <td>■</td> <td>機能の拡充を図る</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム	期間		方針	～H22	H23～H32	向山古墳群公園	■		向山古墳群とその周辺を公園として整備する	嫁ヶ久保公園		■	萩土地区画整理事業で整備する	子供の森公園	■	■	自然環境を活用した公園としての機能充実を図る	楽寿園	■	■	楽寿園再編対策事業で市民に親しまれる「ガーデンシティのセントラルパーク」として再整備する	白滝公園	■	■	修景整備により楽寿園の緑との一体化を図る	仮) 温水池公園		■	都市公園として位置付ける	仮) 史跡山中城跡公園		■	都市公園として位置付ける	長伏公園		■	スポーツ施設の拡充を図る	三島墓園		■	機能の拡充を図る	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期間</th> <th rowspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>～H22</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮) 向山古墳群公園</td> <td>■</td> <td></td> <td>向山古墳群とその周辺を公園として整備する</td> </tr> <tr> <td>嫁ヶ久保公園</td> <td></td> <td>■</td> <td>萩土地区画整理事業で整備する</td> </tr> <tr> <td>子供の森公園</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>自然環境を活用した公園としての機能充実を図る</td> </tr> <tr> <td>楽寿園</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>楽寿園再編対策事業で市民に親しまれる公園として再整備する</td> </tr> <tr> <td>白滝公園</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>修景整備により楽寿園の緑との一体化を図る</td> </tr> <tr> <td>仮) 温水池公園</td> <td></td> <td>■</td> <td>都市公園として位置付ける</td> </tr> <tr> <td>仮) 史跡山中城跡公園</td> <td></td> <td>■</td> <td>都市公園として位置付ける</td> </tr> <tr> <td>長伏公園</td> <td></td> <td>■</td> <td>スポーツ施設の再整備をする</td> </tr> <tr> <td>三島墓園</td> <td></td> <td>■</td> <td>機能の拡充を図る</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム	期間		方針	～H22	H23～H32	仮) 向山古墳群公園	■		向山古墳群とその周辺を公園として整備する	嫁ヶ久保公園		■	萩土地区画整理事業で整備する	子供の森公園	■	■	自然環境を活用した公園としての機能充実を図る	楽寿園	■	■	楽寿園再編対策事業で市民に親しまれる公園として再整備する	白滝公園	■	■	修景整備により楽寿園の緑との一体化を図る	仮) 温水池公園		■	都市公園として位置付ける	仮) 史跡山中城跡公園		■	都市公園として位置付ける	長伏公園		■	スポーツ施設の再整備をする	三島墓園		■	機能の拡充を図る	水緑	有	H24に整備が完了したため仮)を削除
プログラム	期間		方針																																																																																						
	～H22	H23～H32																																																																																							
向山古墳群公園	■		向山古墳群とその周辺を公園として整備する																																																																																						
嫁ヶ久保公園		■	萩土地区画整理事業で整備する																																																																																						
子供の森公園	■	■	自然環境を活用した公園としての機能充実を図る																																																																																						
楽寿園	■	■	楽寿園再編対策事業で市民に親しまれる「ガーデンシティのセントラルパーク」として再整備する																																																																																						
白滝公園	■	■	修景整備により楽寿園の緑との一体化を図る																																																																																						
仮) 温水池公園		■	都市公園として位置付ける																																																																																						
仮) 史跡山中城跡公園		■	都市公園として位置付ける																																																																																						
長伏公園		■	スポーツ施設の拡充を図る																																																																																						
三島墓園		■	機能の拡充を図る																																																																																						
プログラム	期間		方針																																																																																						
	～H22	H23～H32																																																																																							
仮) 向山古墳群公園	■		向山古墳群とその周辺を公園として整備する																																																																																						
嫁ヶ久保公園		■	萩土地区画整理事業で整備する																																																																																						
子供の森公園	■	■	自然環境を活用した公園としての機能充実を図る																																																																																						
楽寿園	■	■	楽寿園再編対策事業で市民に親しまれる公園として再整備する																																																																																						
白滝公園	■	■	修景整備により楽寿園の緑との一体化を図る																																																																																						
仮) 温水池公園		■	都市公園として位置付ける																																																																																						
仮) 史跡山中城跡公園		■	都市公園として位置付ける																																																																																						
長伏公園		■	スポーツ施設の再整備をする																																																																																						
三島墓園		■	機能の拡充を図る																																																																																						
26			水緑	-																																																																																					
26			水緑	-																																																																																					
26			水緑	-																																																																																					
26			水緑	-																																																																																					
26			水緑	有	ガーデンシティを位置づけ【商観】																																																																																				
26			水緑	有	H26親水施設再整備																																																																																				
26			水緑	-																																																																																					
26			水緑	有	長伏公園の運動公園化検討中																																																																																				
26			水緑	有	H26納骨堂整備可能性調査委託実施、以降調査結果を基に納骨堂建設検討																																																																																				

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等	
27	<p>下水道</p> <p>■ 基本方針</p> <p>公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備の目標年次を平成32年度と定め、単独公共下水道と流域関連公共下水道の二つの処理区で事業を進めていきます。</p> <p>また、今後予想される人口減少を見据えた下水道区域の設定や、郊外の大規模開発住宅地等を含めた各地域毎の適切な汚水処理方法を検討するとともに、下水道施設の予防保全的な管理を実施するための下水道長寿命化計画を策定し、周辺環境に配慮した適正で効率的な下水道事業を進めます。 <u>さらに、静岡県第4次地震被害想定を踏まえた公共下水道施設の耐震化を進めます。</u></p> <p>■ 整備目標</p> <p>単独公共下水道</p> <p><u>大場川の西側地域および、北沢・多呂・大場地区については</u>、昭和51年度の供用開始以来、下水道管及び汚水処理施設の整備を進めており、中郷地区の住宅密集地を中心に、引き続き整備を進めてい</p> <p>流域関連公共下水道</p> <p><u>北沢・多呂・大場地区を除く大場川の東側地区については</u>、3市2町による広域下水道における三島市内での整備事業として、平成2年より整備を進めてきており、今後も引き続き整備を進めていきま</p> <p>終末処理場</p> <p>機能停止につながる事故や故障を未然に防ぎ、老朽化した処理施設の更新工事を順次行うとともに、新たに導入する機械類は省エネタイプのものとし、効率的な運転管理により、維持管理経費の縮減を図っていきます。</p> <p>その他供給処理施設</p> <p>上水道</p> <p>本市の水道事業の現状を分析・評価し、目指すべき将来像を実現するための具体的な方策を示した「三島市水道ビジョン（改訂版）」に基づく事業の推進を図ります。<u>また、静岡県第4次地震被害想定を踏まえた配水池や管路など水道施設の耐震化を進めます。</u></p> <p>無電柱化の推進</p> <p>「安全で快適な歩行者空間の確保」「都市景観の向上」「安定したライフラインの実現」「情報通信ネットワークの信頼性向上」などを目的として、市街地を中心に電線共同溝等の地中化による無電柱化を図ります。</p> <p>なお、地中化が困難な路線にも柔軟に対応するため、裏配線や軒下配線等地中化以外の整備手法も含め推進します。</p> <p>ごみ焼却場及びごみ処理施設</p> <p>少子高齢化の進展や市民のライフスタイルの変化をはじめ、焼却施設や粗大ごみ処理施設など、施設の老朽化や最終処分場の残容量の逼迫など、ごみ処理をめぐる環境は大きく変化しています。</p> <p>そのため「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」に基づく施策を着実に推進し、ごみの減量・資源化、適正処理に努めます。</p> <p>また、年々老朽化するごみ焼却処理施設等の大規模改修工事を実施し、予防保全的な修繕または点検を実施することで、さらなる施設の延命化と施設の安定稼働を図るとともに、新たな処理施設、処分場のあり方について、調査・研究します。</p>	<p>下水道</p> <p>■ 基本方針</p> <p>公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備の目標年次を平成32年度と定め、単独公共下水道と流域関連公共下水道の二つの処理区で事業を進めていきます。</p> <p>また、今後予想される人口減少を見据えた下水道区域の設定や、郊外の大規模開発住宅地等を含めた地区での他の汚水処理方法を検討するとともに、下水道施設の予防保全的な管理を実施するための下水道長寿命化計画を策定し、周辺環境に配慮した適正で効率的な下水道事業を進めます。 <u>（追加）</u></p> <p>■ 整備目標</p> <p>単独公共下水道</p> <p>昭和51年度の供用開始以来、下水道管及び汚水処理施設の整備を進めており、中郷地区の住宅密集地を中心に、引き続き整備を進めていきます。</p> <p>流域関連公共下水道</p> <p>3市2町による広域下水道における三島市内での整備事業として、<u>北沢・多呂・大場地区を除く大場川の東側地区について</u>平成2年より整備を進めてきており、今後も引き続き整備を進めていきます。</p> <p>終末処理場</p> <p>機能停止につながる事故や故障を未然に防ぎ、老朽化した処理施設の更新工事を順次行うとともに、新たに導入する機械類は省エネタイプのものとし、効率的な運転管理により、維持管理経費の縮減を図っていきます。</p> <p>その他供給処理施設</p> <p>上水道</p> <p>本市の水道事業の現状を分析・評価し、目指すべき将来像を実現するための具体的な方策を示した「三島市水道ビジョン」に基づく事業の推進を図ります。</p> <p>無電柱化の推進</p> <p>「安全で快適な歩行者空間の確保」「都市景観の向上」「安定したライフラインの実現」「情報通信ネットワークの信頼性向上」などを目的として、市街地を中心に電線共同溝等の地中化による無電柱化を図ります。</p> <p>なお、地中化が困難な路線にも柔軟に対応するため、裏配線や軒下配線等地中化以外の整備手法も含め推進します。</p> <p>ごみ焼却場及びごみ処理施設</p> <p>少子高齢化の進展や市民のライフスタイルの変化をはじめ、焼却施設や粗大ごみ処理施設など、施設の老朽化や最終処分場の残容量の逼迫など、ごみ処理をめぐる環境は大きく変化しています。</p> <p>そのため「一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を着実に推進し、ごみの減量・資源化、適正処理に努めます。</p> <p>また、年々老朽化するごみ焼却処理施設等の計画的な点検を行い、適切な施設の更新や修繕を実施し、環境基準に適合する安定した施設の稼働を図るとともに、新たな処理施設、処分場のあり方について、調査・研究します。</p>				
27		下水	-			
27		下水	有	適切な表現に修正		
27		下水	有	第4次地震被害想定を踏まえ追加【危機】		
27		下水	有	流域区分を明確にするための説明の修正		
27		下水	有	流域区分を明確にするための説明の修正		
27		下水	-			
27		水道	有	第4次地震被害想定を踏まえた修正水道ビジョン改訂		
27		都整	-			
27		都計・都整	-			
27	生環	-				
27	生環	有	計画の正式名称に			
27	生環	有	大規模改修工事を実施するため			

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
28	文教施設	文教施設			
28	学校教育施設（幼稚園・小中学校）	学校教育施設（幼稚園・小中学校）	都計(教総)	有	ファシリティマネジメントの観点を追加
28	建物の耐用年数まで適切な維持管理ができるよう、施設の改修・修繕を計画的に実施するとともに、少子化に対応した教育施設の有効活用方策を検討していきます。	施設の整備を計画的に行うとともに、少子化に対応した教育施設の有効活用方策を検討していきます。	都計(教総)	有	防災・減災の観点から非構造部材の落下防止を追加
28	また、教育施設の天井の落下防止等非構造部材の耐震化を進めます。		都計(子育て)	有	子ども子育て関連3法の制定による修正
28	幼稚園については国の子ども・子育て支援新制度に対応し、保育所との相互連携を進めます。	また、幼稚園については国の幼保一体化（幼保一元化）等の動きに対応し、保育所との相互連携を検討していきます。			
28	社会教育施設	社会教育施設	都計(生学) (入推)	-	
28	生涯学習や文化活動の中核となる、生涯学習センターや市民文化会館、図書館及び地域コミュニティ施設である公民館や、青少年の教育施設としての少年自然の家などの機能の充実と利用促進を図ります。また、高齢者のスポーツ参加など市民ニーズの多様化に対応したスポーツ施設の整備拡充や、市民体育館、温水プール、人工芝グラウンド、野球場、ソフトボール場などの既存施設の利用促進を図るとともに、総合運動場の設置を検討していきます。	生涯学習や文化活動の中核となる、生涯学習センターや市民文化会館、図書館及び地域コミュニティ施設である公民館や、青少年の教育施設としての少年自然の家などの機能の充実と利用促進を図ります。また、高齢者のスポーツ参加など市民ニーズの多様化に対応したスポーツ施設の整備拡充や、市民体育館、温水プール、人工芝グラウンド、野球場、ソフトボール場などの既存施設の利用促進を図るとともに、総合運動場の設置を検討していきます。	都計(郷土)	-	
28	文化財や郷土の歴史資源を保存・管理し、郷土を学ぶ郷土資料館の移転改築を推進します。	文化財や郷土の歴史資源を保存・管理し、郷土を学ぶ郷土資料館の移転改築を推進します。			
28	医療・社会福祉施設	医療・社会福祉施設	政企・都計	有	病院名の変更
28	健康・医療施設等	健康・医療施設等			
28	当方は、健康・福祉・医療拠点として位置付けられている三島総合病院や静岡県総合健康センターへのアクセス道路を優先的に整備することで、利便性の向上を図り、地域医療の水準を維持していきます。	当方は、健康・福祉・医療拠点として位置付けられている三島社会保険病院や静岡県総合健康センターへのアクセス道路を優先的に整備することで、利便性の向上を図り、地域医療の水準を維持していきます。			
28	子育て支援施設（保育所・放課後児童クラブ・子育て支援センター等）	子育て支援施設（保育所・放課後児童クラブ・子育て支援センター等）	都計(子育て)	有	子ども子育て関連3法の制定や、ファシリティマネジメントの観点を追加
28	女性の社会参画の促進という面からも必要な施設であることから、子育て中の保護者のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、需要に応じた施設数を保持しつつ、乳幼児保育、児童保育、子育て支援、療育支援等の充実を図ります。また、保育所については計画的な施設の改修・修繕に努めるとともに、国の子ども・子育て支援新制度に対応し、幼稚園との相互連携を進めます。	女性の社会参画の促進という面からも必要な施設であることから、実情に即した施設数を保持しつつ、乳幼児保育、児童保育、子育て支援、療育支援等の充実を図ります。また、保育所については国の幼保一体化（幼保一元化）等の動きに対応し、幼稚園との相互連携を検討していきます。			
28	高齢者福祉施設及び障害者福祉施設	高齢者福祉施設及び障害者福祉施設	都計(福祉) 長介・障が い	-	
28	「地域福祉計画」、「三島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「三島市障害者計画・障害福祉計画」などにより、民間を含めた福祉施設の充実を支援します。	「地域福祉計画」、「三島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「三島市障害者計画・障害福祉計画」などにより、民間を含めた福祉施設の充実を支援します。	都計(長介)	-	
28	また、市街地の空店舗等を活用した複合型福祉サービス提供事業者の育成をめざします。	また、市街地の空店舗等を活用した複合型福祉サービス提供事業者の育成をめざします。			
28	観光・文化施設	観光・文化施設	商観・農政	有	大吊橋の完成による観光エリアの位置づけを考慮
28	箱根西麓	箱根西麓			
28	地域の貴重な文化財である箱根旧街道、山中城跡、平成27年12月完成予定の箱根西麓・三島大吊橋周辺を観光エリアとして位置づけ、自然と歴史との調和や農業との融合及び地域の活性化を考慮した地域づくりを進めます。	地域の貴重な文化財である箱根旧街道・山中城跡などの歴史資産や箱根西麓三島野菜等の農畜産物を活用し、農商工連携のもと地域づくりを進めます。			
28	中心市街地	中心市街地	商観・ 都計(文振)	-	
28	商店街の取り組みによる誘客のほか、三嶋大社や楽寿園、中心市街地を流れる湧水など、全国に誇りうる歴史的・文化的・自然的資産の保存・活用や、市民文化会館、生涯学習センター、楽寿園などの施設を活用した文化活動を支援します。	商店街の取り組みによる誘客のほか、三嶋大社や楽寿園、中心市街地を流れる湧水など、全国に誇りうる歴史的・文化的・自然的資産の保存・活用や、市民文化会館、生涯学習センター、楽寿園などの施設を活用した文化活動を支援します。			
28	その他施設	その他施設	都計	-	
28	官公庁施設	官公庁施設	都計	-	
28	官公庁施設は、公共交通機関を利用して市民が歩いていける市街地へ配置し、市民が集まり、交流するにぎわいのあるまちづくりに役立てていきます。	官公庁施設は、公共交通機関を利用して市民が歩いていける市街地へ配置し、市民が集まり、交流するにぎわいのあるまちづくりに役立てていきます。			
28	また、市役所やその他官公庁施設と生涯学習センターなどの社会教育施設、社会福祉施設とを有機的に結びつけて、公共ゾーンを形成します。	また、市役所やその他官公庁施設と生涯学習センターなどの社会教育施設、社会福祉施設とを有機的に結びつけて、公共ゾーンを形成します。			
28	新市庁舎	新市庁舎	都計(管財)	有	ファシリティマネジメントの観点を追加
28	現庁舎は、本館や別館などに分散化されていることから、多様化する市民サービスへの対応や事務の効率化などの問題を抱え、施設の老朽化が進むなか、新庁舎の建設を含めて検討・研究を進めることが求められています。このため、新庁舎建設の必要性や基本的な考え方、建設する場合の庁舎機能や規模、場所などについて、ファシリティマネジメント※の考え方に基づいて調査・研究を行うとともに、事業手法の研究や建設基金の積立に努めます。	現庁舎は、本館や別館などに分散化されていることから、多様化する市民サービスへの対応や事務の効率化などの問題を抱え、施設の老朽化が進むなか、新庁舎の建設を含めて検討・研究を進めることが求められています。このため、新庁舎建設の必要性や基本的な考え方、建設する場合の庁舎機能や規模、場所などについて調査・研究を行うとともに、事業手法の研究や建設基金の積立に努めます。			
28	その他官公庁施設	その他官公庁施設	都計	-	
28	三島駅北口周辺などに分散している官公庁施設の集積を核に民間建築物と総合的かつ一体的となった整備を進め、高次都市機能への転換や良好な都市環境の形成を図ります。	三島駅北口周辺などに分散している官公庁施設の集積を核に民間建築物と総合的かつ一体的となった整備を進め、高次都市機能への転換や良好な都市環境の形成を図ります。			
28	【巻末用語解説】				
28	※ <u>ファシリティマネジメント：社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるために、地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に、財政運営と運動させながら企画、管理及び利活用する仕組み。</u>				

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等	
29	<p>3) 都市環境基本計画</p> <p>本市の優れた自然資産である市街地の湧水、豊かな樹林などを保全していくことや、3R※の推進による低炭素なまちづくり、再生可能エネルギーの利用による循環型まちづくりなど、地球規模の環境問題にも配慮した環境対策を進めるため、本市の都市環境づくりの基本方針や整備誘導方針を以下のとおり定めるとともに、自然環境と共生した環境共生都市（エコシティ※）を目指します。</p> <p>水循環システムの改善と湧水の保全</p> <p>■ 基本方針</p> <p>戦後の都市化の進展や工場の地下水のくみ上げなどにより、昭和30年代後半から市内の湧水量は減少し続けています。</p> <p>「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を将来都市像に掲げる本市にとって、湧水の復活は最も重要な課題の一つです。</p> <p>また、柿田川や市内の湧水は、地域の重要な環境資源として、<u>黄瀬川流域地下水利用対策協議会（三島市、沼津市、長泉町及び清水町）における取り組みなど、広域的な協力のもと流域全体でその保全を図っていく必要があります。</u></p> <p>しかし、域内における地下水の利用増大、急激な宅地化、森林や農地の減少、道路の舗装などにより地下への雨水浸透が減り、河川に流れ込む表面流出量が増加し、治水対策面からも大きな問題となっています。</p> <p>本市では、平成15年の大場川の災害を教訓として、公共施設に雨水流出抑制施設などの整備を進めています。湧水の復元のためには、静岡県東部地域全体として、<u>地下水かん養</u>や利用制限等、総合的な対策を考えていく必要性があり、関係市町や関連事業所などと協力して貴重な環境資源の保全に努めます。</p> <p>また、流域人口のほとんどは、飲料水の水源を地下水に頼っているため、その重要性を改めて認識し、<u>節水</u>や水資源の森づくり、雨水の利用など諸施策を、<u>市民、事業者、行政などが協働</u>で推進していきます。</p>	<p>3) 都市環境基本計画</p> <p>市街地に湧き出る湧水や樹林など、本市には優れた自然資産があります。</p> <p>しかし、戦後の都市化の進展や工場の地下水のくみ上げの増大などにより、昭和30年代後半から湧水量は減少し続けており、流域全体で取り組まなければならない課題となっています。</p> <p>湧水の保全は、広域的な協力が不可欠ですが、これらの資産を守り育てながら、地球規模の環境問題にも配慮した環境対策を進め、自ら率先してできることから模範を示す、自然環境と共生した環境共生都市（エコシティ※）を目指します。</p> <p>水循環システムの改善と湧水の保全</p> <p>■ 基本方針</p> <p>（追加）</p> <p>「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を将来都市像に掲げる本市にとって、湧水の復活は最も重要な課題の一つです。</p> <p>また、柿田川や市内に湧き出る湧水は、地域の重要な環境資源として、流域全体で保全を図っていく必要があります。</p> <p>しかし、域内における地下水の利用増大、急激な宅地化、森林や農地の減少、道路の舗装などにより地下への雨水浸透が減り、河川に流れ込む表面流出量が増加し、治水対策面からも大きな問題となっています。</p> <p>本市では、平成15年の大場川の災害を教訓として、公共施設に雨水流出抑制施設などの整備を進めています。湧水の復元のためには、静岡県東部地域全体として、<u>地下水涵養</u>や利用制限等、総合的な対策を考えていく必要性があり、関係市町や関連事業所などと協力して貴重な環境資源の保全に努めます。</p> <p>また、流域人口のほとんどは、飲料水の水源を地下水に頼っているため、その重要性を改めて認識し、<u>市民への節水の協力</u>や水資源の森づくり、雨水の利用など諸施策を推進していきます。</p>	環境・水緑	有	湧水の減少や保全に関する記述を、「水循環システムの改善と湧水の保全」に移管し、計画の方向性のみに特化した。	
29			環境・水緑	有	上記「都市環境基本計画」から移管。	
29			環境・水緑	有	他との表現の統一【都計】	
29			環境・水緑	有	・湧き出る湧水→湧水 ・「広域的な協力」を上記「都市環境基本計画」から移管した。	
29			環境・水緑	-		
29			環境・水緑	有	表現の統一	
29			環境・水緑	有	「協力」を節水に限らず諸施策にもかかる表現に変更	
29			水緑 都整 土木	-		
29			雨水利用	雨水利用		
29			雨水浸透・貯留施設の設置推進	雨水浸透・貯留施設の設置推進		
29	●公共施設（建築物や公園地下など）には、雨水浸透・貯留槽を設け、雨水を洗浄水や散水、防火用水などとして活用するとともに、雨水の地下浸透を図ります。	●公共施設（建築物や公園地下など）には、雨水浸透・貯留槽を設け、雨水を洗浄水や散水、防火用水などとして活用するとともに、雨水の地下浸透を図ります。				
29	●道路側溝や歩道、駐車場などへ透水性舗装や浸透性U字溝の設置を促進します。	●道路側溝や歩道、駐車場などへ透水性舗装や浸透性U字溝の設置を促進します。				
29						
29	不要となった浄化槽の雨水貯留施設への転換	不要となった浄化槽の雨水貯留施設への転換				
29	●下水道への切り替えなどにより不要となった浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨水の流出抑制や水道水（地下水）の節減に努めます。	●下水道への切り替えなどにより不要となった浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨水の流出抑制や水道水（地下水）の節減に努めます。				
29						

頁	改正後			改正前			担当課	修正 有無	修正理由等		
30	地下水保全	湧水の保全と地下水のかん養を図るため、右記のような施策を推進します。	広域の取り組み ●県の条例化による地下水のくみ上げ量の規制の検討 ●ボランティアによる広葉樹の植 ●地下水に代わる代替水源の調査・研究 ●工業用水の再利用促進による節水	三島市の取り組み ●湧水復活に向けた市民と行政の協働による地下水保全活動 ●生活用水の節水（全国平均並み） ●節水コマなどの節水機器の設置促進による節水 ●水に関するイベントなどの開催による節水意識の高揚 ●地域の環境資源を守るための子ども達への環境教育の実施 ●森の小さなダムづくり ●第2工業水道の必要性の検討	地下水保全	湧水の保全と地下水のかん養を図るため、右記のような施策を推進します。	広域の取り組み ●県の条例化による地下水のくみ上げ量の規制の検討 ●ボランティアによる広葉樹の植 ●地下水に代わる代替水源の調査・研究 ●工業用水の再利用促進による節水	三島市の取り組み ●湧水復活に向けた市民と行政の協働による地下水保全活動 ●生活用水の節水（全国平均並み） ●節水コマなどの節水機器の設置促進による節水 ●水に関するイベントなどの開催による節水意識の高揚 ●地域の環境資源を守るための子ども達への環境教育の実施 ●森の小さなダムづくり ●第2工業水道の必要性の検討	水緑 環政	-	
30			～地下水保全に関する三島市の取り組み～			～地下水保全に関する三島市の取り組み～					
30	●小学生環境読本の作成と配布	●森の小さなダムづくり	 		 		環政	有	小学生環境読本について、H25に一部改正		
30	「三島市環境読本 ～みんなで守る三島の環境 中学生環境リーダー研修（2010年度）より			「三島市環境読本 ～みんなで守る三島の環境 中学生環境リーダー研修（2010年度）より							
30	家庭排水などの水質の改善	水質の改善	合併処理浄化槽の設置	家庭排水などの水質の改善	水質の改善	合併処理浄化槽の設置	環政 下水	有	語句の適正化		
30	市街地の湧水河川	市街地から湧出した地下水は、街を流れる河川として形作られ、水の都としてふさわしいものとなっています。水に親しむ「せせらぎルート」の維持管理に努め、魅力あふれる景観をつくります。	市街地から湧出した地下水は、街を流れる河川として形作られ、水の都としてふさわしいものとなっています。水に親しむ「せせらぎルート」の維持管理に努め、魅力あふれる景観をつくります。	市街地の湧水河川	市街地から湧出した地下水は、街を流れる河川として形作られ、水の都としてふさわしいものとなっています。水に親しむ「せせらぎルート」の維持管理に努め、魅力あふれる景観をつくります。	市街地から湧出した地下水は、街を流れる河川として形作られ、水の都としてふさわしいものとなっています。水に親しむ「せせらぎルート」の維持管理に努め、魅力あふれる景観をつくります。	商観	-			
30	その他河川	河川整備計画への住民参加を位置付けた改正河川法に基づき、水辺の親水性を重視した遊歩道の整備などを進めるとともに、生態系に配慮した河川整備を図りままた、水害防止のため、山間地における河川の水路整備工事や砂防えん堤工事を促進するとともに、浸水区域の被害軽減対策を進めます。	河川整備計画への住民参加を位置付けた改正河川法に基づき、水辺の親水性を重視した遊歩道の整備などを進めるとともに、生態系に配慮した河川整備を図りままた、水害防止のため、山間地における河川の水路整備工事や砂防えん堤工事を促進するとともに、浸水区域の被害軽減対策を進めます。	その他河川	河川整備計画への住民参加を位置付けた改正河川法に基づき、水辺の親水性を重視した遊歩道の整備などを進めるとともに、生態系に配慮した河川整備を図りままた、水害防止のため、山間地における河川の水路整備工事や砂防えん堤工事を促進するとともに、浸水区域の被害軽減対策を進めます。	河川整備計画への住民参加を位置付けた改正河川法に基づき、水辺の親水性を重視した遊歩道の整備などを進めるとともに、生態系に配慮した河川整備を図りままた、水害防止のため、山間地における河川の水路整備工事や砂防えん堤工事を促進するとともに、浸水区域の被害軽減対策を進めます。	土木	-			
30	■ 整備・誘導プログラム			■ 整備・誘導プログラム							
30	静岡県地下水の取水に関する条例の適正化地域への指定の検討	期 間 ～ H23～H32	方 針 流域全体を県条例の指定地区とする	静岡県地下水の取水に関する条例の適正化地域への指定の検討	期 間 ～ H23～H32	方 針 流域全体を県条例の指定地区とする	水緑	-			
30	工業用水の再利用促進		工場に呼びかけ、再利用を促進する	工業用水の再利用促進		工場に呼びかけ、再利用を促進する	水緑	-			
30	節水コマの設置による節水意識の高揚		公共施設には重点的に設置し、節水意識の高揚を図る	節水コマの設置による節水意識の高揚		公共施設には重点的に設置し、節水意識の高揚を図る	水緑	-			
30	雨水浸透施設・貯留施設の設置補助		公共施設を中心に設置を図るとともに、民間施設への設置も促進する	雨水浸透施設・貯留施設の設置補助		公共施設を中心に設置を図るとともに、民間施設への設置も促進する	水緑	-			
30	街中がせせらぎ事業		（短中期）回遊性のあるルート設定と整備（中長期）橋、水の仕掛け、休憩所などのスポット整備	街中がせせらぎ事業		（短中期）回遊性のあるルート設定と整備（中長期）橋、水の仕掛け、休憩所などのスポット整備	商観	-			

頁	改正後		改正前		担当課	修正 有無	修正理由等																																				
32	循環型社会の形成	<p>3R*の原則に基づき、ごみ減量・資源化の推進等各種施策に取り組みます。</p> <p>ごみ減量化・資源化の目標 平成27年度までに、一人1日当たり排出量を943gとし、リサイクル率を25%まで向上させ、平成30年度まで上記数値を維持する</p>	<p>○ごみ減量・資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの排出抑制 発生抑制の推進（リデュース） 再使用の推進（リユース） 生ごみの減量化の推進 ごみの処理有料化の導入検討 環境教育の推進 ●ごみの資源化 分別回収・品目の拡大 再資源化の推進（リサイクル） 集団回収の促進、ミックス古紙回収強化 ●広域的な取り組みの推進 他市町との連携強化 ○ごみの適正処理 ●ごみ処理の効率化 分別・収集・処理の適正化 ●ごみ処理施設の適正処理 施設の維持管理 施設の延命化 ○環境衛生の向上 ●不法投棄の防止 キャンペーン活動の推進 巡回活動・監視の強化 ●環境美化・防疫業務の支援 環境美化・衛生活動の推進 	<p>3R*の原則に基づき、ごみ減量・資源化の推進等各種施策に取り組みます。</p> <p>ごみ減量化・資源化の目標 平成27年度までに、一人1日当たり排出量を943gとし、リサイクル率を25%まで向上させ、平成30年度まで上記数値を維持する</p>	<p>○ごみ減量・資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの排出抑制 発生抑制の推進（リデュース） 再使用の推進（リユース） 生ごみの減量化の推進 ゴミの処理有料化の導入検討 環境教育の推進 ●ごみの資源化 分別回収・品目の拡大 再資源化の推進（リサイクル） 集団回収の促進 ●広域的な取り組みの推進 他市町との連携強化 ○ごみの適正処理 ●ごみ処理の効率化 分別・収集・処理の適正化 ●ごみ処理施設の適正処理 施設の維持管理 施設の延命化 ○環境衛生の向上 ●不法投棄の防止 キャンペーン活動の推進 巡回活動・監視の強化 ●環境美化・防疫業務の支援 環境美化・衛生活動の推進 	生環・環政	-																																				
32						生環・環政	-																																				
32						生環	-																																				
32						生環	-																																				
32						環政	-																																				
32						生環	-																																				
32						生環・環政	有	強化した取り組みを追加																																			
32						生環	-																																				
32						生環	-																																				
32						生環	-																																				
32	クリーンエネルギー	<p>地球温暖化をはじめとする環境問題や、地球資源の有限性の面から、環境にやさしいエネルギーを有効に活用し、持続可能な社会の実現に向け、右のような施策を推進します。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー 太陽光発電・太陽熱の利用 ●公共施設への率先導入、住宅や遊休農地等への導入支援 風力発電の利用 ●公共施設へ太陽光発電の機能も兼ね備えたハイブリッド街灯の率先導入 バイオマスの利用 ●家畜排せつ物や生ごみ、間伐材や木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源であるバイオマスの利活用の調査・研究</p> <p>(2) 革新的なエネルギー高度利用技術 天然ガスコージェネレーションの利用 ●オフィスビル、病院、ホテル、ショッピングセンター、新規造成団地など規模の大きな施設へ導入奨励 燃料電池の利用 ●事業所への導入奨励、住宅への導入支援、燃料電池自動車の普及促進支援</p>	<p>地球温暖化をはじめとする環境問題や、地球資源の有限性の面から、環境にやさしいエネルギーを有効に活用し、持続可能な社会の実現に向け、右のような施策を推進します。</p> <p>(1) 新エネルギー 太陽光発電・太陽熱の利用 ●公共施設への率先導入、住宅への導入支援 風力発電の利用 ●公共施設へ太陽光発電の機能も兼ね備えたハイブリッド街灯の率先導入 バイオマスの利用 ●家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源であるバイオマスの利活用の調査・研究</p> <p>(2) 革新的なエネルギー高度利用技術 天然ガスコージェネレーションの利用 ●オフィスビル、病院、ホテル、ショッピングセンターなど規模の大きな施設へ導入奨励 燃料電池の利用 ●事業所への導入奨励、住宅への導入支援</p>	環政	有	最近の文言や施策に合わせた																																					
32				環政	有	最近の施策に合わせた																																					
32				下水	有	現状に即した表現の追加																																					
32				環政	-																																						
32				環政	有	現在の施策名称に合わせた																																					
32				生環・下水	-																																						
32				<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <p>次のような整備・誘導方針のもと、循環型まちづくりを推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期間</th> <th rowspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本計画の推進</td> <td></td> <td></td> <td>環境政策の基本方針として推進する</td> </tr> <tr> <td>スマートハウス設備導入費補助制度</td> <td></td> <td></td> <td>住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度</td> </tr> <tr> <td>リサイクルの推進</td> <td></td> <td></td> <td>生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など</td> </tr> </tbody> </table>		プログラム	期間		方針	～	H23～H32	環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する	スマートハウス設備導入費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度	リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <p>次のような整備・誘導方針のもと、循環型まちづくりを推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期間</th> <th rowspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本計画の推進</td> <td></td> <td></td> <td>環境政策の基本方針として推進する</td> </tr> <tr> <td>住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度</td> <td></td> <td></td> <td>住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度</td> </tr> <tr> <td>リサイクルの推進</td> <td></td> <td></td> <td>生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など</td> </tr> </tbody> </table>		プログラム	期間		方針	～	H23～H32	環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する	住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度	リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など
プログラム				期間			方針																																				
				～	H23～H32																																						
環境基本計画の推進						環境政策の基本方針として推進する																																					
スマートハウス設備導入費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度																																								
リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など																																								
プログラム	期間		方針																																								
	～	H23～H32																																									
環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する																																								
住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度																																								
リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など																																								
32	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <p>次のような整備・誘導方針のもと、循環型まちづくりを推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期間</th> <th rowspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本計画の推進</td> <td></td> <td></td> <td>環境政策の基本方針として推進する</td> </tr> <tr> <td>スマートハウス設備導入費補助制度</td> <td></td> <td></td> <td>住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度</td> </tr> <tr> <td>リサイクルの推進</td> <td></td> <td></td> <td>生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など</td> </tr> </tbody> </table>		プログラム	期間		方針	～	H23～H32	環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する	スマートハウス設備導入費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度	リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <p>次のような整備・誘導方針のもと、循環型まちづくりを推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期間</th> <th rowspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本計画の推進</td> <td></td> <td></td> <td>環境政策の基本方針として推進する</td> </tr> <tr> <td>住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度</td> <td></td> <td></td> <td>住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度</td> </tr> <tr> <td>リサイクルの推進</td> <td></td> <td></td> <td>生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など</td> </tr> </tbody> </table>		プログラム	期間		方針	～	H23～H32	環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する	住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度	リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など			
プログラム	期間			方針																																							
	～	H23～H32																																									
環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する																																								
スマートハウス設備導入費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度																																								
リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など																																								
プログラム	期間		方針																																								
	～	H23～H32																																									
環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する																																								
住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度																																								
リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など																																								
32	終末処理場	●処理過程から排出される下水汚泥をセメント原料・肥料などに再利用します。	終末処理場	●処理過程から排出される下水汚泥をセメント原料などに再利用します。	下水	有	現状に即した表現の追加																																				
32	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <p>次のような整備・誘導方針のもと、循環型まちづくりを推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期間</th> <th rowspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本計画の推進</td> <td></td> <td></td> <td>環境政策の基本方針として推進する</td> </tr> <tr> <td>スマートハウス設備導入費補助制度</td> <td></td> <td></td> <td>住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度</td> </tr> <tr> <td>リサイクルの推進</td> <td></td> <td></td> <td>生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など</td> </tr> </tbody> </table>		プログラム	期間		方針	～	H23～H32	環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する	スマートハウス設備導入費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度	リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <p>次のような整備・誘導方針のもと、循環型まちづくりを推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期間</th> <th rowspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本計画の推進</td> <td></td> <td></td> <td>環境政策の基本方針として推進する</td> </tr> <tr> <td>住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度</td> <td></td> <td></td> <td>住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度</td> </tr> <tr> <td>リサイクルの推進</td> <td></td> <td></td> <td>生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など</td> </tr> </tbody> </table>		プログラム	期間		方針	～	H23～H32	環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する	住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度	リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など			
プログラム	期間			方針																																							
	～	H23～H32																																									
環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する																																								
スマートハウス設備導入費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電池等の設置に対する補助金制度																																								
リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など																																								
プログラム	期間		方針																																								
	～	H23～H32																																									
環境基本計画の推進			環境政策の基本方針として推進する																																								
住宅用太陽エネルギー設備設置費補助制度			住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム設置に対する補助金制度																																								
リサイクルの推進			生ごみの堆肥化や下水汚泥のセメント原料化など																																								
32	環政	-																																									
32	環政	有	現在の施策名称に合わせた																																								
32	生環・下水	-																																									

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																																					
34	<p>景 観</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本市には、湧水・河川、公園・神社の緑、楽寿園、三嶋大社など他市に誇れる優れた資産があります。これらの資産を生かし、個性あふれる景観づくりを進めるためには、市民、事業者、建築に関する専門家などの参画のもと、景観形成を図っていく必要があります。</p> <p>このため、本市では早くから景観行政に取り組み、平成12年に制定した三島市都市景観条例（平成21年に三島市景観条例に改正）及び、平成13年度に策定した三島市都市景観形成基本計画に基づき、景観重点整備地区や眺望地点の指定をするなど独自の景観施策を展開してきました。</p> <p>この間、市街地では、「街中がせせらぎ事業」をはじめ、個性的で魅力あふれる景観の創出が行われ、数多くの賞を受けるなど全国的に評価されています。</p> <p>平成16年に景観法が制定され、平成18年に景観行政団体になったことにより、法に基づく更なる取組みを行うため、平成21年に景観形成の実施計画書となる「三島市景観計画*」を策定しました。</p> <p>今後はこの景観計画に基づき、数々の景観施策を積極的に展開していくとともに、平成22年に策定した「建築物等景観マニュアル（「三島らしさ」のデザインコード）に基づき、良質で三島らしい景観づくりに努めていくとともに、水と緑に花の彩を加えたガーデンシティのまちなみ形成を進め</p> <p>また、優れた眺望をさえぎる中高層建築物や電柱、広告、看板等の設置を適正に規制・誘導するため、景観条例や中高層建築物紛争予防調整条例の周知に努めるとともに、高度地区の導入などを検討し、美しく品格あるまちなみの形成を目指します。</p>	<p>景 観</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本市には、湧水・河川、公園・神社の緑、楽寿園、三嶋大社など他市に誇れる優れた資産があります。これらの資産を生かし、個性あふれる景観づくりを進めるためには、市民、事業者、建築に関する専門家などの参画のもと、景観形成を図っていく必要があります。</p> <p>このため、本市では早くから景観行政に取り組み、平成12年に制定した三島市都市景観条例（平成21年に三島市景観条例に改正）及び、平成13年度に策定した三島市都市景観形成基本計画に基づき、景観重点整備地区や眺望地点の指定をするなど独自の景観施策を展開してきました。</p> <p>この間、市街地では、「街中がせせらぎ事業」をはじめ、個性的で魅力あふれる景観の創出が行われ、数多くの賞を受けるなど全国的に評価されています。</p> <p>また、平成16年の景観法制定に伴い平成18年に景観行政団体になったことにより、法に基づく更なる取組みを行うため、平成21年に景観形成の実施計画書となる「三島市景観計画*」を策定しました。</p> <p>今後はこの景観計画に基づき、数々の景観施策を積極的に展開していくとともに、平成22年に策定した「建築物等景観マニュアル（「三島らしさ」のデザインコード）に基づき、良質で三島らしい景観づくりに努めていきます。</p> <p>（追加）</p>																																								
34	<p>～三島市の景観重点整備地区～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区 ■ 白滝公園・桜川地区 ■ 大通り地区 ■ 芝町通り地区 ■ 蓮沼川（宮さんの川）地区 <p>写真</p> <p>●●地区の様子</p> <p>地図（位置図）</p>	<p>～三島市の景観重点整備地区～</p> <p>源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区</p> <p>白滝公園・桜川地区</p> <p>大通り地区</p> <p>芝町通り地区</p>																																								
34	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <p>景観計画に基づき景観重点整備地区や眺望地点、景観重要樹木等の指定を進め、本市の豊かな自然及び文化的・歴史的資産を保全・育成し、優れたまち並みの整備を進めていきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模建築物等の行為の制限</td> <td></td> <td></td> <td>新築・増築等に基準を定め、届出・指導・勧告を行なう</td> </tr> <tr> <td>景観重要樹木等の指定</td> <td></td> <td></td> <td>景観重要樹木・公共施設・建造物の管理・保全</td> </tr> <tr> <td>重点整備地区の指定</td> <td></td> <td></td> <td>建物、生垣、フェンス等の整備に対する助成制度を活用</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム	期 間		方 針	～	H23～H32	大規模建築物等の行為の制限			新築・増築等に基準を定め、届出・指導・勧告を行なう	景観重要樹木等の指定			景観重要樹木・公共施設・建造物の管理・保全	重点整備地区の指定			建物、生垣、フェンス等の整備に対する助成制度を活用	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <p>景観計画に基づき景観重点整備地区や眺望地点、景観重要樹木等の指定を進め、本市の豊かな自然及び文化的・歴史的資産を保全・育成し、優れたまち並みの整備を進めていきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>～</th> <th>H23～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模建築物等の行為の制限</td> <td></td> <td></td> <td>新築・増築等に基準を定め、届出・指導・勧告を行なう</td> </tr> <tr> <td>景観重要樹木等の指定</td> <td></td> <td></td> <td>景観重要樹木・公共施設・建造物の管理・保全</td> </tr> <tr> <td>重点整備地区の指定</td> <td></td> <td></td> <td>建物、生垣、フェンス等の整備に対する助成制度を活用</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム	期 間		方 針	～	H23～H32	大規模建築物等の行為の制限			新築・増築等に基準を定め、届出・指導・勧告を行なう	景観重要樹木等の指定			景観重要樹木・公共施設・建造物の管理・保全	重点整備地区の指定			建物、生垣、フェンス等の整備に対する助成制度を活用				
プログラム	期 間		方 針																																							
	～	H23～H32																																								
大規模建築物等の行為の制限			新築・増築等に基準を定め、届出・指導・勧告を行なう																																							
景観重要樹木等の指定			景観重要樹木・公共施設・建造物の管理・保全																																							
重点整備地区の指定			建物、生垣、フェンス等の整備に対する助成制度を活用																																							
プログラム	期 間		方 針																																							
	～	H23～H32																																								
大規模建築物等の行為の制限			新築・増築等に基準を定め、届出・指導・勧告を行なう																																							
景観重要樹木等の指定			景観重要樹木・公共施設・建造物の管理・保全																																							
重点整備地区の指定			建物、生垣、フェンス等の整備に対する助成制度を活用																																							
34			都計	-																																						
34			都計	-																																						
34			都計	-																																						
34			都計	有	文章の微調整																																					
34			都計・商観	有	ガーデンシティの記述追加																																					
34			都計	有	高度地区導入検討を追加																																					
34			都計	有	新たに指定した景観重点整備地区を追加																																					
34			都計	-																																						
34			都計	-																																						
34			都計	-																																						

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
36	都市防災	都市防災			
36	■ 基本方針	■ 基本方針			
36	市民と事業者、行政の協働による災害に強く安心して暮らせるまちづくりの形成に努めていきます。	市民と事業者、行政の協働による災害に強く安心して暮らせるまちづくりの形成に努めていきます。	都計	-	
36	地震対策	地震対策			
36	平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界最大級の地震とそれに連動した津波により、未曾有の被害をもたらしました。震災以前から、近い将来、東海地震が発生することが予想されている静岡県を含む東海地方は、地震対策の充実強化は重要な課題となっています。	近い将来、東海地震などの大地震の発生が予想される中で、地震対策の充実強化は重要な課題であり、木造住宅などの密集地が市街地に広く分布する本市にとっては、地震に強いまちづくりを進めていく必要があります。	都計	有	・東日本大震災の教訓を踏まえた修正 ・「第4次地震被害想定公表」を追加【危機】 ・文章校正全体を見直し
36	静岡県においては、平成25年6月、予想される駿河トラフ・南海トラフのほか相模トラフ沿いで発生する地震を想定した第4次地震被害想定を公表していますが、これら大地震の被害想定では、当市の市街地のほとんどの区域において延焼火災により面的に消失する可能性があるといわれ、震災後のまちづくりを速やかに進めるためには、その道しるべとなるランドデザインなどのガイドラインを早急に策定しておく必要があります。	特に中心市街地には、狭い生活道路や行き止まりの道路などが多く、公園や緑地など防災帯となる公共施設も少ないことから改善策が必要です。			
36	本市は、木造住宅などの密集地が市街地に広く分布していることから、地震に強いまちづくりを進めていく必要があります。特に中心市街地には、狭い生活道路や行き止まりの道路などが多く、公園や緑地など延焼遮断帯となる公共施設も少ないことから改善策が必要です。	先の大阪神・淡路大震災では、幹線道路や公園・緑地等の施設が火災の拡大防止や避難などに大きな役割を果たしたことから、本市においても震災に強い都市構造を形成するため、避難路や避難地となる道路や公園等の整備、防火地域や準防火地域の指定による建物の不燃化などの都市計画を、地域防災計画と連携を図りながら進めていきます。			
36	先の大阪神・淡路大震災では、幹線道路や公園・緑地等の施設が火災の拡大防止や避難などに大きな役割を果たしたことから、本市においても震災に強い都市構造を形成するため、避難路や避難地となる道路や公園等の整備、防火地域や準防火地域の指定による建物の不燃化などの都市計画を、地域防災計画と連携を図りながら進めていきます。	また、阪神・淡路大震災では、普段から住民や行政がまちづくりや地域活動に取り組んできた地域は、被害も少なく、被災後の立ち直りも早かったことから、行政と地区住民、事業者との協働による災害に強いまちづくりを右のとおり進めていきます。			
36	なお、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、普段から住民がまちづくりや地域活動に取り組んできた地域ほど、救出活動や避難生活がスムーズに行われ、被災後の立ち直りも早かったことから、行政と地区住民、事業者との協働による災害に強いまちづくりを右のとおり進めていきます。	なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界最大級の地震とそれに連動した津波により、未曾有の人的被害をもたらしました。静岡県においては、東海地震に加え、東海・東南海・南海の3連動による超巨大地震の被害想定もなされ、それは東日本大震災を上回る想定となっています（平成22年4月中央防災会議）。これらの地震では、当市の中心市街地のほとんどが延焼火災により面的に消失する可能性があるともいわれ、震災後のまちづくりを速やかに進めるには、その道しるべとなるランドデザインなどのガイドラインを早急に策定しておく必要があります。			
36	<避難地・避難路の確保>	<避難地・避難路の確保>			
36	避難地の整備	避難地の整備	水緑		
36	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消や避難者の収用能力の増強等を図るため、公園や広場などの一次避難地や広域避難地の整備・拡充を図ります。	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消や避難者の収用能力の増強等を図るため、公園や広場などの一次避難地や広域避難地の整備・拡充を図ります。			
36	避難路の整備	避難路の整備	土木・都整 ・建指	有	名称変更 広域避難地⇒指定避難所 【危機】
36	市街地やその周辺地域では、幅員15m以上の道路を幹線避難路として指定し、指定避難所までの所要時間の短縮、避難路の安全性の向上を図るため、道路の拡幅整備や防火地域・準防火地域の指定による避難路沿道の建物の不燃化を促進し、延焼遮断帯として機能強化を図ります。 また、沿道建築物の耐震化やブロック塀などの生垣化により、避難空間の安全性を確保します。	市街地やその周辺地域では、幅員15m以上の道路を幹線避難路として指定し、広域避難地までの所要時間の短縮、避難路の安全性の向上を図るため、道路の拡幅整備や防火地域・準防火地域の指定による避難路沿道の建物の不燃化を促進し、延焼遮断帯として機能強化を図ります。 また、沿道建築物の耐震化やブロック塀などの生垣化により、避難空間の安全性を確保します。	都計	-	
36	<密集地の改善>	<密集地の改善>			
36	消火困難地域の解消	消火困難地域の解消	都計・建指	-	
36	狭隘道路や行き止まり道路などにより十分な消火活動を行うことができない地域では、地区計画の導入を検討することにより道路の拡幅や直線化等を誘導し、防災機能の強化を図ります。	狭隘道路や行き止まり道路などにより十分な消火活動を行うことができない地域では、地区計画の導入を検討することにより道路の拡幅や直線化等を誘導し、防災機能の強化を図ります。			
36	老朽住宅密集市街地の解消	老朽住宅密集市街地の解消	建住	有	構造躯体の耐震化完了 非構造部材の耐震化 【危機】
36	災害時の大規模延焼や建物倒壊の危険性が高い老朽化した木造建築物が密集する地区では、地区計画などの導入により、道路やポケットパーク等の防災公共施設の立地を誘導するとともに、建築物の共同化や耐震・不燃化等防災性の高い建物への建替えを推進します。	災害時の大規模延焼や建物倒壊の危険性が高い老朽化した木造建築物が密集する地区では、地区計画などの導入により、道路やポケットパーク等の防災公共施設の立地を誘導するとともに、建築物の共同化や耐震・不燃化等防災性の高い建物への建替えを推進します。			
36	<防災拠点など整備・補強>	<防災拠点など整備・補強>			
36	市が所有する公共建築物の耐震化	市が所有する公共建築物の耐震化			
36	防災拠点として機能する市庁舎などの公共施設の整備を進めます。	防災拠点として機能する市庁舎などの公共施設の整備を進めるとともに、既設の社会福祉施設や学校教育施設など、防災上重要な市が所有する建築物について、補強や改築などにより平成23年度までに施設の耐震化を図ります。			
36	また、既設の社会福祉施設や学校教育施設など、市が所有する防災上重要な施設の大半は耐震化が完了していますが、今後は、地震時の天井材等落下による人的被害軽減のため、非構造部材落下防止の対策を進めていきます。				
36	緊急輸送路の整備	緊急輸送路の整備	土木・都整	有	橋梁の耐震化を追加。
36	地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、東駿河湾環状線などの高規格幹線道路、国道1号、国道136号などの主要幹線道路、市庁舎等防災拠点を結ぶ幹線道路の整備を進め、緊急輸送のためのネットワークを構築します。また、市内の橋梁の耐震化に努めます。	地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、東駿河湾環状線などの高規格幹線道路、国道1号、国道136号などの主要幹線道路、市庁舎等防災拠点を結ぶ幹線道路の整備を進め、緊急輸送のためのネットワークを構築します。	下水・水道	有	防災・減災対策の観点から大規模地震に備える施設等の耐震化を追加
36	上水道・下水道施設等の耐震化		都整	-	
36	災害時におけるライフラインの機能を確保するため、上水道及び下水道の施設、管路の耐震化を進めます。				
36	電線共同溝等の整備	電線共同溝等の整備	消総	有	消防広域化による防災体制の強化を追加
36	災害時におけるライフラインの機能を確保するため、共同溝、電線共同溝の整備を進めます。	災害時におけるライフラインの機能を確保するため、共同溝、電線共同溝の整備を進めます。	消総	有	地域防災の要となる分団の配置検討を追加
36	<消防救急力の強化>	<消防救急力の強化>			
36	消防広域化の推進	消防広域化の推進	建指	-	
36	消防救急力を強化するため、二市一町（三島市、裾野市及び長泉町）による消防広域化を推進し、広域消防と市との緊密かつ有機的な連携など、各種災害に対し即応できる体制の構築を図ります。		都計	-	
36	消防団の活性化	消防団の活性化	三周	-	
36	地域防災の要となる消防団員の確保対策を強化するとともに、地域の実情に即した分団の配置を検討し、消防団の活性化を図ります。				
36	<市民・事業者による防災都市づくり>	<市民・事業者による防災都市づくり>	地安	有	きずなづくりの観点を追加
36	建築物等の耐震化の推進	建築物等の耐震化の推進			
36	地震による人的被害を軽減するため、地震防災マップなどを活用して積極的な啓発を行い、耐震改修促進計画に基づき、耐震性に劣る木造住宅等の耐震化を推進します。	地震による人的被害を軽減するため、地震防災マップなどを活用して積極的な啓発を行い、耐震改修促進計画に基づき、耐震性に劣る木造住宅等の耐震化を推進します。			
36	地区計画制度の活用	地区計画制度の活用			
36	住民の合意でつくられたその地区の実情に応じた建築のルールや地区施設等を「地区計画」に定め、災害に強い街区形成を促進していきます。	住民の合意でつくられたその地区の実情に応じた建築のルールや地区施設等を「地区計画」に定め、災害に強い街区形成を促進していきます。			
36	優良建築物等整備事業等	優良建築物等整備事業等			
36	民間によるまちづくりを誘導し、耐震性の優れた良質な建築物を建築することにより、地域の防災機能の向上を推進します。	民間によるまちづくりを誘導し、耐震性の優れた良質な建築物を建築することにより、地域の防災機能の向上を推進します。			
36	コミュニティの強化による地域防災力の向上	コミュニティの強化による地域防災力の向上			
36	住宅地のスプロール化の抑制や、安全で歩きやすい歩道の整備など、高齢者も含め、多様な世代がコミュニティ活動に参加しやすい環境の整備等を通じて、コミュニティの強化による地域防災力の向上を図ります。				

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																												
38	<p>情報ネットワーク</p> <p>■ 基本方針</p> <p>「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながるユビキタスネットワーク社会の実現（u-japan計画）が提唱されています。</p> <p>また、自動車の自動運転などにより道路交通問題を解消する高度道路交通システム（ITS）の整備も現実のものとなりつつあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、本市では情報ネットワークの基盤となる電線共同溝の整備を進めるとともに、庁内LANシステムの構築など、マルチメディアを活用した情報ネットワークづくりを推進します。</p> <p>さらに、Wi-Fiスポットの整備を図り、誰もが利用しやすい通信環境の確保に努めます。</p>	<p>情報ネットワーク</p> <p>■ 基本方針</p> <p>「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながるユビキタスネットワーク社会の実現（u-japan計画）が提唱されています。</p> <p>また、自動車の自動運転などにより道路交通問題を解消する高度道路交通システム（ITS）の整備も現実のものとなりつつあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、本市では情報ネットワークの基盤となる電線共同溝の整備を進めるとともに、庁内LANシステムの構築など、マルチメディアを活用した情報ネットワークづくりを推進します。</p> <p>（追加）</p>	都計(広報)	-																													
38			都計	-																													
38			都計(広報)	-																													
38			商観	有	観光振興(インバウンド)や国土のグランドデザイン2050における「交通革命と新情報革命を積極的に取り込んだコンパクト+ネットワーク」の考え方を踏まえ、市の最近の取り組みを追加																												
38	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>H22</th> <th>H23~H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線共同溝の整備</td> <td></td> <td></td> <td>無電柱化推進計画に基づき整備を図る</td> </tr> <tr> <td>庁内LANシステムの構築</td> <td></td> <td></td> <td>市民サービスの向上を図るため構築する</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム	期 間		方 針	H22	H23~H32	電線共同溝の整備			無電柱化推進計画に基づき整備を図る	庁内LANシステムの構築			市民サービスの向上を図るため構築する	<p>■ 整備・誘導プログラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">方 針</th> </tr> <tr> <th>H22</th> <th>H23~H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線共同溝の整備</td> <td></td> <td></td> <td>無電柱化推進計画に基づき整備を図る</td> </tr> <tr> <td>庁内LANシステムの構築</td> <td></td> <td></td> <td>市民サービスの向上を図るため構築する</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム	期 間		方 針	H22	H23~H32	電線共同溝の整備			無電柱化推進計画に基づき整備を図る	庁内LANシステムの構築			市民サービスの向上を図るため構築する	都整	-	
プログラム			期 間			方 針																											
	H22	H23~H32																															
電線共同溝の整備			無電柱化推進計画に基づき整備を図る																														
庁内LANシステムの構築			市民サービスの向上を図るため構築する																														
プログラム	期 間		方 針																														
	H22	H23~H32																															
電線共同溝の整備			無電柱化推進計画に基づき整備を図る																														
庁内LANシステムの構築			市民サービスの向上を図るため構築する																														
38			都計(情シ)	-																													

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等	
41	<p>目標とする将来地域像</p> <p>地域の特性や課題を踏まえ、次のとおり将来地域像を位置付けます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid orange; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p>●人々が集う豊かで活気に満ちたまち</p> <p>JR三島駅などの鉄道駅周辺や三嶋大社周辺などの中心市街地は、人々が集う、豊かで活気に満ちたまちを目指します。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid orange; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p>●癒しと味わいと魅力を感じるまち</p> <p>街中がせせらぎ事業などで整備されたスポットや湧水と水辺の緑、三嶋大社・楽寿園などの貴重な資源を磨き活用し、癒しと味わいと魅力を感じるまちづくりを目指します。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid orange; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p>●イチョウ並木と学園の似合うまち</p> <p>文教都市のシンボルであるイチョウ並木や学園の景観を守り、落ち着いたゆとりあるまちづくりを目指します。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid orange; height: 100px;"></div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p>●安らぎとゆとりを感じるまち</p> <p>住宅地が広がる地区は、人にやさしい道路や身近な公園が適正に配置されるとともに、河川や緑など多くの自然を保全しふれあえる、安らぎとゆとりを感じるまちを目指します。</p> </div> </div>	<p>目標とする将来地域像</p> <p>地域の特性や課題を踏まえ、次のとおり将来地域像を位置付けます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid orange; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p>●人々が集う豊かで活気に満ちたまち</p> <p>JR三島駅などの鉄道駅周辺や三嶋大社周辺などの中心市街地は、人々が集う、豊かで活気に満ちたまちを目指します。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid orange; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p>●癒しと味わいと魅力を感じるまち</p> <p>街中がせせらぎ事業などで整備されたスポットや湧水と水辺の緑、三嶋大社・楽寿園などの貴重な資源を磨き活用し、癒しと味わいと魅力を感じるまちづくりを目指します。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid orange; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p>●イチョウ並木と学園の似合うまち</p> <p>文教都市のシンボルであるイチョウ並木や学園の景観を守り、落ち着いたゆとりあるまちづくりを目指します。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid orange; height: 100px;"></div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p>●安らぎとゆとりを感じるまち</p> <p>住宅地が広がる地区は、人にやさしい道路や身近な公園が適正に配置されるとともに、河川や緑など多くの自然を保全しふれあえる、安らぎとゆとりを感じるまちを目指します。</p> </div> </div>				
41			都計	-		
41			都計	-		
41			都計	-		
41			都計	-		

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
42	特定課題とその解決方策	特定課題とその解決方策			
42	[地域の特定課題と地域づくり(整備・誘導)の方針]	[地域の特定課題と地域づくり(整備・誘導)の方針]			
42	特定課題 中心市街地の活性化	特定課題 中心市街地の活性化			
42	整備方針	整備方針			
42	1 駅周辺の整備	1 駅周辺の整備			
42	(1) 三島駅南口周辺	(1) 三島駅南口周辺			
42	●三島駅周辺グランドデザインを具現化するため、三島駅南口東街区と西街区の市街地再開発事業を推進し、富士・箱根・伊豆・北駿の玄関口にふさわしいにぎわいのある市街地の形成と快適な都市環境の創出を図ります。	●三島駅南口東街区と西街区の市街地再開発事業を推進し、 グランドデザインに合わせて地区整備計画を定めることにより 富士・箱根・伊豆・北駿の玄関口にふさわしいにぎわいのある市街地の形成と快適な都市環境の創出を図ります。	三周・都計	有	H24. 3 グランドデザイン策定による
42	●街中がせせらぎ事業などにより整備されたスポットや楽寿園・白滝公園との連続性を強め、湧水と水辺の緑などを活用した回遊性のある商店街の形成を進めます。	●街中がせせらぎ事業などにより整備されたスポットや楽寿園・白滝公園との連続性を強め、湧水と水辺の緑などを活用した回遊性のある商店街の形成を進めます。	三周	-	
42	(2) 三島駅北口周辺	(2) 三島駅北口周辺			
42	●北口と南口を結ぶ南北自由通路の整備を推進し、南口市街地との回遊性と交流の強化を図ります。	●北口と南口を結ぶ南北自由通路の整備を推進し、南口市街地との回遊性と交流の強化を図ります。	三周	-	
42	●三島駅周辺の整備に合わせて、三島駅南口と北口からのバス路線などの機能分担を図ります。	●三島駅周辺の整備に合わせて、三島駅南口と北口からのバス路線などの機能分担を図ります。	地安	-	
42	●三島駅北口周辺地区は、都市基盤整備や土地利用の増進、土地の高度利用を目標とした地区計画により新幹線駅にふさわしい市街地形成を誘導します。	●三島駅北口周辺地区は、都市基盤整備や土地利用の増進、土地の高度利用を目標とした地区計画により新幹線駅にふさわしい市街地形成を誘導します。	都計	-	
42	●官公庁施設が立地する地区は、これらの施設の集積を核に民間建築物と一体となった高次な都市機能への転換を図ります。	●官公庁施設が立地する地区は、これらの施設の集積を核に民間建築物と一体となった高次な都市機能への転換を図ります。	都計	-	
42	●文教施設が立地する地区は、教育環境にふさわしい落ち着いたゆとりある緑豊かな環境の保全育成を図っていきます。	●文教施設が立地する地区は、教育環境にふさわしい落ち着いたゆとりある緑豊かな環境の保全育成を図っていきます。	都計	-	
42	●三島駅北口広場や下土狩文教線周辺は、並木などを設け、景観づくりに努めます。	●三島駅北口広場や下土狩文教線周辺は、並木などを設け、景観づくりに努めます。	都整	-	
42	(3) 三島広小路駅周辺	(3) 広小路駅周辺	都計	有	正式名称に修正
42	●駅舎等の色調の誘導を行い、地域イメージの改善に努めます。	●駅舎等の色調の誘導を行い、地域イメージの改善に努めます。	都計	-	
42	●駅前広場の整備や変則交差点の改良を研究・検討し、改善に努めます。	●駅前広場の整備や変則交差点の改良を研究・検討し、改善に努めます。	都計	-	
42	●駅周辺市街地の再整備を進め、湧水と水辺の緑や歴史資産などを活用し商店街の活性化とにぎわいづくりの演出を図ります。	●駅周辺市街地の再整備を進め、湧水と水辺の緑や歴史資産などを活用し商店街の活性化とにぎわいづくりの演出を図ります。	都計	-	
42	(4) 三島田町駅周辺	(4) 田町駅周辺	都計	有	正式名称に修正
42	●駅前変則交差点の改良を研究・検討し、改善に努めます。	●駅前変則交差点の改良を研究・検討し、改善に努めます。	都計	-	
42	●三嶋大社周辺・佐野美術館へのアクセス拠点として、駅周辺地域の活性化とにぎわいづくりの演出を図ります。	●三嶋大社周辺・佐野美術館へのアクセス拠点として、駅周辺地域の活性化とにぎわいづくりの演出を図ります。	都計	-	
42	2 歴史資産の活用	2 歴史資産の活用			
42	●三嶋大社などを訪れる観光客用駐車場の 利便性を検討し、大社の杜や 周辺の商業地を結ぶ回遊路を形成し、にぎわいの創出を図ります。	●三嶋大社などを訪れる観光客用駐車場の あり方を検討し、 周辺の商業地を結ぶ回遊路を形成し、にぎわいの創出を図ります。	商観	有	大社の杜が新たにできたことにより三嶋大社を核とする集客の拡大を図る。
42			商観	-	
42	●三嶋大社周辺にある昭和初期の看板建築の建造物など、歴史や文化、水辺と緑を生かしたまちづくりを進めます。	●三嶋大社周辺にある昭和初期の看板建築の建造物など、歴史や文化、水辺と緑を生かしたまちづくりを進めます。	都計	-	
42	●三嶋大社周辺は、地区計画等の導入により、門前町にふさわしい景観形成を進めます。	●三嶋大社周辺は、地区計画等の導入により、門前町にふさわしい景観形成を進めます。	都計	-	
42	●三嶋大社の緑に配慮した建築物等の高さ規制を進めます。	●三嶋大社の緑に配慮した建築物等の高さ規制を進めます。	都計	-	
42	●当市の歴史的・文化的資産を後世に伝承し、来訪者に紹介する郷土資料館の整備を進めます。	●当市の歴史的・文化的資産を後世に伝承し、来訪者に紹介する郷土資料館の整備を進めます。	都計(文振)	-	
42	●国分寺など市街地に分布する史跡などと湧水と水辺の緑を結び、“歩いて楽しいこみち”の創出に努めます。	●国分寺など市街地に分布する史跡などと湧水と水辺の緑を結び、“歩いて楽しいこみち”の創出に努めます。	商観	-	
42	3 楽寿園の活用とネットワークづくり	3 楽寿園の活用とネットワークづくり			
42	●三島駅～楽寿園～三嶋大社への歩行者ネットワークの整備・充実を図ります。	●三島駅～楽寿園～三嶋大社への歩行者ネットワークの整備・充実を図ります。	商観	-	
42	●楽寿園の老朽化した食堂・売店に変わる休憩所の整備、民間的手法による管理運営方法の導入、ボランティアによる園内清掃の実施など、市民に愛される公園づくりを進めます。	●楽寿園の老朽化した食堂・売店に変わる休憩所の整備、民間的手法による管理運営方法の導入、ボランティアによる園内清掃の実施など、市民に愛される公園づくりを進めます。	都計(楽寿)	-	
42	●誰もが気軽に安心して歩ける歩道の整備を進め、“歩いて楽しいまち”をめざします。	●誰もが気軽に安心して歩ける歩道の整備を進め、“歩いて楽しいまち”をめざします。	土木・都整	-	
42	4 湧水と水辺の緑など三島らしさのある景観の創出	4 湧水と水辺の緑など三島らしさのある景観の創出			
42	●楽寿園、白滝公園、源兵衛川、桜川、水の苑緑地などを保全し、うるおいのある中心市街地の創出に努めます。	●楽寿園、白滝公園、源兵衛川、桜川、水の苑緑地などを保全し、うるおいのある中心市街地の創出に努めます。	水緑・土木	-	
42	●楽寿園や白滝公園周辺は、県道三島停車場線からの景観に配慮した修景整備を進めます。	●楽寿園や白滝公園周辺は、県道三島停車場線からの景観に配慮した修景整備を進めます。	商観・都整	-	
42	●建築物等景観マニュアルに基づき、三島らしさのある良質な景観づくりの誘導をしていきます。	●建築物等景観マニュアルに基づき、三島らしさのある良質な景観づくりの誘導をしていきます。	都計	-	
42	●やすらぎ・癒し・人が集う魅力あふれる街を創出するため花が溢れる沿道整備に努めます。	●やすらぎ・癒し・人が集う魅力あふれる街を創出するため花が溢れる沿道整備に努めます。	水緑	-	
42	5 利用しやすく魅力ある商店街づくり	5 利用しやすく魅力ある商店街づくり			
42	●中心市街地活性化基本計画 により 、計画区域の活性化事業を推進します。	●中心市街地活性化基本計画 を見直し 、計画区域の活性化事業を推進します。	商観	有	H24.3計画策定。
42	●商店街の建物のセットバックの誘導や、路地、神社などの活用により、歩行者のたまり空間を創出し、誰にもやさしい、“歩いて楽しいまち”をめざします。	●商店街の建物のセットバックの誘導や、路地、神社などの活用により、歩行者のたまり空間を創出し、誰にもやさしい、“歩いて楽しいまち”をめざします。	土木・都整 ・商工	-	
42	●空き店舗対策や魅力ある個店づくり（商品・店・人）を進め、文化や情報を発信する、にぎわいのある商店街づくりをめざします。	●空き店舗対策や魅力ある個店づくり（商品・店・人）を進め、文化や情報を発信する、にぎわいのある商店街づくりをめざします。	商観	-	
42	●来訪者（外国人観光客を含む。）にわかりやすいサインの整備やガイドブックなどによる情報提供を行い、観光客等の取り込みを行います。	●来訪者（外国人観光客を含む。）にわかりやすいサインの整備やガイドブックなどによる情報提供を行い、観光客等の取り込みを行います。	商観	-	

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
44	特定課題 便利で安全な道づくり	特定課題 便利で安全な道づくり			
44	整備方針	整備方針			
44	●通勤時における中心市街地の交通混雑の緩和を図るため、交通規制の導入や右折帯の改良とともに、交通需要管理施策を推進します。	●通勤時における中心市街地の交通混雑の緩和を図るため、交通規制の導入や右折帯の改良とともに、交通需要管理施策を推進します。	土木・都整 ・都計	-	
44	●身近な生活道路への通過交通を抑制し、安全性の向上を図ります。	●身近な生活道路への通過交通を抑制し、安全性の向上を図ります。	土木・都整	-	
44	●歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、歩行者通路の整備や交差点改良などを進めていきます	●歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、歩行者通路の整備や交差点改良などを進めていきます	土木	-	
44	●新設道路は、広い歩道を設置します。	●新設道路は、広い歩道を設置します。	土木	-	
44	●既設道路は、現状の幅員構成を改良し、歩道の確保に努めます。	●既設道路は、現状の幅員構成を改良し、歩道の確保に努めます。	土木	-	
44	●日大東側の道路の整備を推進します。	●日大東側の道路の整備を推進します。	土木	-	
44	●鑑坂上交差点の改良を推進します。	●鑑坂上交差点の改良を推進します。	土木・都整	-	
44	●日大北側の三島裾野線～上岩崎（旧東レ社宅）間の道路の整備を推進します。	●日大北側の三島裾野線～上岩崎（旧東レ社宅）間の道路の整備を推進します。	土木・都整	-	
44	特定課題 東駿河湾環状道路の整備	特定課題 東駿河湾環状道路の整備			
44	整備方針	整備方針			
44	●三島加茂インターチェンジの早期開通を促進します。【平成24年3月供用開始】	●三島加茂インターチェンジの早期開通を促進します。	都整・都計	有	開通済みのため
44	特定課題 緑と公園の拡充・整備	特定課題 緑と公園の拡充・整備			
44	整備方針	整備方針			
44	●既設の公園は、施設の拡充に努めます。	●既設の公園は、施設の拡充に努めます。	水緑	-	
44	●中郷温水池の公園化を進めます。	●中郷温水池の公園化を進めます。	農政・水緑	-	
44	●道路整備に合わせて、沿道にポケットパークや街路樹等を整備する沿道緑化を進めます。	●道路整備に合わせて、沿道にポケットパークや街路樹等を整備する沿道緑化を進めます。	都整・土木・水緑	-	
44	●大場川・御殿川・境川と主要道路の交点となる橋詰公園の整備に努めます。	●大場川・御殿川・境川と主要道路の交点となる橋詰公園の整備に努めます。	水緑	-	
44	特定課題 河川環境整備	特定課題 河川環境整備			
44	整備方針	整備方針			
44	●河川の水質汚濁防止のため、定期的な水質検査を実施し、水質の監視と水質向上のための対策を講	●河川の水質汚濁防止のため、定期的な水質検査を実施し、水質の監視と水質向上のための対策を講	環政	-	
44	●河川環境改善のため、住民参加による清掃を定期的実施します。	●河川環境改善のため、住民参加による清掃を定期的実施します。	生環	-	
44	●河川整備にあたっては、多自然型工法等を導入し、生物にもやさしい環境に配慮した整備を推進し	●河川整備にあたっては、多自然型工法等を導入し、生物にもやさしい環境に配慮した整備を推進し	土木	-	
44	●水生植物の保全により水質の向上と景観的風情の確保に努めます。	●水生植物の保全により水質の向上と景観的風情の確保に努めます。	環政	-	
44	●小河川は、水の流れる川であり続けるように、水質改善に努めます。	●小河川は、水の流れる川であり続けるように、水質改善に努めます。	環政	-	
44	●源兵衛川・御殿川水系は、水源の確保に努めます。	●源兵衛川・御殿川水系は、水源の確保に努めます。	水緑	-	
44	●境川は、遊歩道や親水緑地などを始めとした河川環境整備を進めます。	●境川は、遊歩道や親水緑地などを始めとした河川環境整備を進めます。	水緑	-	
44	特定課題 景観づくり	特定課題 景観づくり			
44	整備方針	整備方針			
44	●景観計画等に基づき、地域の特性に合わせた景観形成を推進するとともに住民意識の醸成に努めま	●景観計画等に基づき、地域の特性に合わせた景観形成を推進するとともに住民意識の醸成に努めま	都計	-	
44	●地区の優れた眺望をさえぎる中高層建築物や電柱、広告、看板等の設置を適正に規制・誘導するた	●地区の優れた眺望をさえぎる中高層建築物や電柱、広告、看板等の設置を適正に規制・誘導するた	都計	-	
44	め、景観条例や中高層建築物紛争予防調整条例の周知に努めます。	め、景観条例や中高層建築物紛争予防調整条例の周知に努めます。	都計	-	
44	●地域の優れた資源を活用し、魅力的なまち並みの形成や眺望の保全に努めます。	●地域の優れた資源を活用し、魅力的なまち並みの形成や眺望の保全に努めます。			
44	特定課題 防災機能の向上	特定課題 防災機能の向上			
44	整備方針	整備方針			
44	●防災上危険性の高い密集市街地では、生活道路の拡幅やポケットパークの整備と合わせて、建物の	●防災上危険性の高い密集市街地では、生活道路の拡幅やポケットパークの整備と合わせて、建物の	土木・水緑 都計・建指	-	
44	共同化や不燃化を促進します。	共同化や不燃化を促進します。	土木	-	
44	●河川沿いの遊歩道整備を進めるとともに、避難路としての活用も図ります。	●河川沿いの遊歩道整備を進めるとともに、避難路としての活用も図ります。	建住	-	
44	●公共施設には、可能な限り雨水貯留槽を設け、洗浄水や散水、防火用水などとして活用します。	●公共施設には、可能な限り雨水貯留槽を設け、洗浄水や散水、防火用水などとして活用します。	土木・都整 建指・水緑・都計	-	
44	●避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備を進めるとともに、沿道建築物の不燃化、電線類の地中	●避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備を進めるとともに、沿道建築物の不燃化、電線類の地中	水緑		
44	化、街路樹の植栽及び生垣の推進に努めます。	化、街路樹の植栽及び生垣の推進に努めます。	危機	有	防災・減災の観点から追加【危機】
44	●現状の都市公園などは、防災機能を考慮した再整備に努めます。	●現状の都市公園などは、防災機能を考慮した再整備に努めます。			
44	●緊急輸送上の神川橋の落下防止工事を実施します。	●緊急輸送上の神川橋の落下防止工事を実施します。 (追加)			

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
49	2) 北上地域	2) 北上地域			
49	地域の概況と特性	地域の概況と特性			
49	■ 地域の概況	■ 地域の概況			
49	●箱根西麓丘陵地は、昭和40年代以降に開発された低層住宅地、その中間地部分には、自然発生的な住宅団地が広がっています。	●箱根西麓丘陵地は、昭和40年代以降に開発された低層住宅地、その中間地部分には、自然発生的な住宅団地が広がっています。			
49	●地域を南北に結ぶ県道三島裾野線は、中心市街地と住宅地とのアクセス道路として交通負荷が大きくなっています。	●地域を南北に結ぶ県道三島裾野線は、中心市街地と住宅地とのアクセス道路として交通負荷が大きくなっています。			
49	●住宅団地周辺の斜面地には、樹木等が帯状に分布しています。	●住宅団地周辺の斜面地には、樹木等が帯状に分布しています。			
49	■土地利用概況図	■土地利用概況図			
49					
49	北上地域	北上地域	都計	-	
49	赤町田 沢地 千枚原 幸原町1～2丁目 徳倉1～5丁目 萩 佐野 徳倉 芙蓉台1～3丁目 富士ビレッジ 光ヶ丘 富士見台 東赤町田 平成台 佐野見晴台1～2丁目	赤町田 沢地 千枚原 幸原町1～2丁目 徳倉1～5丁目 萩 佐野 徳倉 芙蓉台1～3丁目 富士ビレッジ 光ヶ丘 富士見台 東赤町田 平成台 佐野見晴台1～2丁目			
49			都計	有	・東駿河湾環状道路『塚原-塚本間』供用開始

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
50	目標とする将来地域像	目標とする将来地域像			
50	地域の特性や課題を踏まえ、次のとおり将来地域像を位置付けます。	地域の特性や課題を踏まえ、次のとおり将来地域像を位置付けます。			
50					
50	●箱根西麓の自然環境を積極的に保全する地域 美しい森林景観や斜面農地、貴重な動植物などを保全する地域づくりを目指します。	●箱根西麓の自然環境を積極的に保全する地域 美しい森林景観や斜面農地、貴重な動植物などを保全する地域づくりを目指します。	都計	-	
50					
50	●ゆとりある良好な居住環境を維持する地域 箱根西麓の裾野に広がる住宅地は、ゆとりある良好な居住環境と美しい住宅地景観を維持した地域づくりを目指します。	●ゆとりある良好な居住環境を維持する地域 箱根西麓の裾野に広がる住宅地は、ゆとりある良好な居住環境と美しい住宅地景観を維持した地域づくりを目指します。	都計	-	
50					
50	●複合交流機能が集積する地域 主要地方道三島裾野線の沿道や東駿河湾環状道路三島萩インターチェンジ周辺は、地域の核となるような施設が複合した地域づくりを目指します。	●複合交流機能が集積する地域 主要地方道三島裾野線の沿道や東駿河湾環状道路三島萩インターチェンジ周辺は、地域の核となるような施設が複合した地域づくりを目指します。	都計	-	

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																												
51	<p>特定課題とその解決方策</p> <p>【地域の特定課題と地域づくり(整備・誘導)の方針]</p> <p>特定課題 土地利用</p> <p>整備方針</p> <p>1 東駿河湾環状道路の整備(拡幅)及び沿道の活性化</p> <p>●歩道の拡幅や、店舗等のセットバックを推進し、安全で快適な空間の確保を図ります。</p> <p>●交通混雑の解消方策として、右折帯や右折専用信号の設置、バス停留帯などの整備を推進します。</p> <p>●幸原町周辺の市街地整備を住民の合意形成のもとで推進し、魅力ある地域の商業拠点の形成を図ります。</p> <p>2 複合交流拠点の整備促進</p> <p>●三島萩インターチェンジを中心とする一帯は、地域の核となる商業・コミュニティ・医療などの施設の整備を促進します。</p> <p>3 東駿河湾環状道路周辺の整備</p> <p>●東駿河湾環状道路周辺・徳倉地先の一帯は、市街化調整区域の地区計画の導入などにより、工場や研究施設等の開発を適正に誘導していきます。</p> <p>4 土地区画整理事業予定区域における市街地の形成</p> <p>●萩土地区画整理事業の予定区域における良好な住環境の創出を推進します。</p> <p>5 農村集落の生活環境整備等</p> <p>●佐野地区については、地区内外の道路改良のほか、農村集落の生活環境整備などに努めます。</p> <p>6 未利用地の利活用</p> <p>●徳倉地区の未利用地については、医療・研究施設の誘致など、地域振興に役立つ土地の利活用を検討していきます。</p> <p>■北上地域特定課題</p>	<p>特定課題とその解決方策</p> <p>【地域の特定課題と地域づくり(整備・誘導)の方針]</p> <p>特定課題 土地利用</p> <p>整備方針</p> <p>1 三島裾野線の整備(拡幅)及び沿道の活性化</p> <p>●歩道の拡幅や、店舗等のセットバックを推進し、安全で快適な空間の確保を図ります。</p> <p>●交通混雑の解消方策として、右折帯や右折専用信号の設置、バス停留帯などを整備します。</p> <p>●幸原町周辺の市街地整備を住民の合意形成のもとで推進し、魅力ある地域の商業拠点の形成を図ります。</p> <p>2 複合交流拠点の整備促進</p> <p>●三島萩インターチェンジを中心とする一帯は、地域の核となる商業・コミュニティ・医療などの施設の整備を促進します。</p> <p>3 東駿河湾環状道路周辺の整備</p> <p>●東駿河湾環状道路周辺・徳倉地先の一帯は、市街化調整区域の地区計画の導入などにより、工場や研究施設等の開発を適正に誘導していきます。</p> <p>4 土地区画整理事業予定区域における市街地の形成</p> <p>●萩土地区画整理事業の予定区域における良好な住環境の創出を推進します。</p> <p>5 農村集落の生活環境整備等</p> <p>●佐野地区については、地区内外の道路改良のほか、農村集落の生活環境整備などに努めます。</p> <p>6 未利用地の利活用</p> <p>●徳倉地区の未利用地については、医療・研究施設の誘致など、地域振興に役立つ土地の利活用を検討していきます。</p> <p>■北上地域特定課題</p>	<table border="1"> <tr> <td>土木</td> <td>有</td> <td>「県道」表記の追加(他の路線との整合)</td> </tr> <tr> <td>土木・都整・地安</td> <td>有</td> <td>県道整備は市が直接の事業主体ではないため</td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政企・都計</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都整</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農政</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>有</td> <td>県道三島裾野線(正式名称)</td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>有</td> <td>・東駿河湾環状道路『塚原-塚本間』供用開始</td> </tr> </table>	土木	有	「県道」表記の追加(他の路線との整合)	土木・都整・地安	有	県道整備は市が直接の事業主体ではないため	都計	-		政企・都計	-		都計	-		都整	-		農政	-		都計	-		都計	有	県道三島裾野線(正式名称)	都計	有	・東駿河湾環状道路『塚原-塚本間』供用開始
土木	有	「県道」表記の追加(他の路線との整合)																															
土木・都整・地安	有	県道整備は市が直接の事業主体ではないため																															
都計	-																																
政企・都計	-																																
都計	-																																
都整	-																																
農政	-																																
都計	-																																
都計	有	県道三島裾野線(正式名称)																															
都計	有	・東駿河湾環状道路『塚原-塚本間』供用開始																															
51																																	

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

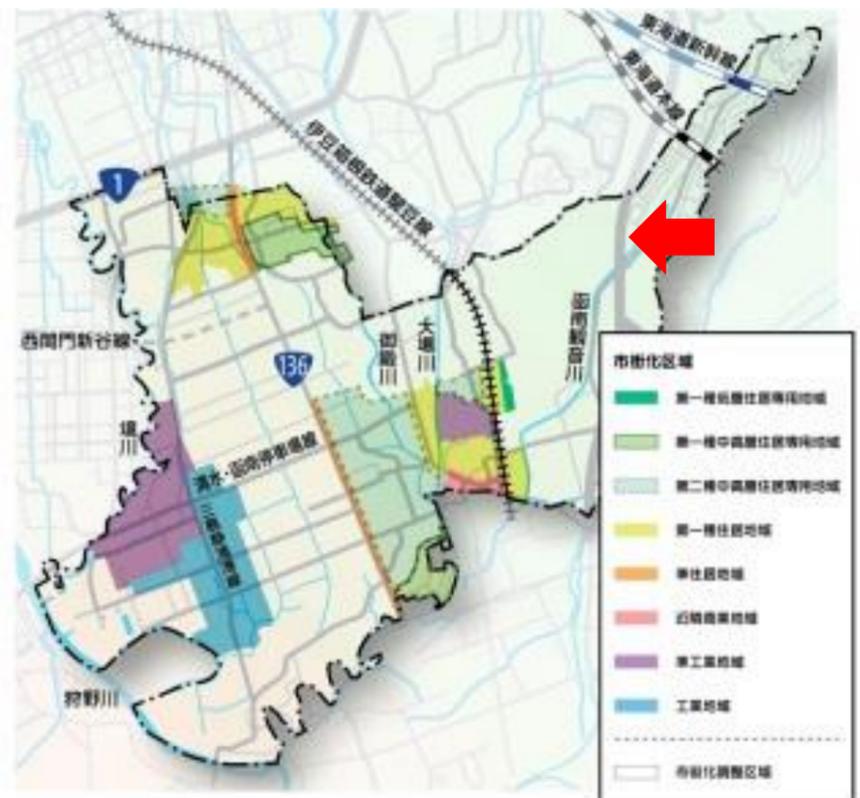
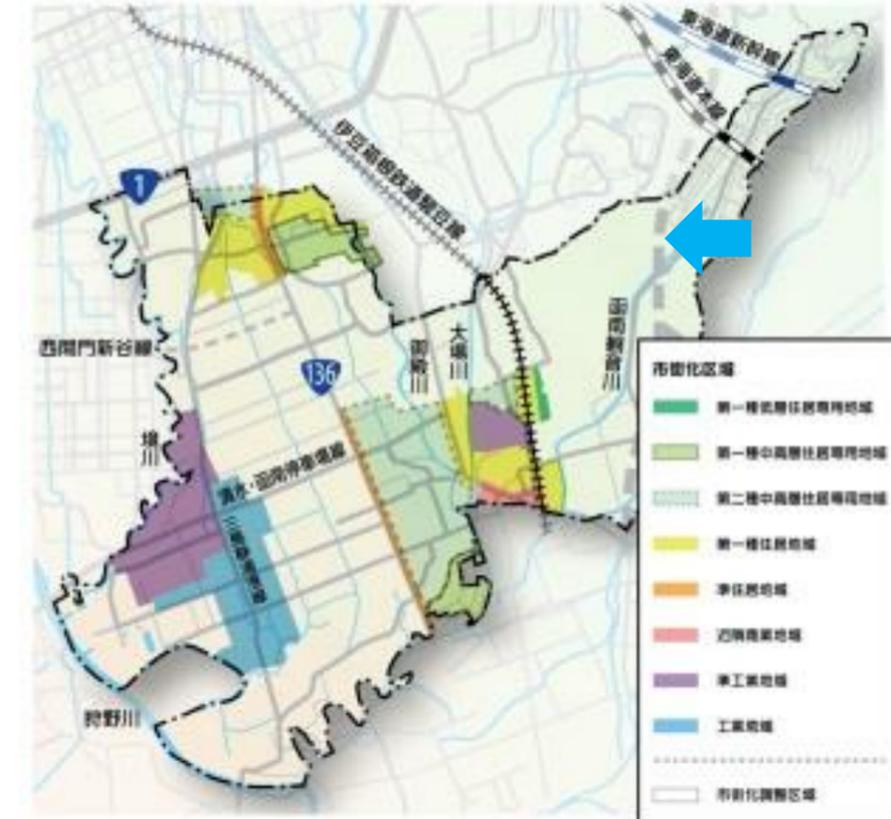
頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
52	特定課題 便利で安全な道づくり 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●県道三島裾野線の交差点部の改良を推進します。 	特定課題 便利で安全な道づくり 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●三島裾野線の交差点部の改良を推進します。 	土木	有	「県道」表記の追加(他の路線との整合)
52			土木	-	
52	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の生活道路整備を検討し、便利で安全な道づくりを推進します。 ●新設道路は、広い歩道を設置します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の生活道路整備を検討し、便利で安全な道づくりを推進します。 ●新設道路は、広い歩道を設置します。 	都整・土木	-	
52					
52	特定課題 都市計画道路谷田幸原線の整備 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●未整備区間の早期事業着手・完成を目指します。 ●道路整備に合わせ、ポケットパーク等の設置を検討します。 ●谷田幸原線に接続する周辺道路の整備を図ります。 	特定課題 都市計画道路谷田幸原線の整備 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●未整備区間の早期事業着手・完成を目指します。 ●道路整備に合わせ、ポケットパーク等の設置を検討します。 ●谷田幸原線に接続する周辺道路の整備を図ります。 	都整	-	
52			水緑	-	
52	特定課題 都市計画道路三島駅北口線の整備 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●未整備区間の早期完成を目指します。 ●歩道に並木を設け、景観づくりに努めます。 	特定課題 都市計画道路三島駅北口線の整備 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●未整備区間の早期完成を目指します。 ●歩道に並木を設け、景観づくりに努めます。 	土木	-	
52			都整	-	
52	特定課題 緑と公園の拡充・整備 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●大場川と主要道路の交点となる橋詰公園の整備に努めます。 ●嫁ヶ久保公園の整備を検討します。 	特定課題 緑と公園の拡充・整備 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●大場川と主要道路の交点となる橋詰公園の整備に努めます。 ●嫁ヶ久保公園の整備を検討します。 	都整	-	
52			都整	-	
52	特定課題 河川環境整備 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道を整備し、生活排水を取り込むことにより、公共水域の水質向上に努めます。 ●沢地川の整備に合わせて遊歩道を設置し、大場川の遊歩道とのネットワーク化を図るとともに、植栽(ミシマザクラなど)や休憩施設を整備し、水とのふれあいとやすらぎの場の形成に努めます。 ●萩地区から裾野市伊豆島田方面に通じる大場川にかかる人道橋の整備を進めます。 ●徳倉地区から長泉町桜堤方面に通じる大場川にかかる人道橋の整備を検討します。 	特定課題 河川環境整備 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道を整備し、生活排水を取り込むことにより、公共水域の水質向上に努めます。 ●沢地川の整備に合わせて遊歩道を設置し、大場川の遊歩道とのネットワーク化を図るとともに、植栽(ミシマザクラなど)や休憩施設を整備し、水とのふれあいとやすらぎの場の形成に努めます。 ●萩地区から裾野市伊豆島田方面に通じる大場川にかかる人道橋の整備を進めます。 ●徳倉地区から長泉町桜堤方面に通じる大場川にかかる人道橋の整備を検討します。 	水緑	-	
52			水緑	-	
52	特定課題 景観づくり 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●景観計画等に基づき、地域の特性に合わせた景観形成を推進するとともに住民意識の醸成に努めます。 ●地区の優れた眺望をさえぎる中高層建築物や電柱、広告、看板等の設置を適正に規制・誘導するため、景観条例や中高層建築物紛争予防条例の周知に努めます。 ●末広山やその周辺の遊休農地は、花づくりに努め、富士山や駿河湾などの眺望と一体となった景観形成を進めます。 ●末広山、芙蓉台北側、高区配水場付近、光ヶ丘北側斜面などの景観の保全に努めます。 ●佐野地区の農村の風景や自然などを守る地域活動を支援します。 	特定課題 景観づくり 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ●景観計画等に基づき、地域の特性に合わせた景観形成を推進するとともに住民意識の醸成に努めます。 ●地区の優れた眺望をさえぎる中高層建築物や電柱、広告、看板等の設置を適正に規制・誘導するため、景観条例や中高層建築物紛争予防条例の周知に努めます。 ●末広山やその周辺の遊休農地は、花づくりに努め、富士山や駿河湾などの眺望と一体となった景観形成を進めます。 ●末広山、芙蓉台北側、高区配水場付近、光ヶ丘北側斜面などの景観の保全に努めます。 ●佐野地区の農村の風景や自然などを守る地域活動を支援します。 	下水	-	
52			土木・水緑	-	
52			土木	-	
52			土木	-	
52			都計	-	
52			都計	-	
52			水緑・農政	-	
52			都計	-	
52			都計	-	

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
57	<p>目標とする将来地域像</p> <p>地域の特性や課題を踏まえ、次のとおり将来地域像を位置付けます。</p> <div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●箱根西麓の自然環境を積極的に保全する地域</p> <p>美しい森林景観や斜面農地、貴重な動植物などを保全するとともに、自然とふれあい、学ぶ地域づくりを目指します。</p>	<p>目標とする将来地域像</p> <p>地域の特性や課題を踏まえ、次のとおり将来地域像を位置付けます。</p> <div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●箱根西麓の自然環境を積極的に保全する地域</p> <p>美しい森林景観や斜面農地、貴重な動植物などを保全するとともに、自然とふれあい、学ぶ地域づくりを目指します。</p>	都計	-	
57					
57					
57					
57					
57	<div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●ゆとりある良好な居住環境を維持する地域</p> <p>箱根西麓の裾野に広がる住宅地は、豊かな自然環境と調和したゆとりある良好な居住環境が維持された地域づくりを目指します。</p>	<div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●ゆとりある良好な居住環境を維持する地域</p> <p>箱根西麓の裾野に広がる住宅地は、豊かな自然環境と調和したゆとりある良好な居住環境が維持された地域づくりを目指します。</p>	都計	-	
57					
57					
57					
57					
57	<div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●多様な農業の推進を図る地域</p> <p>耕作放棄地などを活用した農業体験農園等の開設や観光農業の推進、箱根西麓三島野菜の展開など、多様な農業の推進を図る地域づくりを目指します。</p>	<div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●多様な農業の推進を図る地域</p> <p>耕作放棄地などを活用した農業体験農園等の開設や観光農業の推進、箱根西麓三島野菜の展開など、多様な農業の推進を図る地域づくりを目指します。</p>	都計	-	
57					
57					
57					
57					
57	<div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●医療・健康・福祉施設が集積した地域</p> <p>国立遺伝学研究所や県総合健康センターなどの立地を生かし、医療・健康・福祉施設等が集積した拠点的な地域づくりを目指します。</p>	<div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●医療・健康・福祉施設が集積した地域</p> <p>国立遺伝学研究所や県総合健康センターなどの立地を生かし、医療・健康・福祉施設等が集積した拠点的な地域づくりを目指します。</p>	都計	-	
57					
57					
57					
57					
57	<div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●活力のあるまち</p> <p>国道1号の沿道や東駿河湾環状道路のインターチェンジ周辺は、交通至便な立地条件を生かし、観光・レクリエーションを主体とした地域づくりを進めるとともに、地域振興や活力を創出する地域づくりを目指します。</p>	<div style="border: 1px solid orange; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>●活力のあるまち</p> <p>国道1号の沿道や東駿河湾環状道路のインターチェンジ周辺は、交通至便な立地条件を生かし、観光・レクリエーションを主体とした地域づくりを進めるとともに、地域振興や活力を創出する地域づくりを目指します。</p>	都計	-	
57					
57					
57					
57					

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
58	特定課題とその解決方策	特定課題とその解決方策			
58	【地域の特定課題と地域づくり(整備・誘導)の方針]	【地域の特定課題と地域づくり(整備・誘導)の方針]			
58	特定課題 土地利用	特定課題 土地利用			
58	整備方針	整備方針			
58	1 自然環境の保全	1 自然環境の保全			
58	●標高350m以上の公有地及び財産区有地は、地域振興に活かしていくための観光的な開発を除いて、森林の保全や生態系の保護を図ります。	●標高350m以上の公有地及び財産区有地は、地域振興に活かしていくための観光的な開発を除いて、森林の保全や生態系の保護を図ります。			
58	●人と森林との関わり合いを深めるため、接待茶屋跡地の森づくりを推進するとともに、ボランティア団体などを育成・支援します。	●人と森林との関わり合いを深めるため、接待茶屋跡地の森づくりを推進するとともに、ボランティア団体などを育成・支援します。			
58	●「山田川自然の里」の恵まれた自然環境と景観を保全・活用し、里山づくりを進めるとともに、市民のやすらぎと憩いの場としての利用を促進します。	●「山田川自然の里」の恵まれた自然環境と景観を保全・活用し、里山づくりを進めるとともに、市民のやすらぎと憩いの場としての利用を促進します。			
58	●元山中地区の農村の景観や自然などを守る地域活動を支援します。	●元山中地区の農村の景観や自然などを守る地域活動を支援します。			
58	●錦田耕地周辺の貴重な資源である湧水の保全を図ります。	●錦田耕地周辺の貴重な資源である湧水の保全を図ります。			
58	●夏梅木の雑木林、果樹園等の緑の保全に努めます。	●夏梅木の雑木林、果樹園等の緑の保全に努めます。			
58	2 歴史的資産の活用	2 歴史的資産の活用			
58	●箱根旧街道、鎌倉古道、旧韮山街道を歴史の香るハイキングコースとして再生します。	●箱根旧街道、鎌倉古道、旧韮山街道を歴史の香るハイキングコースとして再生します。			
58	●国道1号笹原山中バイパスの整備に合わせて山中城跡周辺などの新たな観光的な整備を促進しま	●国道1号笹原山中バイパスの整備に合わせて山中城跡周辺などの新たな観光的な整備を促進しま			
58	● <u>山中城跡や箱根旧街道の石畳などの歴史的資産と、平成27年12月完成予定の箱根西麓・三島大吊橋周辺地域一帯を、本市の観光エリアの一つとして位置づけ、自然と歴史との調和や農業との融合及び地域の活性化を考慮した、観光施設の効果的な集積に努めます。</u>				
58		(追加)			
58	3 多様な農業の推進	3 多様な農業の推進			
58	●食料の供給、自然環境の保持、水源のかん養など多面的機能を有している優良農用地の保全に努めます。	●食料の供給、自然環境の保持、水源のかん養など多面的機能を有している優良農用地の保全に努めます。			
58	●耕作放棄地、遊休農地、放置竹林などを活用した市民農園や農業体験農園の開設、企業の農業参入など新たな農業の核となる農業振興を促進するとともに、都市住民等の自然に親しむ場づくりに努め	●耕作放棄地、遊休農地、放置竹林などを活用した市民農園や農業体験農園の開設、企業の農業参入など新たな農業の核となる農業振興を促進するとともに、都市住民等の自然に親しむ場づくりに努め			
58	●農産物・生産資材の流通機構と経営の合理化及び、農村環境の整備を図るため、農業基盤整備を実施します。	●農産物・生産資材の流通機構と経営の合理化及び、農村環境の整備を図るため、農業基盤整備を実施します。			
58	●観光農業を推進するため、民間企業や農業生産者と連携した環境整備を進め、観光客などの集客と三島の農業の活性化を図ります。	●観光農業を推進するため、民間企業や農業生産者と連携した環境整備を進め、観光客などの集客と三島の農業の活性化を図ります。			
58	●「 <u>箱根西麓三島野菜</u> 」などの地域特産品を販売するための直売施設の整備を推進します。	●「 <u>箱根西麓野菜</u> 」などの地域特産品を販売するための直売施設の整備を推進します。			
58	● <u>三島塚原インターチェンジ近くに移転し、交通の利便性が向上した「三島青果市場」との連携により、地産地消の推進や周辺地域における農業の活性化を図ります。</u>				
58		(追加)			
58	4 産業の集積	4 産業の集積			
58	●国道1号を軸とする三ツ谷新田一帯は、「 <u>内陸のフロンティア</u> 」を拓く取組の中で市街化区域に編入し、 <u>土地区画整理事業の導入などにより</u> 、流通業務施設や研究施設、工場などを適正に誘導し、地域経済の振興を促進していきます。	●国道1号を軸とする三ツ谷新田一帯は、 <u>地先</u> 一帯は、 <u>市街化調整区域における地区計画制度の導入</u> などにより、流通業務施設や研究施設、工場などを適正に誘導し、地域経済の振興を促進していきます。			
58	5 複合交流拠点の整備促進	5 複合交流拠点の整備促進			
58	●三島塚原インターチェンジを中心とする一帯は、本市の箱根西麓の玄関口であることから、「 <u>伊豆フルーツパーク</u> 」や「 <u>三島青果市場</u> 」などと連携して <u>地域の活性化を図るとともに</u> 、市街化調整区域の地区計画制度の導入などにより、交流拠点にふさわしい、流通業務、観光・レクリエーション等の施設を適正に誘導していきます。	●三島塚原インターチェンジを中心とする一帯は、本市の箱根西麓の玄関口であることから、市街化調整区域の地区計画制度の導入などにより、交流拠点にふさわしい、流通業務、観光・レクリエーション等の施設を適正に誘導していきます。			
58	●東駿河湾環状道路及び国道1号の結節点という特性を生かし、箱根・伊豆半島等を訪れた観光客やその他の道路利用者に快適な休憩と多様な案内・サービスを提供する施設を誘導していきます。	●東駿河湾環状道路及び国道1号の結節点という特性を生かし、箱根・伊豆半島等を訪れた観光客やその他の道路利用者に快適な休憩と多様な案内・サービスを提供する施設を誘導していきます。			
58	6 健康・福祉・医療施設等の整備促進	6 健康・福祉・医療施設等の整備促進			
58	●三島玉沢インターチェンジを中心とする竹倉から玉沢一帯は、市街化調整区域の地区計画制度の導入などにより、健康、福祉、医療、スポーツなどの施設や <u>ファルマバレー</u> プロジェクト形成のための研究施設等を誘導していきます。	●三島玉沢インターチェンジを中心とする竹倉から玉沢一帯は、市街化調整区域の地区計画制度の導入などにより、健康、福祉、医療、スポーツなどの施設や <u>富士山麓先端健康産業集積</u> プロジェクト形成のための研究施設等を誘導していきます。			
58	●遺伝学研究所、 <u>三島総合病院</u> や県総合健康センターに働きかけるなどにより、地域住民との交流事業の促進に努めます。（市民講座の開設、簡易な研究への住民参加、定期的な開放等）	●遺伝学研究所、 <u>三島社会保険病院</u> や県総合健康センターに働きかけるなどにより、地域住民との交流事業の促進に努めます。（市民講座の開設、簡易な研究への住民参加、定期的な開放等）			
58	7 定住対策	7 定住対策			
58	●坂地区に市街化調整区域の地区計画制度の導入などを図り、既存集落地の活力維持と人口増加を図ります。	●坂地区に市街化調整区域の地区計画制度の導入などを図り、既存集落地の活力維持と人口増加を図ります。			
58	● <u>三ツ谷新田地区及び市山新田地区は、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく自然環境と調和したゆとりある住宅街区の建設を促進していきます。</u>				
58		(追加)			
58			都計・政企	-	
58			農政	-	
58			農政	-	
58			農政	-	
58			水緑	-	
58			水緑	-	
58			商観	-	
58			商観	-	
58			都計	有	内陸Fの「農業・観光関連施設集積事業」を位置付け
58			農政	-	
58			農政	-	
58			農政	-	
58			農政	-	
58			農政	有	正式名称に
58			都計	有	三島青果市場との連携
58			企立・都計	有	内陸F「三ツ谷地区新たな産業拠点整備事業」位置付け
58			都計	有	「伊豆フルーツパーク」や「三島青果市場」などとの連携を追加
58			都計	-	
58			企立・都計	有	総合計画の表現に統一
58			政企・都計	有	病院名称の変更
58			都計	-	
58			都計	有	内陸F「ゆとりある田園居住区整備促進事業」について位置付け

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

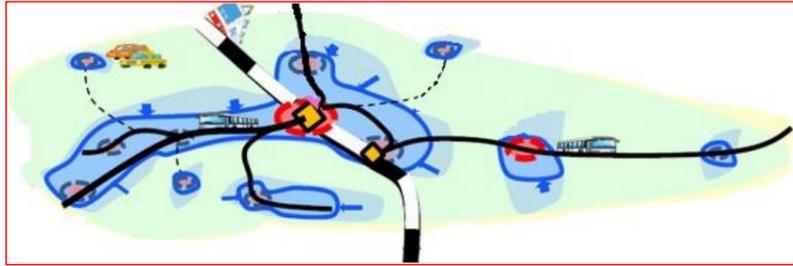
頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
60	特定課題 便利で安全な道づくり	特定課題 便利で安全な道づくり			
60	整備方針	整備方針			
60	●主要生活道路の拡幅や交差点の改良、歩道等の整備を推進し、地域の交通安全と利便性の向上を図ります。	●主要生活道路の拡幅や交差点の改良、歩道等の整備を推進し、地域の交通安全と利便性の向上を図ります。	土木・都整	-	
60	●谷田玉沢線（道路・歩道整備）	●谷田玉沢線（道路・歩道整備）	土木	-	
60	●遺伝研坂下交差点～大場（道路・歩道整備）	●遺伝研坂下交差点～大場（道路・歩道整備）	土木	-	
60	●向山小学校～東大場（歩道整備）	●向山小学校～東大場（歩道整備）	土木	-	
60	●地域の細街路の整備を推進し、居住環境の向上を図ります。	●地域の細街路の整備を推進し、居住環境の向上を図ります。	土木	-	
60	●新設道路は、広い歩道を設置します。	●新設道路は、広い歩道を設置します。	土木・都整	-	
60	●既設道路は、歩きやすく安全な歩道を確保するため、幅員構成の改良や段差の解消、 歩きやすい舗装材 の使用に努めます。	●既設道路は、歩きやすく安全な歩道を確保するため、幅員構成の改良や段差の解消、 弾性舗装材 の使用に努めます。	土木	有	舗装材の特定は避けたいため
60	●団地内の住環境及び歩行者の安全性を確保するため、交通規制や 車両速度を抑制する仕掛け を検討します。	●団地内の住環境及び歩行者の安全性を確保するため、交通規制や 障害物等の車両速度を抑制する仕掛け を検討します。	土木	有	道路の「障害物」という表現は語弊があるため
60	●花街道は、道路整備後も花のある道づくりをめざします。	●花街道は、道路整備後も花のある道づくりをめざします。	水緑	-	
60	特定課題 東駿河湾環状道路の整備	特定課題 東駿河湾環状道路の整備			
60	整備方針	整備方針			
60	●三島玉沢インターチェンジの早期開通を目指します。【平成26年2月供用開始】	●三島玉沢インターチェンジの早期開通を目指します。	都整・都計	有	開通済みのため
60	特定課題 緑と公園の拡充・整備	特定課題 緑と公園の拡充・整備			
60	整備方針	整備方針			
60	1 既存公園の整備	1 既存公園の整備			
60	●既設の公園は、施設の拡充を検討します。	●既設の公園は、施設の拡充を検討します。	水緑	-	
60	2 歴史的資産の活用	2 歴史的資産の活用			
60	●山中城跡周辺の整備を進め、都市公園に位置付けていきます。	●山中城跡周辺の整備を進め、都市公園に位置付けていきます。	水緑	-	
60	●向山古墳群周辺の整備を進め、都市公園に位置付けていきます。【平成25年4月供用開始】	●向山古墳群周辺の整備を進め、都市公園に位置付けていきます。	水緑	有	整備完了による
60	3 自然的資産の活用	3 自然的資産の活用			
60	●川原ヶ谷地区の豊かな自然環境を残した貴重な緑を今後とも保全をしていきます。	●川原ヶ谷地区の豊かな自然環境を残した貴重な緑を今後とも保全をしていきます。	水緑	-	
60	●子供の森周辺の山田川沿いに回遊性のある遊歩道の整備を進め、公園利用者の増加を図ります。	●子供の森周辺の山田川沿いに回遊性のある遊歩道の整備を進め、公園利用者の増加を図ります。	水緑	-	
60	特定課題 河川環境整備	特定課題 河川環境整備			
60	整備方針	整備方針			
60	●河川の水質汚濁防止のため、定期的な水質検査を実施し、水質の監視と水質向上のための対策を講じます。	●河川の水質汚濁防止のため、定期的な水質検査を実施し、水質の監視と水質向上のための対策を講じます。	環政	-	
60	●河川環境改善に向けて、住民参加による清掃を定期的に実施します。	●河川環境改善に向けて、住民参加による清掃を定期的に実施します。	生環・環政 ・土木・水緑・ 農政	-	
60	●河川整備にあたっては、多自然型工法等を導入し、生物にもやさしい環境に配慮した整備を推進します。	●河川整備にあたっては、多自然型工法等を導入し、生物にもやさしい環境に配慮した整備を推進します。	土木	-	
60	●夏梅木川や大場川沿いの遊歩道・サイクリングロードの整備を進め、流域住民が親しみの持てる河川環境づくりを推進します。	●夏梅木川や大場川沿いの遊歩道・サイクリングロードの整備を進め、流域住民が親しみの持てる河川環境づくりを推進します。	土木	-	
60	特定課題 景観づくり	特定課題 景観づくり			
60	整備方針	整備方針			
60	●景観計画等に基づき、地域の特性に合わせた景観形成を推進するとともに住民意識の向上に努めます。	●景観計画等に基づき、地域の特性に合わせた景観形成を推進するとともに住民意識の向上に努めます。	都計	-	
60	●地区の優れた眺望をさえぎる中高層建築物や電柱、広告、看板等の設置を適正に規制・誘導するため、景観条例や中高層建築物紛争予防条例の周知に努めます。	●地区の優れた眺望をさえぎる中高層建築物や電柱、広告、看板等の設置を適正に規制・誘導するため、景観条例や中高層建築物紛争予防条例の周知に努めます。	都計	-	
60	●地域の優れた資源を活用し、魅力的なまち並みの形成や眺望の保全に努めます。	●地域の優れた資源を活用し、魅力的なまち並みの形成や眺望の保全に努めます。	都計	-	
60	●遊休農地などを利用した、花のある美しい景観を創出していきます。	●遊休農地などを利用した、花のある美しい景観を創出していきます。	農政	-	
60	特定課題 防災機能の向上	特定課題 防災機能の向上			
60	整備方針	整備方針			
60	●既存施設を避難所として活用します。	●既存施設を避難所として活用します。	危機	-	
60	●農地の一部と未利用地は緊急時の避難地として確保に努めます。	●農地の一部と未利用地は緊急時の避難地として確保に努めます。	危機	-	
60	●防災的観点からポケットパーク等の空間づくりに努めます。	●防災的観点からポケットパーク等の空間づくりに努めます。	水緑	-	
60	●大場川及び山田川は、緊急時の雑用水としての利用に努めます。	●大場川及び山田川は、緊急時の雑用水としての利用に努めます。	危機	-	
60	● 国道1号を軸とする三ツ谷新田一帯は、「内陸のフロンティア」を拓く取組の中で、有事における物資供給などの活動拠点となる機能確保を図ります。	● （追加）	都計・政企	有	内陸Fの「防災の拠点」としての位置づけを追加
60	特定課題 公共施設等の整備	特定課題 公共施設等の整備			
60	整備方針	整備方針			
60	●幹線道路の沿道に地域商業の集積を図ります。	●幹線道路の沿道に地域商業の集積を図ります。	都計	-	
60	●仮称 錦田文化プラザの建設を検討します。	●仮称 錦田文化プラザの建設を検討します。	都計	-	

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等	
65	<p>4) 中郷地域</p> <p>地域の概況と特性</p> <p>■ 地域の概況</p> <p>●市の南部を構成する地域で、三つの飛び市街地が形成されており、その間にまとまった水田地帯が展開しています。</p> <p>●国道136号沿いに沿道型商業施設、大場駅周辺に近隣型店舗が立地しています。</p> <p>●中郷北部の幹線道路の内側、大場地区、梅名地区は低層住宅が見受けられます。また、松本・長伏地区は、工業系土地利用と低層住宅が混在しています。</p> <p>●大場地区郊外の丘陵地に、昭和50年・平成元年開発の低層住宅団地が展開しています。</p> <p>土地利用概況図</p> 	<p>4) 中郷地域</p> <p>地域の概況と特性</p> <p>■ 地域の概況</p> <p>●市の南部を構成する地域で、三つの飛び市街地が形成されており、その間にまとまった水田地帯が展開しています。</p> <p>●国道136号沿いに沿道型商業施設、大場駅周辺に近隣型店舗が立地しています。</p> <p>●中郷北部の幹線道路の内側、大場地区、梅名地区は低層住宅が見受けられます。また、松本・長伏地区は、工業系土地利用と低層住宅が混在しています。</p> <p>●大場地区郊外の丘陵地に、昭和50年・平成元年開発の低層住宅団地が展開しています。</p> <p>土地利用概況図</p> 				
65			都計	-		
65			都計	有	東駿河湾環状道路『塚原-塚本間』供用開始	

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
66	<p>目標とする将来地域像</p> <p>地域の特性や課題を踏まえ、次のとおり将来地域像を位置付けます。</p>	<p>目標とする将来地域像</p> <p>地域の特性や課題を踏まえ、次のとおり将来地域像を位置付けます。</p>			
66	<p>●田園風景の残るまち</p> <p>田方平野の面影を後世に伝えていくため、都市的土地利用と自然（農）的土地利用がすみ分けされた地域づくりを目指します。</p>	<p>●田園風景の残るまち</p> <p>田方平野の面影を後世に伝えていくため、都市的土地利用と自然（農）的土地利用がすみ分けされた地域づくりを目指します。</p>	都計	-	
66	<p>●ゆとりある良好な居住環境を維持する地域</p> <p>箱根西麓の裾野に広がる住宅地は、ゆとりある良好な居住環境と美しい街並み景観が維持された地域づくりを目指します。</p>	<p>●ゆとりある良好な居住環境を維持する地域</p> <p>箱根西麓の裾野に広がる住宅地は、ゆとりある良好な居住環境と美しい街並み景観が維持された地域づくりを目指します。</p>	都計	-	
66	<p>●工業の集積を促進する地域</p> <p>中郷地域の南部に広がる工業地は、居住環境との調和や環境づくりに努め、工場や産業施設などの立地を促進した地域づくりを目指します。</p>	<p>●工業の集積を促進する地域</p> <p>中郷地域の南部に広がる工業地は、居住環境との調和や環境づくりに努め、工場や産業施設などの立地を促進した地域づくりを目指します。</p>	都計	-	
66	<p>●活力のあるまち</p> <p>幹線道路沿道や東駿河湾環状道路大場・函南インターチェンジ周辺は、交通至便な立地条件を生かし、沿道サービス施設や流通業務施設等が集積した地域づくりを目指します。</p>	<p>●活力のあるまち</p> <p>幹線道路沿道や東駿河湾環状道路大場・函南インターチェンジ周辺は、交通至便な立地条件を生かし、沿道サービス施設や流通業務施設等が集積した地域づくりを目指します。</p>	都計	-	

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
67	特定課題とその解決方策	特定課題とその解決方策			
67	【地域の特定課題と地域づくり(整備・誘導)の方針]	【地域の特定課題と地域づくり(整備・誘導)の方針]			
67	特定課題 土地利用	特定課題 土地利用			
67	整備方針	整備方針			
67	1 幹線道路沿道の土地利用	1 幹線道路沿道の土地利用			
67	●幹線道路沿道は、市街化調整区域の地区計画制度の導入などにより、流通業務施設や沿道サービス施設等の立地を整理し、良好な市街地の形成を図っていきます。	●幹線道路沿道は、市街化調整区域の地区計画制度の導入などにより、流通業務施設や沿道サービス施設等の立地を整理し、良好な市街地の形成を図っていきます。	都計	-	
67	・国道1号 <u>(旧三島町地域を含む)</u> 及び国道136号沿道	・国道1号及び国道136号沿道	都計	有	地区計画導入想定区域が旧三島町部分を含むため。
67	・都市計画道路西間門新谷線沿道	・都市計画道路西間門新谷線沿道	都計	-	
67	・県道三島・静浦港線及び県道清水・函南停車場線沿道	・県道三島・静浦港線及び県道清水・函南停車場線沿道	都計	-	
67	2 大場駅周辺の整備と活性化	2 大場駅周辺の整備と活性化			
67	●大場駅周辺は、商業地や住宅地など、立地条件を生かした土地の有効利用を図り、個性と親しみのある市域南部の拠点として環境整備を促進します。	●大場駅周辺は、商業地や住宅地など、立地条件を生かした土地の有効利用を図り、個性と親しみのある市域南部の拠点として環境整備を促進します。	都計	-	
67	・大場駅前広場の整備検討	・大場駅前広場の整備検討	都計	-	
67	・県道清水函南停車場線のバイパスの整備	・県道清水函南停車場線のバイパスの整備	都計	-	
67	・伊豆箱根鉄道駿豆線東側の主要生活道路の整備及びその他生活道路の整備	・伊豆箱根鉄道駿豆線東側の主要生活道路の整備及びその他生活道路の整備	土木	-	
67	●大場駅を起点とした周辺地区へのバス路線を整備し、地域の利便性の向上を図ります。	●大場駅を起点とした周辺地区へのバス路線を整備し、地域の利便性の向上を図ります。	地安	-	
67	3 複合交流拠点の整備促進	3 複合交流拠点の整備促進			
67	●東駿河湾環状道路の大場・函南インターチェンジ周辺一帯は、 「内陸のフロンティア」を拓く取組の中で市街化区域に編入し 、流通業務施設、研究施設、沿道サービス施設、工場等を適正に誘導し、インターチェンジ周辺にふさわしい複合交流拠点としての市街地形成に努めていきます。 また、津波リスクを避け内陸への移転を希望する企業の安全・安心な受け皿を確保するとともに、災害発生時における東部・伊豆地域の災害復旧物資拠点としての活用を図ります。	●東駿河湾環状道路の大場・函南インターチェンジ周辺一帯は、 市街化調整区域の地区計画の導入などにより 、流通業務施設、研究施設、沿道サービス施設、工場等を適正に誘導し、インターチェンジ周辺にふさわしい複合交流拠点としての市街地形成に努めていきます。	都計	有	内陸F「高規格幹線道路を活かした安心安全のまちづくり促進事業」を位置付け
67	4 工業等集積の促進	4 工業等集積の促進			
67	●長伏・松本地区一帯は、今後も工場等（大規模集客施設を除く。）の集積を図るとともに、居住環境との調和を図りながら、緑豊かなうるおいのある環境づくりに努めていきます。	●長伏・松本地区一帯は、今後も工場等（大規模集客施設を除く。）の集積を図るとともに、居住環境との調和を図りながら、緑豊かなうるおいのある環境づくりに努めていきます。	都計	-	
67	5 環境改善による土地利用	5 環境改善による土地利用			
67	●北沢亜鉛工場跡地は、鉱さい処理による土壌汚染の除去等を 進め 、安全性の確認後は、市街化調整区域の地区計画の導入などにより、地域の環境と調和の取れた適正な開発計画を許容していきます。	●北沢亜鉛工場跡地は、鉱さい処理による土壌汚染の除去等を 誘導し 、安全性の確認後は、市街化調整区域の地区計画の導入などにより、地域の環境と調和の取れた適正な開発計画を許容していきま	都計	有	最近の取り組み状況に沿う表現に修正
67	6 スポーツ施設の整備検討	6 スポーツ施設の整備検討			
67	●長伏公園周辺は、花いっぱいの景観づくりに努めるとともに、総合運動場としての整備を 検討 します。	●長伏公園周辺は、花いっぱいの景観づくりに努めるとともに、総合運動場としての整備を 促進 します。	都計(ス推)	有	適切な表現に修正
67	●日大の三島御園グラウンドは、より一層市民の利用が可能なスポーツ施設としての活用を要請しま	●日大の三島御園グラウンドは、より一層市民の利用が可能なスポーツ施設としての活用を要請しま	都計(ス推)	-	
67	7 定住対策	7 定住対策			
67	●大場赤王地区は、 「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく自然環境と調和したゆとりある住宅街区の建設を促進していきます。	(追加)	都計	有	内陸F「ゆとりある田園居住区整備促進事業」の位置付け

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
70	<p style="text-align: center;">中郷地域</p> <p style="text-align: center;">■中郷地域特定課題・都市施設/都市環境の整備</p> <p style="text-align: center;">第5章</p> <p style="text-align: center;">70</p> <p style="text-align: center;">**=巻末の用語集をご参照ください。</p>	<p style="text-align: center;">中郷地域</p> <p style="text-align: center;">■中郷地域特定課題・都市施設/都市環境の整備</p> <p style="text-align: center;">第5章</p> <p style="text-align: center;">70</p> <p style="text-align: center;">**=巻末の用語集をご参照ください。</p>	都計	有	<p>東駿河湾環状道路「塚原-塚本間」供用開始</p>

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
74	第6章 まず始めるまちづくりの目標	第6章 まず始めるまちづくりの目標			
74	短中期的な施策として以下のようなまちづくりの目標を定め、将来都市像の実現に努めます。	短中期的な施策として以下のようなまちづくりの目標を定め、将来都市像の実現に努めます。			
74	1) 県東部地域の拠点にふさわしい三島駅周辺の整備	1) 県東部地域の拠点にふさわしい三島駅周辺の整備			
74	(1) 広域交通結節点としての機能を高めるため、三島駅にアクセスする三島駅北口線や、下土狩文教線などの都市計画道路の整備を推進します。	(1) 広域交通結節点としての機能を高めるため、三島駅にアクセスする三島駅北口線や、下土狩文教線などの都市計画道路の整備を推進します。	都整	-	
74	(2) 商業・業務・情報・文化等の多様な都市機能の集積や立地を図るため、市街地再開発事業等による土地の高度利用を促進します。	(2) 商業・業務・情報・文化等の多様な都市機能の集積や立地を図るため、市街地再開発事業等による土地の高度利用を促進します。	三周	-	
74	2) 中心市街地の活性化	2) 中心市街地の活性化			
74	(1) 街中がせせらぎ事業などにより整備されたスポットや楽寿園・白滝公園との連続性を強め、湧水と水辺と緑などを活用し、三嶋大社を訪れる観光客や三島駅利用者を中心市街地に誘導し、地域の活性化を目指します。	(1) 街中がせせらぎ事業などにより整備されたスポットや楽寿園・白滝公園との連続性を強め、湧水と水辺と緑などを活用し、三嶋大社を訪れる観光客や三島駅利用者を中心市街地に誘導し、地域の活性化を目指します。	商観	-	
74	(2) 商店街の建物のセットバックの誘導や、路地、神社などの活用により、歩行者のたまり空間を創出し、誰にもやさしい、“歩いて楽しいまち”を目指します。	(2) 商店街の建物のセットバックの誘導や、路地、神社などの活用により、歩行者のたまり空間を創出し、誰にもやさしい、“歩いて楽しいまち”を目指します。	土木・都整 ・商工	-	
74	3) 交通混雑対策	3) 交通混雑対策			
74	(1) 東駿河湾環状道路のインターチェンジへのアクセス道路や谷田幸原線や西間門新谷線などの幹線道路の整備を推進します。	(1) 東駿河湾環状道路のインターチェンジへのアクセス道路や谷田幸原線や西間門新谷線などの幹線道路の整備を推進します。	土木	-	
74	(2) 身近な道路の改良（右折帯の整備や不規則交差点の改良、一方通行化の促進）を推進します。	(2) 身近な道路の改良（右折帯の整備や不規則交差点の改良、一方通行化の促進）を推進します。	土木・都整・都計	-	
74	(3) 総量的に自家用車利用を抑制するため、道路整備などのハード事業と並行して、ノーマイカーや車の相乗りなどの交通需要管理施策を推進するとともに、公共交通の利便性の向上などソフト施策を促進します。	(3) 総量的に自家用車利用を抑制するため、道路整備などのハード事業と並行して、ノーマイカーや車の相乗りなどの交通需要管理施策を推進するとともに、公共交通の利便性の向上などソフト施策を促進します。	都計・地安	-	
74	4) 良好な景観の保全や創出と電線類の地中化推進	4) 良好な景観の保全や創出と電線類の地中化推進			
74	(1) 優れた景観を形成している地区を景観重点整備地区に、地域の景観を誘導できる建築物等を景観重要建築物等に、また素晴らしい眺望を有する場所を眺望地点に指定することなどにより、三島の魅力を保全・育成し広く紹介していきます。	(1) 優れた景観を形成している地区を景観重点整備地区に、地域の景観を誘導できる建築物等を景観重要建築物等に、また素晴らしい眺望を有する場所を眺望地点に指定することなどにより、三島の魅力を保全・育成し広く紹介していきます。	都計	-	
74	(2) 市街地の「芝町通り」などの電線類の地中化やアーケードの撤去により歩きやすく快適な歩行者空間の創出を図ります。	(2) 市街地の「芝町通り」などの電線類の地中化やアーケードの撤去により歩きやすく快適な歩行者空間の創出を図ります。	都整	-	
74	(3) 水と緑と花による美しく品格あるまちづくり「ガーデンシティ」を推進するため、花いっぱい運動などの市民、企業、NPOとの協働により、沿道や未利用地の美しい景観づくりを推進します。	(3) 水と緑と花にあふれるガーデンシティを形成するため、花いっぱい運動などにより、沿道や未利用地の美しい景観づくりを推進します。	水緑	有	●「美しく品格ある」や「市民、企業、NPOとの協働」を追加【水緑】【都計】
74	5) 箱根西麓の地域振興の推進	5) 箱根西麓の地域振興の推進			
74	箱根西麓からの富士山や駿河湾などの景観や山間地の特性を生かし、新たな観光拠点（伊豆フルニツパーク、箱根西麓・三島大吊橋等）とも連携しながら、地域に消費者が訪れ、生産者と消費者がふれあえる新しい農業の振興や地域特産物の育成に努めます。	箱根西麓からの富士山や駿河湾などの景観や山間地の特性を生かし、地域に消費者が訪れ、生産者と消費者がふれあえる新しい農業の振興や地域特産物の育成に努めます。	商観・農政	有	フルーツパーク・大吊り橋との連携
74	6) 環境への負荷を考慮したクリーンエネルギーの活用や3Rの促進	6) 環境への負荷を考慮したクリーンエネルギーの活用やリサイクル・プレサイクルの促進			
74	環境先進都市の三島市として、クリーンエネルギーの活用や3R運動などにより、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを推進します。	環境先進都市の三島市として、クリーンエネルギーの活用やプレリサイクル運動などにより、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを推進します。	環政・生環	有	P32の表現に統一
74	7) 障害者、高齢者福祉施設などの整備促進とユニバーサルデザインの推進	7) 障害者、高齢者福祉施設などの整備促進とユニバーサルデザインの推進			
74	誰もが安全で安心して生活できるよう、障害者や高齢者の福祉施設の充実を図るとともに、歩道や公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。	誰もが安全で安心して生活できるよう、障害者や高齢者の福祉施設の充実を図るとともに、歩道や公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。	都計(長介・障がい)	-	
74	8) 「内陸のフロンティア」を拓く取組の推進	8) 「内陸のフロンティア」を拓く取組の推進			
74	東駿河湾環状道路のインターチェンジ周辺地域は、内陸部へ移転を希望する企業や住民の受け皿として活用するとともに、防災・減災機能の充実を最優先に、地域の特性を最大限に生かした美しさや品格のあるまちづくりを推進するため、「内陸のフロンティア」を拓く取組の総合特区に位置付けられた三島市の5事業の実現を図ります。	(追加)	政企	有	内陸のフロンティアを拓く取組の総合特区事業を位置付け
74	9) コンパクトなまちづくりの推進	9) コンパクトなまちづくりの推進			
74	急速に人口減少や高齢化が進展する中で、多極ネットワーク型コンパクトシティ※へと都市構造を誘導していくため、福祉・医療・商業等の生活サービス機能の計画的な配置、その周辺に一定の人口密度を維持するための居住誘導、それらをネットワーク化するための公共交通の充実など、都市全体を見渡した包括的なマスタープランである「立地適正化計画」を策定します。	(追加)	都計	有	都市再生特別措置法の改正を踏まえた修正
74	【多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ図】				
74					
74	国土交通省ホームページより				
74	※ 3R: 資源を有効利用して、ごみを減らし、資源循環型社会を目指す、リデュースReduce（減らす）、リユースReuse（再使用）、リサイクルRecycle（再生利用）の取り組み。				

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等	
75	<p>第7章 実現化方策（まちづくりの基本的方向）</p> <p>1）広域的な連携</p> <p>（1）広域的な役割と求められる機能 広域的な観点から東部地域を俯瞰してみると、三島市、沼津市、長泉町、清水町、函南町は、既に生活圏が一体化しており、産業面はもちろんのこと、医療・福祉面や環境面などからも広域的な連携を一層強化する必要があります。 本市は、その中でも、富士・箱根・伊豆や北駿の玄関口に位置し、それぞれの地域を結ぶ交通結節点として、また、広域的な観光や人的交流の場として圏域の社会経済活動を支える重要な役割を担っています。 このような役割をさらに充実させるためにも、本市は三島駅周辺の交通機能の集積と近隣市町へのアクセス強化を図り、広域的な連携の強化に努めていきます。 また、市内には国立遺伝学研究所、静岡県総合健康センター及び三島総合病院が立地しており、長泉町に建設された県立静岡がんセンターなども含め、周辺地域にはバイオ関連企業の集積があることなどから、将来的には、この圏域に学術コンベンション機能や研究開発機能の集積が進むことが予想され、広域的にその受け皿づくりを進めていく必要があります。</p> <p>（2）連携方策の検討 広域的な連携方策として現在制度化されているものに、広域市町村圏協議会、一部事務組合、広域連合、合併などの制度があります。少子・高齢化の進捗を踏まえ、住民サービスの質を維持向上させるとともに、効率的な行政運営を図るためにも、広域的な連携は必要とされています。 そのためにも、多種多様な連携方策を研究・模索し、この圏域にふさわしい連携方策を検討していきます。</p> <p>（3）広域的な連携を更に強化するための公共交通網の充実 将来のこの圏域の発展を支えるためには、広域的な道路網整備が必要なことは言うまでもありませんが、道路網整備と合わせて、鉄道やバスなどの公共交通機能の強化を図る必要があります。 そのためには、鉄道網とバス路線網との連携強化ばかりでなく、車の共有化（カーシェアリング）、ノーカーデーの実施、市街地内道路の交通規制、駐車場と公共交通網を効率的に結びつけたパーク・アンド・ライド駐車場の整備など、自動車の発生集中量を減らしていく交通需要管理施策の導入が必要であり、これからは、広域レベルで具体的な施策を検討する必要があります。</p> <p>2）市民と協働のまちづくりの推進</p> <p>「都市計画マスタープラン※」をはじめとした市の各種計画の策定で培ってきた市民参画によるまちづくりの気運をより一層高め、大輪の花を咲かせるために、本市では市民と協働のまちづくりを行政運営の基本として位置づけ、今後更に充実・発展させていきます。</p> <p>3）すべての人にやさしいまちづくり</p> <p>すべての人が活動の場を広げ、積極的な社会参画を果たすため、不特定多数の人が利用する公共的な建物や道路、公園、交通機関などについては、三島市移動等円滑化基本構想に基づき、物理的なバリアを解消し、ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>（1）官公庁施設 階段などの段差の解消、視聴覚障害者誘導装置の設置、障害者用トイレの設置、障害者用駐車場の整備などのユニバーサルデザイン化を推進します。</p>	<p>第7章 実現化方策（まちづくりの基本的方向）</p> <p>1）広域的な連携</p> <p>（1）広域的な役割と求められる機能 広域的な観点から東部地域を俯瞰してみると、三島市、沼津市、長泉町、清水町、函南町は、既に生活圏が一体化しており、産業面はもちろんのこと、医療・福祉面や環境面などからも広域的な連携を一層強化する必要があります。 本市は、その中でも、富士・箱根・伊豆や北駿の玄関口に位置し、それぞれの地域を結ぶ交通結節点として、また、広域的な観光や人的交流の場として圏域の社会経済活動を支える重要な役割を担っています。 このような役割をさらに充実させるためにも、本市は三島駅周辺の交通機能の集積と近隣市町へのアクセス強化を図り、広域的な連携の強化に努めていきます。 また、市内には国立遺伝学研究所、静岡県総合健康センター及び三島社会保険病院が立地しており、長泉町に建設された県立静岡がんセンターなども含め、周辺地域にはバイオ関連企業の集積があることなどから、将来的には、この圏域に学術コンベンション機能や研究開発機能の集積が進むことが予想され、広域的にその受け皿づくりを進めていく必要があります。</p> <p>（2）連携方策の検討 広域的な連携方策として現在制度化されているものに、広域市町村圏協議会、一部事務組合、広域連合、合併などの制度があります。少子・高齢化の進捗を踏まえ、住民サービスの質を維持向上させるとともに、効率的な行政運営を図るためにも、広域的な連携は必要とされています。 そのためにも、多種多様な連携方策を研究・模索し、この圏域にふさわしい連携方策を検討していきます。</p> <p>（3）広域的な連携を更に強化するための公共交通網の充実 将来のこの圏域の発展を支えるためには、広域的な道路網整備が必要なことは言うまでもありませんが、道路網整備と合わせて、鉄道やバスなどの公共交通機能の強化を図る必要があります。 そのためには、鉄道網とバス路線網との連携強化ばかりでなく、車の共有化（カーシェアリング）、ノーカーデーの実施、市街地内道路の交通規制、駐車場と公共交通網を効率的に結びつけたパーク・アンド・ライド駐車場の整備など、自動車の発生集中量を減らしていく交通需要管理施策の導入が必要であり、これからは、広域レベルで具体的な施策を検討する必要があります。</p> <p>2）市民と協働のまちづくりの推進</p> <p>「都市計画マスタープラン※」をはじめとした市の各種計画の策定で培ってきた市民参画によるまちづくりの気運をより一層高め、大輪の花を咲かせるために、本市では市民と協働のまちづくりを行政運営の基本として位置づけ、今後更に充実・発展させていきます。</p> <p>3）すべての人にやさしいまちづくり</p> <p>すべての人が活動の場を広げ、積極的な社会参画を果たすため、不特定多数の人が利用する公共的な建物や道路、公園、交通機関などについては、三島市移動等円滑化基本構想に基づき、物理的なバリアを解消し、ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>（1）官公庁施設 階段などの段差の解消、視聴覚障害者誘導装置の設置、障害者用トイレの設置、障害者用駐車場の整備などのユニバーサルデザイン化を推進します。</p>				
75		都計	-			
75		都計	-			
75		都計	-			
75		都計	有	病院名称の変更による		
75		政企	-			
75		政企	-			
75		都計・地安	-			
75		都計・地安	-			
75		地安・政企	-			
75		都計	-			
75		都計	-			

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等
76	<p>(2) 公共的施設 公共的施設は、<u>ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備やバリアフリー化</u>の促進を図るとともに、施設整備支援を促進します。</p>	<p>(2) 公共的施設 公共的施設の<u>バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化</u>の促進を図るとともに、施設整備支援を促進します。</p>	都計	有	表現の適正化
76			土木・都整・地安	-	
76	<p>(3) 歩行空間の整備 視聴覚障害者誘導点字ブロックの敷設や歩道の設置を進めるとともに、放置自転車や看板類などの障害物の除去を進め、安心して通行できる歩行者空間の確保を図ります。</p>	<p>(3) 歩行空間の整備 視聴覚障害者誘導点字ブロックの敷設や歩道の設置を進めるとともに、放置自転車や看板類などの障害物の除去を進め、安心して通行できる歩行者空間の確保を図ります。</p>	都計	-	
76			土木・都整・地安	-	
76	<p>4) 社会経済情勢の変化に対応したまちづくり 今回の策定にあたっては、市民が描いた将来都市像（目標）は尊重し、この都市像を実現するための各種手段（施策）について、目標年次である平成32年までに行政として事業着手できないものについては先送りしていますが、これらの施策は、目標年次までに事業の熟度が高まった場合や、経済情勢や人口動態等の変動によって緊急性が高まれば、マスタープランの改訂等に対応することになり</p>	<p>4) 社会経済情勢の変化に対応したまちづくり 今回の策定にあたっては、市民が描いた将来都市像（目標）は尊重し、この都市像を実現するための各種手段（施策）について、目標年次である平成32年までに行政として事業着手できないものについては先送りしていますが、これらの施策は、目標年次までに事業の熟度が高まった場合や、経済情勢や人口動態等の変動によって緊急性が高まれば、マスタープランの改訂等に対応することになり</p>	都計	-	
76			土木・都整・地安	-	
76	<p>(1) 土地区画整理事業 都市計画道路の整備などに併せて面的に良好な居住環境を形成するために計画したのですが、減歩や保留地の売却などを伴う事業手法や費用の点から、景気の穏やかな回復がうかがえるものの地域経済の動向が不透明のため、市民の理解を得にくい事業であることから、市民ニーズ等を捉えながら、事業の熟度に応じて再検討します。</p>	<p>(1) 土地区画整理事業 都市計画道路の整備などに併せて面的に良好な居住環境を形成するために計画したのですが、減歩や保留地の売却などを伴う事業手法や費用の点から、景気の穏やかな回復がうかがえるものの地域経済の動向が不透明のため、市民の理解を得にくい事業であることから、市民ニーズ等を捉えながら、事業の熟度に応じて再検討します。</p>	都計	有	第3回計画に取り掛かっているため
76			土木・都整・地安	-	
76	<p>(2) 都市計画道路 平成23年度以降に行う都市計画道路の必要性再検証の結果や、<u>東駿河湾都市圏総合都市交通計画</u>に基づき新たな都市計画道路の位置づけを検討していきます。</p>	<p>(2) 都市計画道路 平成23年度以降に行う都市計画道路の必要性再検証の結果や、<u>第2回東駿河湾都市圏総合都市交通計画</u>に基づき新たな都市計画道路の位置づけを検討していきます。</p>	都計	-	
76			土木・都整・地安	-	
76	<p>(3) 大規模公共施設の整備 スポーツ公園や各地域の文化施設などについては、健康増進や文化活動等の充実を図っていくため、施設の整備に向け引き続き努力していきます。</p>	<p>(3) 大規模公共施設の整備 スポーツ公園や各地域の文化施設などについては、健康増進や文化活動等の充実を図っていくため、施設の整備に向け引き続き努力していきます。</p>	都計	-	
76			土木・都整・地安	-	

第2次三島市都市計画マスタープラン検討資料（新旧対照表）

頁	改正後	改正前	担当課	修正 有無	修正理由等																						
77	<p>第8章 長期的視野に立ったまちづくりの課題</p> <p>1) 新しい公共交通機関等の整備</p> <p>この圏域には、JR東海道線や御殿場線・伊豆箱根鉄道駿豆線があり、他の都市圏と比べ恵まれた交通機関を有していますが、利用交通手段を見ると、自家用車が圧倒的に多く、鉄道やバスなどの公共交通の利用促進が、圏域全体の大きな課題となっています。</p> <p>鉄道は一度に大量の人を輸送できる利便性の高い交通手段であり、道路混雑に影響されない信頼性のある交通手段として、また、低炭素化の都市づくりを広域的に進めていく上でも、今後より重要になるものと予想されます。</p> <p>このため、都市圏の連携強化を図る新たな交通システムなどの導入について、採算面も含めて調査・研究を進め、鉄道網の充実に努めていく必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【今後検討すべき施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三島駅北口と下土狩駅との連携強化 ・広域都市圏の既成市街地を結ぶ新交通システム ・三島駅南北自由通路の整備 </div> <p>2) 公共施設等※の老朽化対策</p> <p>高度経済成長期に建設された公共施設等が老朽化し、これから集中して更新時期を迎えますが、人口減少や少子高齢化等により厳しい財政状況が続くことや、公共施設等※の利用需要が変化していくことが予想されることなどから、長期的な視点をもった対策が望まれます。</p> <p>このため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組み、公共施設等※の全体の状況把握や、点検・診断結果に基づく維持管理・修繕・更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等※の安全性の確保と最適な配置を実現するとともに、財政負担の軽減・平準化、さらには、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な耐震化などに努めていく必要があります。</p> <p>※ 公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。</p>	<p>第8章 長期的視野に立ったまちづくりの課題</p> <p>1) 新しい公共交通機関等の整備</p> <p>この圏域には、JR東海道線や御殿場線・伊豆箱根鉄道駿豆線があり、他の都市圏と比べ恵まれた交通機関を有していますが、利用交通手段を見ると、自家用車が圧倒的に多く、鉄道やバスなどの公共交通の利用促進が、圏域全体の大きな課題となっています。</p> <p>鉄道は一度に大量の人を輸送できる利便性の高い交通手段であり、道路混雑に影響されない信頼性のある交通手段として、また、低炭素化の都市づくりを広域的に進めていく上でも、今後より重要になるものと予想されます。</p> <p>このため、都市圏の連携強化を図る新たな交通システムなどの導入について、採算面も含めて調査・研究を進め、鉄道網の充実に努めていく必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【今後検討すべき施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三島駅北口と下土狩駅との連携強化 ・広域都市圏の既成市街地を結ぶ新交通システム ・三島駅南北自由通路の整備 </div> <p>(追加)</p>	<table border="1"> <tr> <td>都計・地安</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三周</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	都計・地安	-		都計	-		都計	-		都計	-		都計	-		都計	-		三周	-				
都計・地安		-																									
都計		-																									
都計		-																									
都計		-																									
都計		-																									
都計		-																									
三周		-																									
77				政企	有	ファシリティマネジメントの観点を追加																					